

## GREEN×EXPO 2027の機運醸成について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）は、令和7年3月19日に開催2年前を迎えます。これを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」の更なる機運の醸成を図ります。

引き続き、GREEN×EXPOの開催に向け、自治会町内会はじめ、市民の皆様と共に盛り上げていきたいと考えています。ぜひ、ご期待ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 事業の概要

「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！	
・車体広告（ラッピングトレイン）	【運行期間】 3月上旬～5月末（予定）
・車内広告（アドトレイン）	【運行期間】 2月下旬～3月末（予定）
都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！	
・カウントダウンボードの設置	【設置期間】 3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）
・会場周囲の仮囲いの装飾	【実施期間】 3月19日～当面
横浜都心部や会場周辺駅の装飾	
・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、 元町・中華街駅、瀬谷駅 等	【実施期間】 3月初旬から順次実施予定
・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅	
・階段広告：新横浜駅、馬車道駅	

\*詳細は、別添「令和7年3月4日 記者発表資料」をご覧ください。

# 「GREEN×EXPO 2027」開催まであと2年！ 横浜の街なかを彩り、開催への期待感を高めていきます

令和7年3月19日に、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の開催2年前を迎えます。それを契機に、開催2年前限定の新たなデザイン等により、横浜の街を彩り、「GREEN×EXPO 2027」のさらなる機運の醸成を図ります。



〈開催2年前限定デザイン〉

## 1 「GREEN×EXPO」で車体をラッピングした電車を初運行！

横浜市営地下鉄において初のラッピングトレインを運行！その他にも、横浜市内に乗り入れる鉄道各社の車内を「GREEN×EXPO 2027」のデザインで彩り、「GREEN×EXPO 2027」の認知度を高めます。

- (1) 車体広告（ラッピングトレイン）
  - ・横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）
  - 【運行期間】3月上旬～5月末（予定）
- (2) 車内広告（アドトレイン）
  - ・相鉄線（全編成）、横浜市営地下鉄（ブルーライン、グリーンライン：各1編成）、JR京浜東北・根岸線（1編成）
  - 東急線（5編成）、京急線（1編成）、シーサイドライン（2編成）
  - 【運行期間】2月下旬～3月末（予定）（各線により時期が異なります）



〈横浜市営地下鉄車体広告イメージ〉



〈車内広告イメージ〉

裏面あり



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷





## 2 都心部や地元瀬谷区・旭区を GREEN×EXPO で彩り、祝祭感を演出！

GREEN×EXPOの地元瀬谷区や旭区、新幹線の発着駅である新横浜駅にGREEN×EXPO仕様のカウンタダウンボード等を設置します。また、開催2年前限定の新たなデザインにより街なかを彩り、開催2年前の祝祭感を演出します。

### (1) カウンタダウンボードの設置

- ・瀬谷駅北口広場、三ツ境駅ペDESTリアンデッキ、新横浜駅交通広場
- 【設置期間】3月19日～GREEN×EXPO終了まで（予定）



〈カウンタダウンボード 設置イメージ〉

### (2) 会場周囲の仮囲いの装飾

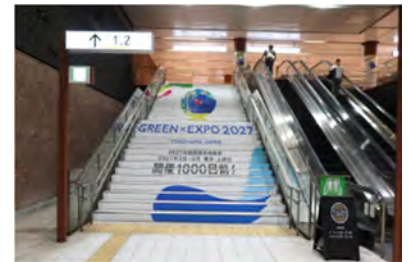
- ・GREEN×EXPO 2027の会場となる旧上瀬谷通信施設の工事現場の仮囲いを、市内の中学生がGREEN×EXPOをイメージして描いた絵画やGREEN×EXPOデザインで装飾
- 【実施期間】3月19日～当面



〈仮囲い 装飾イメージ〉

### (3) 横浜都心部や会場周辺駅の装飾

- ・壁面広告：横浜駅、新横浜駅、元町・中華街駅、瀬谷駅 等
  - ・柱巻き広告：馬車道駅、新横浜駅
  - ・階段広告：新横浜駅、馬車道駅
- 【実施期間】3月初旬から順次実施予定



〈馬車道駅 階段広告イメージ〉

## 2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」の概要

開催場所 : 神奈川県横浜市（旧上瀬谷通信施設）  
開催期間 : 2027年3月19日（金）～ 2027年9月26日（日）  
テーマ : 幸せを創る明日の風景 ～Scenery of the Future for Happiness～  
博覧会区域 : 約100ha（内、会場区域80ha）  
クラス : A1（最上位）クラス（AIPH承認＋BIE認定）  
参加者数 : 1500万人（有料来場者数：1,000万人以上）



公式マスコットキャラクター  
「トウクトウク」

©Expo 2027

お問い合わせ先

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長 古市 悟志 TEL:045-671-4866



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



GREEN×EXPO 2027

開催まであと2年!メインテーマは

「幸せを創る明日の風景」

# TSURUMI GO GREEN

## ～花や緑にふれて、体験しよう～



GREEN×EXPO 2027 の開催まであと 2 年。  
さまざまな体験ができるイベントや展示を開催します。  
花や緑にふれて、持続可能な未来について考えませんか。



詳しくはこちらで  
チェック!

※「GO GREEN」には「環境にやさしい行動をとる」という意味があります。

### イベント

3月20日(水) 11~15時  
会場 JR鶴見駅東口駅前広場

雨天決行・荒天中止

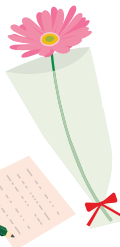
参加無料  
事前申込  
不要

ワックンも遊びに来るよ!  
一緒に写真が撮れるかも  
ワックン登場時間(予定)  
11:30~、14:00~



### GREEN×EXPO 2027コーナー 切り花メッセージカード ～何でもない日に花を贈ろう～

1人1本のお花とメッセージカードをお渡しします。普段は伝えられない家族や友人への思いを、お花と一緒にプレゼントしませんか。(数量限定)



トウントウンのぬり絵も



フォトスポットも! ※画像はイメージです

### 花・緑コーナー

#### たねダンゴ®作り

土を練ってつくったおダンゴに、種と肥料をまぶしたのを作る体験ができます。完成したたねダンゴ®はプレゼントします。



ガーデンベア  
© ITOON/GN



【たねダンゴ®】は、公益社団法人日本家庭園芸普及協会が普及をすすめる新しいたねまきの手法です



駅前花壇の植え替えも同時開催!

### プラ分別PRコーナー

#### キーホルダー作り

その場で撮影した写真を缶バッジにしてお渡しします。思い出を残しませんか。(数量限定)



重さ当てゲームもあるよ!  
ピッタリ当たったらプレゼントも!



### 展示

3月3日(月)～31日(月) @ 鶴見図書館  
図書館展示「GREEN×EXPO 2027まで、あと2年」

3月12日(水)～26日(水) @ 鶴見区役所区民ホール  
「幸せを創る明日の風景」を描く～中学生絵画展～

3月下旬～ @ 鶴見駅 東西自由通路が花や緑でいっぱいの明るく華やかな空間に大変身!



※画像はイメージです

主催：鶴見区役所 問合せ：045-510-1676

©Expo 2027



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

## 新たなパスポート（2025年旅券）の発給と申請手続等の変更点について【情報提供】

### 1 趣旨・概要

令和7年3月24日申請分以降、偽造・変造対策を大幅に強化した新たなパスポート（2025年旅券）の発給が始まるとともに、申請手続等が変更されます。申請から交付までの日数や申請手数料が変わるほか、これまでの切替申請に加え、新規申請においてもオンライン申請をご利用いただけるようになります。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 パスポート申請手続等の変更点（令和7年3月24日申請分以降）

#### (1) 「2025年旅券」の導入

ア 偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」の発給が開始されます。顔写真ページがプラスチック基材となり、レーザーで印字・印画されます。

イ 現行、各都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、「2025年旅券」は国立印刷局で集中的に作成された後、各都道府県旅券事務所に配送されます。そのため、パスポート申請から交付までにかかる日数が以下のとおり変更されます。

窓 口	現 行	変更後 (3/24申請分から)
横浜市パスポートセンター (中区・産業貿易センタービル2階)	6日間	9日間
センター南パスポートセンター (都筑区・センター南駅構内1階)	8日間	11日間

※パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。

#### (2) オンライン申請の利便性が向上

ア 切替申請のみ可能であったオンライン申請が新規申請にも拡充され、ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能になります。オンライン申請をしていただくと、来庁は受取時の一回のみで済みます。（これまでどおり紙の申請書による窓口での申請もできます。）

※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。



イ オンライン申請では戸籍の情報がシステムにより連携されるため、戸籍謄本の提出が不要になります。

ウ 申請手数料が変更され、オンライン申請の場合は窓口申請に比べて 400 円安くなります。

申請方法		現 行	変更後 (3/24 申請分から)
10年有効 パスポート	窓口	16,000 円	16,300 円
	オンライン		15,900 円
5年有効 パスポート	窓口	11,000 円	11,300 円
	オンライン		10,900 円

横浜市パスポートセンターWEB ページ

2次元コード→



市民局パスポートセンター  
担当 田嶋、入江  
電話 045-671-9580 /FAX 045-671-9590  
メール sh-passport-sb@city.yokohama.lg.jp

# 3月24日申請分からパスポートが変わります！

## 1 「2025年旅券」の導入【安全に！】

- (1) **2025年3月24日申請分**から、**偽造・変造対策を大幅に強化した「2025年旅券」**の発給が開始されます。
  - ▶ 現行、申請者から申請を受理した都道府県旅券事務所で旅券を作成していますが、2025年旅券は国立印刷局で集中的に作成し、都道府県に配送のうえ、申請者に交付します。
  - ▶ 顔写真ページが**プラスチック基材**となり、レーザーで印字・印画されます。
- (2) 国立印刷局から配送するため、**申請から交付までの日数が以下のとおり変更**になります。
  - ▶ パスポートの有効期限を確認し、十分余裕をもって申請をお願いします。



窓口	現行	変更後（3/24申請分から）
横浜市パスポートセンター （中区・産業貿易センタービル2階）	6日間	9日間
センター南パスポートセンター （都筑区・センター南駅構内1階）	8日間	11日間



横浜市パスポートセンターWEBページ  
2次元コード

## 2 オンライン申請の利便性が大幅に向上【便利に！】

- (1) **ほとんど全ての申請でマイナポータルを通じたオンライン申請※が可能**になります。
  - ▶ オンライン申請なら、**来庁は受取時の1回のみ**！
  - ※マイナポータルの利用にはマイナンバーカードが必要です。
- (2) **オンライン申請では**戸籍の情報がシステムにより連携されるため、**戸籍謄本の提出が不要**になります。
- (3) 手数料が以下のとおり変更されます。**オンライン申請だと窓口申請に比べ400円お得になります！**

申請方法		現行	変更後（3/24申請分から）
10年有効パスポート	窓口	16,000円	16,300円
	オンライン		15,900円
5年有効パスポート	窓口	11,000円	11,300円
	オンライン		10,900円

問合せ先 **横浜市市民局 パスポートセンター**  
TEL：045-671-9580 FAX：045-671-9590  
（平日9：00～16：45）

## 「令和 7 年度横浜市市民活動保険」の周知及びリーフレットの配布について【事業説明】

### 1 事業の趣旨

「横浜市市民活動保険」は、より住みやすい地域の実現のため、ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、市があらかじめ保険会社と保険契約を締結して運営しています。令和 7 年度もこれまでと同様に、継続して実施します。是非ご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 令和 7 年度横浜市市民活動保険補償内容（令和 6 年度補償内容から変更はありません）

賠償責任保険（限度額）		傷害保険	
身体賠償	1 名 1 億円	死亡	1 名 500 万円
	1 事故 5 億円	後遺障害	後遺障害の程度に応じた金額 (1 名 上限 500 万円)
財物賠償	1 事故 500 万円	入院	1 日 3,500 円 (180 日限度)
保管物賠償	1 事故 500 万円	通院	1 日 2,500 円 (90 日限度)
免責金額 (自己負担額)	5,000 円	手術	入院の手術 35,000 円 外来の手術 17,500 円

### 4 添付資料

リーフレット「令和 7 年度横浜市市民活動保険のご案内」



### 5 主な配布先

各区総務課、各区区政推進課広報相談係、各区市民活動支援センター、  
地域ケアプラザ 等

本市ホームページにも掲載します。

※ 令和 7 年度横浜市市民活動保険事業は、予算案が横浜市会において議決されることが実施の条件となります。



# 令和7年度 横浜市市民活動保険のご案内

ボランティア活動中のケガや、他人の物を壊した場合などの補償制度です。

令和7年4月1日午後4時～翌年4月1日午後4時に発生した事故が対象です。  
補償内容等が年度によって変わる場合がありますので、必ずご確認ください。

## 特徴

- 保険料は不要です。
- 事前の登録・加入手続きは不要です。
- 事故発生後に手続きをしていただけます。

ボランティア活動をする方が安心して活動を行えるように、横浜市が保険料を負担し、保険会社と契約をしています。活動者には事故発生後に、日頃の具体的な活動内容や、事故の状況を書面で報告していただきます。それに基づき横浜市と保険会社が審査を行い、要件を満たしていることが確認できた場合に保険金が支払われます。

※ 詳しい手続き方法・必要書類については、最後のページをご確認ください。

## 対象

もっぱら市内で、次の4つの要件を全て満たすボランティア活動を行う方。

- ① **自主的に**構成されたグループや個人、地域住民組織である自治会町内会が行っている活動
- ② **無報酬**の活動（交通費などの実費の支給を除く）
- ③ **継続的・計画的**に行っている活動
- ④ **公益性**のある(他人や社会に貢献する)活動

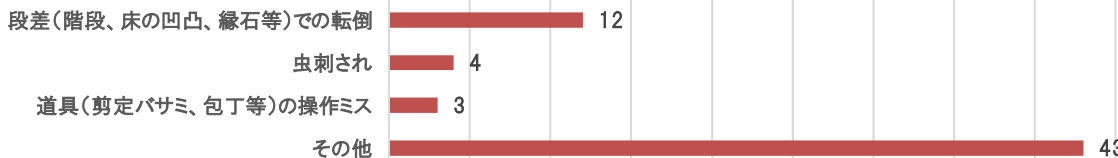
対象となる活動の例は次ページ

※ 対象となるボランティア活動には次の行為も含まれます。

- ・ 集合地又は出発地及び解散地と自宅との通常考えられる経路の往復途上（国内に限る）
- ・ 活動に必要な会議・会場設営の準備活動、後片付け

### 事故の原因は？

【傷害事故: 令和6年4月～令和6年12月】



### 負傷内容は？



どうぞ気を付けてご活動ください。

# 対象となるボランティア活動の例



1	社会福祉施設等への援護活動	行事の手伝い、習い事の指導、慰問 等
2	高齢者、障がい児・者等への援護活動	配食サービス、生活介助、手話通訳・点訳・朗読奉仕 等
3	清掃活動	公園・河川・公道等の不特定多数の方が利用する場所の清掃・美化活動 等
4	資源回収・リサイクル活動	
5	公共的団体が行う募金活動	共同募金、交通遺児募金 等
6	地域防災・防犯活動	地域防災拠点の運営、地域の防災訓練の運営・指導、避難所での配食活動、防犯パトロール 等
7	交通安全活動	通学路での児童の見守り、自転車放置防止 等
8	保健衛生活動	食生活改善指導、健康に関する啓発 等
9	スポーツ活動の指導・運営	各種スポーツの指導、競技会の企画・運営・審判 等
10	文化活動の指導・運営	絵画・音楽・パソコン・各種学習の指導、講座の企画・運営 等
11	地域住民組織の運営	自治会町内会や老人クラブ、子ども会の運営、自治会町内会役員会等の会議への参加、広報物の配付・掲示 等
12	市(区)主催・共催事業の企画・運営	講演会、展示会等の企画・運営 等



## 次の活動は対象になりません。(主な例)

- (1) 勤務中や職業に従事しているときの活動、委託契約に基づく活動(報酬の有無にかかわらず、対象外)
- (2) 民生委員・児童委員、スポーツ推進委員などの非常勤特別職の地方公務員としての活動  
(公務災害等の補償があります)
- (3) 学校管理下での活動(例:市立学校の授業で川の清掃を行う生徒と、それを指導する地域の方)
- (4) 単位取得や学習のために行う活動(例:学校の宿題として課された活動)
- (5) 金額にかかわらず、謝金・手当など、労働の対価が支給される活動(交通費・食費などの実費の支給は可)
- (6) 一時的、突発的な善意の行為(例:一時的な手伝い、突然倒れた人を助ける行為)
- (7) 親睦が目的の活動、サークル活動(例:団体の親睦会、活動後の慰労会、趣味の活動)
- (8) 互助的な活動(例:集合住宅の敷地内の清掃、共有財産の管理、ごみ集積場所の清掃)
- (9) 特定の個人や特定の団体の利益のための活動
- (10) 政治、宗教、営利に関わる活動(例:祭礼等の宗教行為を含む行事、宗教施設の維持管理等)
- (11) チェーンソーを使用する森林ボランティア活動 (賠償責任事故のみ対象となります)
  - ① 防災訓練やイベントの参加者、講座の受講者は対象になりません。(スポーツ活動の運営者であっても競技参加中の事故は対象外となります)
  - ② 本市が執行する他の保険とは併用できません。(個人で加入している民間の保険との併用は可能です)
  - ③ 本市が所有する施設への賠償責任事故には適用できません。

# 補償内容



賠償責任事故	ボランティア活動中にボランティア活動者の過失により、他人にケガを負わせたり、他人の物を壊してしまったりなどした結果、被害者から損害賠償を求められ、 <b>法律上の賠償責任を負った場合に</b> 保険金が支払われます(道義上の責任のみでは支払対象となりません)。 <b>※免責金額(自己負担額)5,000円を超える部分について支払われます。</b>			
	区分	保険金額(限度額)	自己負担額	内容
	身体賠償	1名 1億円 1事故 5億円	5,000円	他人の身体に損害を与えた場合
	財物賠償	1事故 500万円		他人の財物に損害を与えた場合
保管物賠償	他人からの預かり品や管理している物を滅失・き損・汚損などにより被害を与えた場合			

傷害事故	ボランティア活動中に発生した <b>急激かつ偶然な外来事故(※)</b> によって、ボランティア活動者が死亡・負傷した場合に保険金が支払われます。		
	区分	保険金額	内容
	死亡	1名 500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に死亡した場合
	後遺障害	程度により 1名 20~500万円	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合
	入院	1日 3,500円 (180日限度)	傷害事故が原因で事故の日から180日以内に入院または通院した場合
	通院	1日 2,500円 (90日限度)	※実際にかかった費用ではなく、入院・通院の日数で計算します。 ※ <b>医師のいる医療機関</b> で診断・治療を受けてください。
手術	入院の手術 35,000円 外来の手術 17,500円	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から180日以内に傷害の治療のために手術を受けた場合(1回の手術に限る)	

### ※急激かつ偶然な外来事故とは

- ・ **急激**・・・原因または結果の発生を**避け得ない**程度に急迫した状態
- ・ **偶然**・・・原因または結果の発生が対象者にとって**予知できない**状態
- ・ **外来**・・・原因の発生が対象者の身体に内在するもの(**持病等**)ではないこと



## 支払いの対象とならない主な例

### ■賠償責任事故・傷害事故 共通

・地震、噴火、または津波による事故 ・活動者の故意による事故 ・活動者の心神喪失による事故 等

### ■賠償責任事故

- ・ 車両の所有、使用、または管理に起因する事故
- ・ 故意又は重大な過失により法令に違反して製造、販売又は提供した物による事故
- ・ 自身(団体)の財物の滅失、き損または汚損
- ・ 活動者の親族に対する事故 等

### ■傷害事故

- ・ 熱中症
- ・ 対象者の脳疾患や疾病によるもの
- ・ 細菌性食中毒
- ・ むち打ち症や腰痛などで、それらの症状を裏付けるに足りる医学的他覚所見がないもの
- ・ 自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔運転による事故
- ・ 重大な過失による事故
- ・ 長時間立って作業をしたことでひざを痛めた 等



# 事故が起こった際の手続き方法



## 1 (ケガをした場合)すぐ病院へ行く

事故によるケガの状態を把握し、適切な治療を受けるために**医師のいる病院**へ行きます。

## 2 区役所へ連絡する(原則 30 日以内)

事故が発生した場合は、お近くの**区役所総務課**まで電話等でご連絡ください。手続き方法をご説明いたします。

## 3 区役所に必要書類を提出する(事故報告書の様式を受け取った日から原則 14 日以内)

■ 区役所から「**事故報告書(様式)**」をお渡します。必要事項を記入し、**書類(下表参照)**と一緒にご提出ください。

保険の対象要件(確認事項)		提出書類の例
1	自主的に構成されたグループや個人、地域住民組織である	規約、会則、チラシ、ボランティア募集チラシ・パンフレット等
2	無報酬の活動である	
3	公益性のある活動である	
4	継続的・計画的に実施されている活動である	事業計画書、案内文、チラシ・パンフレット 等
5	申請者(活動者)が事故日に活動していた	当日の活動者名簿、当番表、ボランティア登録票 等
6	【往復経路での事故の場合のみ】 事故は、適切な経路上で発生している	「自宅～活動場所」の経路と事故発生場所が示された地図

■ 「**事故報告書**」には、**事故や活動を証明できるご家族以外の第三者の氏名・住所等を記載**していただきます。

■ **市が、対象となる活動であると認める場合に、保険会社から保険金の請求に必要な書類をお送りします。**

## 4 保険会社に保険金の請求書を提出する

■ **賠償責任事故の場合**は、被害者との間で示談が成立した時、または調停、裁判上の和解、判決等、書面による合意が成立した後にご提出ください。

■ **傷害事故の場合**は、日常生活に支障がない程度まで回復された時、または事故発生日から 180 日を経過した時にご提出ください。

■ **請求内容について保険会社が確認・調査した結果、対象事故であると認める場合に、保険金が支払われます。**

よくあるご質問

横浜市ホームページに掲載しています。 [トップページ](#) [市民活動保険](#) [検索](#)



Q1: 市民活動保険が利用できるのなら、自分で契約していた保険は解約しても大丈夫ですか？

→市民活動保険は万が一の事故のための最低限の補償を行う制度のため、活動内容を踏まえ、どの範囲の補償が必要か十分に検討してください。なお、任意で契約した民間の保険と併用できる場合もあります。

Q2: 申請書類に名簿等の提出が必要とありますが、個人情報の取扱はどのようになりますか？

→全員の名簿は必要ありません。申請する方や関係する方の記載部分のみご提出ください。また、ご提出の際は団体代表者や該当者の了解を得る等、ご調整ください。

(各区役所総務課)	お問い合わせ・申請先	青葉区	Tel 978-2212 Fax 978-2410	港南区	Tel 847-8305 Fax 841-7030	戸塚区	Tel 866-8308 Fax 881-0241
		旭区	Tel 954-6006 Fax 951-3401	港北区	Tel 540-2206 Fax 540-2209	中区	Tel 224-8112 Fax 224-8109
		泉区	Tel 800-2312 Fax 800-2505	栄区	Tel 894-8311 Fax 895-2260	西区	Tel 320-8308 Fax 322-9847
		磯子区	Tel 750-2311 Fax 750-2530	瀬谷区	Tel 367-5611 Fax 366-9657	保土ヶ谷区	Tel 334-6373 Fax 334-6390
		神奈川区	Tel 411-7006 Fax 324-5904	都筑区	Tel 948-2212 Fax 948-2208	緑区	Tel 930-2211 Fax 930-2209
	市外局番 045	金沢区	Tel 788-7705 Fax 786-0934	鶴見区	Tel 510-1653 Fax 510-1889	南区	Tel 341-1224 Fax 241-1151

<作成・発行> 横浜市市民局地域活動推進課

Tel : 045-671-3624 / Eメール: sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

## 令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について【情報提供】

### 1 趣旨

令和7年度市民局予算案における自治会町内会向け支援制度について、内容の詳細をご案内させていただきます。自治会町内会向けの補助金の新設や拡充等が盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

### 3 今回ご案内する支援制度について（参考：別紙一覧参照）

- (1) 地域の防犯力向上緊急補助金【新設】・・・資料1
- (2) 地域防犯カメラ設置補助金【拡充】・・・資料2
- (3) 地域活動推進費補助金【拡充（各区連会でご案内）】
- (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金【継続】・・・資料3
- (5) LED防犯灯事業【継続】・・・資料4

### 4 備考

令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

#### 【各制度所管担当】

<p>(防犯関連) 市民局地域防犯支援課 (1) 地域の防犯力向上緊急補助金 LED防犯灯事業 電話 045-671-3709 佐々木、石橋 (2) 地域防犯カメラ設置補助金 電話 045-671-3705 川口(大)、早野 メール：<a href="mailto:sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp</a></p>	<p>(地域活動、会館脱炭素化関連) 市民局地域活動推進課 (3) 地域活動推進費補助金 川口(喜)、笹尾 (4) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 松永、高橋 電話：045-671-2317 メール：<a href="mailto:sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp">sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp</a></p>
---	---





## 市民局（一部総務局） 令和7年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期	問合せ・申請先
補助の新設 地域の防犯力向上緊急補助金	自治会町内会等が、地域の防犯力向上に向け実施する公益的な取組（例：防犯パトロール実施、防犯啓発グッズ作成・購入、センサーライト等防犯設備機器整備、防犯講座開催）への補助。 <u>補助率 9/10、上限 20 万円</u> ※資料1参照	4～10月	【4月1日～】 受付センター 電話 045-550-5125
上限額引き上げ 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助率 9/10、 <u>上限 21 万→28 万円</u> ※資料2参照	4～7月	区地域振興課
上限額引き上げ (単位自治会町内会への補助のみ) 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助 <u>上限額 700 円→900 円</u> ×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月	区地域振興課
補助の継続 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED 照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率 2/3、上限あり ※資料3参照	4～9月	【4月1日～】 市住宅供給公社(予定) 電話 045-451-7740
地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月	区地域振興課
自治会町内会館整備費補助金	昨年、7年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。 補助率 1/2、上限：新築・購入 1500 万円（1㎡あたり 12.5 万円を限度）、修繕 250 万円等	※8年度整備に向けた事前申出 4～6月	区地域振興課 （4月市連会・区連会にて案内）
町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用 各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯 160 円）	4～6月	区総務課 （区連会にて案内）

※LED 防犯灯事業：自治会町内会等の申請により 300 灯（電柱共架型）の新設（申請時期：4～5月、問合せ・申請先：区地域振興課）

※令和7年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。 ※資料4参照





# 補助制度の概要

## ＞ 対象団体

自治会町内会・地区連合町内会

## ＞ 補助要件

- 1 自治会町内会・地区連合町内会が地域の防犯力向上に向け実施する、公益的な取組であるもの。
- 2 本事業の利用に際し、地域の防犯力向上を目的として、地域の防犯力を高める取組について検討し、意思決定を行った上で実施するもの。
- 3 令和7年4月1日から同年10月31日までの日付で発行された領収書(団体名、品名の内訳、金額の内訳が明記されているもの)の写しの添付のあるもの。
- 4 交付申請兼実績報告書を令和7年10月31日までに提出可能なもの。
- 5 事業の実施に必要な手続や実施後の管理等を、団体の責任において適切に行えるもの。

## ＞ 補助率 / 補助上限額

10分の9 / 20万円

※ 補助対象事業(取組)合算での上限額(千円未満切り捨て)

※ 1団体につき、申請は1回です。

# ウェブページのご案内

申請の手引・よくある質問・申請書等の詳細情報は、

横浜市ウェブページでご案内しています。

WEBページは  
こちら

地域の防犯力向上緊急補助金

参考URL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bohan/hojokin/>



# 申請手続の流れ

みんなで考えよう!

たとえばこんな取組



ステップ1

## やることを決める

団体内で話し合っただき、取組を決めます。

### 防犯パトロールの実施



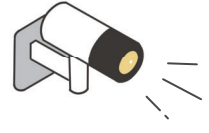
- ▶ 青色回転灯等装備車(青パト)にかかる費用
- ▶ 地域防犯パトロール活動に必要な物品(防犯ベスト、誘導灯等)の購入

### 防犯啓発グッズの作成・購入



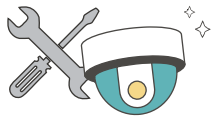
- ▶ 防犯啓発用のぼり旗の購入や掲示板の設置
- ▶ 各戸の玄関や外壁に貼る防犯・見守りステッカーの購入
- ▶ 防犯啓発チラシの作成

### センサーライト等の灯りの整備



- ▶ 地域の暗がり解消のためのセンサーライト等の灯りの整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

### その他防犯設備機器の整備



- ▶ 防犯カメラ等の防犯設備機器の整備
- ▶ 整備に係る、機器の購入費、設置工事費、附属設備の設置、同所に整備(交換)する場合の既存設備の処分等に関する費用などの経費 ※

### 防犯講座の開催



- ▶ 地域住民を対象とする防犯講座、研修会、相談会への講師費用
- ▶ 講座用チラシ、講習内容のレジュメ作成・印刷に要する費用
- ▶ 講座当日に配布する冊子やサンプル物品の購入

### その他



- ▶ 見守りの必要な方に貸与するために、迷惑電話防止装置を購入
- ▶ 見通しが悪く防犯上死角になる場所の樹木の剪定

※ 自治会町内会管理である旨 明示しましょう



ステップ2

## 取組を行う、支払う

支払う際は、必ず **領収書** をお手配ください。



ステップ3

## 申請する

「交付申請兼実績報告書(第1号様式)」を提出します。



ステップ4

## 請求する

交付決定兼額確定の通知が届いたら補助金請求書を1か月を目途に提出します。最終提出期限は令和7年12月26日(金曜日)です。

🕒 取組・申請期間

令和7年 4月1日 > 令和7年 10月31日  
火曜日 金曜日

# 補助対象外について

## ＞ 補助対象外の事業（取組）

- ✕ 地域の防犯力向上に繋がらず、特定の個人のみの方防犯対策に留まるもの
- ✕ 地域活動推進費補助金、地域防犯カメラ設置補助金、地域防犯灯維持管理費補助金、自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金、その他国や自治体等の補助金・交付金・助成金等を既に受けたもの又は受けようとするもの
- ✕ 第三者に寄附（LED防犯灯寄附要綱に基づくLED防犯灯の寄附を含む。）、譲渡、売り払い等を行うことを目的として実施するもの
- ✕ 補助対象経費以外の経費と混同して計算されており、補助対象経費との区別ができないもの

## ＞ 補助対象外の経費

⚠ 補助対象の事業であっても下記の経費については **対象外** とします ⚠

- ✕ 各種保証・保険料、振込手数料
- ✕ 既存防犯設備等の撤去のみを実施する経費
- ✕ サービス、ソフトウェア等の加盟・登録料及び使用料
- ✕ ポイントサービスを利用することにより値引きされた額及び当該購入により付与されたポイントサービス相当額
- ✕ 使用することを想定せず、予備的又は将来に備えるための費用
- ✕ 飲食等に要する費用
- ✕ 政治的活動又は宗教的活動に資する費用
- ✕ 交際費、慶弔費、祝金、見舞金、裁判費用、金券類、宿泊費
- ✕ 本補助金の申請手続に必要な費用（切手代、コピー代等）

🔄 お問い合わせ・申請先

開設期間 > 令和7年4月1日 から 令和8年2月27日 まで

# 防犯緊急補助金 受付センター （市委託事業者）

☎ 045-550-5125

受付時間 > 9:00-17:00（土日祝を除く）

✉ bouhan2025  
@imagination.co.jp



〒231-8691

横浜港郵便局 私書箱第147号 横浜市防犯緊急補助金 宛

メール 又は 郵送 でご申請ください







## 令和7年度 地域防犯カメラ設置補助制度について

### 1 事業の趣旨

地域における防犯活動への支援の一環として、防犯カメラを設置する際に費用の一部を補助する「地域防犯カメラ設置補助制度」を、令和7年度も実施いたします。

地域防犯カメラの設置をご検討される場合は、下記及び裏面の概要をご確認のうえ、「申請の手引」をお取り寄せいただき、申請書類を各区地域振興課までご提出ください。

### 2 制度の概要

#### (1) 申請書及び添付書類の提出期限：**令和7年7月31日（木）必着**

各区地域振興課及び各関係機関へのご相談は、お早目をお願いします。

申請の手引及び申請書の配付場所：各区地域振興課または市民局ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bohan/camera/kamera2.html>

または、**横浜市 地域防犯カメラ設置補助金** で検索できます。

#### (2) 申請書類提出先：

- ・各区地域振興課（持参または郵送）
- ・横浜市電子申請・届出システム

#### 【主な提出書類】

- ・申請書（第1号様式）、見積書、収支計算書（第2号様式）

詳しくは、申請の手引きをご覧ください、各区地域振興課へご相談ください。

#### (3) 補助金交付までのスケジュール

令和7年3月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総会、役員会、委員会等での防犯カメラの設置に関する合意形成 設置場所の近隣住民の同意の取り付け</li> <li>・防犯カメラ設置について関係機関へ相談、協議 (区役所地域振興課、警察署、東京電力、NTT、土木事務所 等)</li> </ul>
7月31日まで	・補助金交付申請書類を各区地域振興課へ提出
9月末頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金交付決定（横浜市から交付、不交付の決定を通知します）</li> <li>※以降、機器購入・工事契約が可能となります</li> </ul>
令和8年2月中旬まで	・防犯カメラ設置工事完了後、横浜市へ実績報告書類を提出
3月頃	・補助金交付

#### (4) 補助条件等

##### ① 補助対象の防犯カメラ

地域における犯罪の防止を目的として、**道路や公園等の公共空間**を撮影し、記録するために特定の場所に固定して設置する防犯カメラが対象となります。

**防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新**も補助の対象となります。

防犯カメラの設置及び運用については、プライバシー保護のために、総会、役員会等で合意を得ることが必要です。また、設置箇所周辺の住民にも必ず同意を得てください。

② **補助対象団体**：自治会町内会、地区連合町内会

③ **補助対象経費**

防犯カメラの機器購入費及び当該カメラ設置工事にかかる経費  
※電気料金、修繕、点検などの維持管理費は補助対象外

④ **補助内容**

防犯カメラ 1 台ごとに補助対象経費の 10 分の 9  
補助上限額：280,000 円

⑤ **補助予算台数**

180 台

予算の範囲内で交付決定をするため、申請をいただいても補助されない場合や、申請した台数の一部が補助されない場合があります。その場合、防犯活動の取組状況・犯罪発生状況などを考慮し、補助金の交付を決定します。

⑥ **令和 6 年度からの変更点**

- ・補助上限額が 21 万円から 28 万円へ、補助予算台数が 150 台から 180 台へ拡充します。
- ・防犯カメラの機能強化に係る設置機器の更新についても補助の対象とします。
- ・公園内のみを撮影する防犯カメラにあっても補助の対象とします。
- ・提出書類の省略など、申請手続きを簡略化します。

## 【参考】民間事業者による防犯カメラ設置の取組

自治会町内会が飲料自動販売機の設置場所を提供できる場合、その売上・利益により、防犯カメラの設置費用等を賄う取り組みをしている事業者があります。横浜市地域防犯カメラ設置補助制度を利用せずに防犯カメラの設置を検討する場合は参考にしてください。

※設置条件等については飲料メーカーごとに異なります。詳細につきましては、横浜市 HP をご覧いただくほか、神奈川県くらし安全防災局くらし安全部くらし安全交通課までお問い合わせください。

神奈川県HP→<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f5g/anannet/index.html>

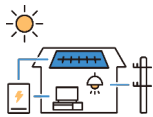
横浜市HP→



市民局地域防犯支援課

電話：045-671-3705

電子メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp



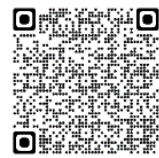
# 4月1日～ 申請受付開始(予定)

申請期限9月末／予算上限に達し次第、受付終了

会館への  
省エネエアコン・  
太陽光発電設備等  
の設置に補助  
(補助率 2/3)

建築士が、  
現地にてご相談を  
お受けします  
(訪問アドバイザー派遣  
4/1～予約開始)

「7年度版 募集案内」



横浜市 会館脱炭素



公開しました

## ■申請までの 3ステップ

- ① **施工案作成** 対象製品・工事内容・予算等の確認、事業者へ見積依頼
- ② **会の意思決定** 自治会町内会としての意思決定(総会・定例会等での確認)
- ③ **申請準備** 「募集案内」を確認して、申請に必要な書類の作成・準備

## ■対象製品 ※補助基準の詳細は、「募集案内」参照

LED 照明器具	エアコン	断熱窓など
 <p>補助上限額 <b>60万円</b></p> <p><b>省エネ性能</b> ★★★★☆4.0</p> <p>・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上 ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合 トップランナー基準達成製品</p> <p>電球形 LED ランプのみの 交換も対象 (トップランナー基準達成製品)</p>	 <p>補助上限額 <b>130万円</b></p> <p>家庭用 <b>省エネ性能</b> ★★★★☆2.4</p> <p>統一省エネラベル省エネ性能 ★2.4つ以上</p> <p>業務用 トップランナー基準達成製品</p>	   <p>断熱窓 太陽光 発電設備 蓄電池</p> <p>補助上限額 合算で <b>200万円</b></p> <p>いずれかの実施でも申請ができます。 ※断熱窓:会館の状況により、補助基準に合う製品が 見当たらない場合はお問合せください。</p>

## ■対象団体

会館を所有している※自治会町内会・地区連合町内会

※会館を自己所有していない場合や、集合住宅等の集会所を活動の拠点としている町内会  
等も補助対象とします。

## ■[4/1～] 申請書提出先／訪問アドバイザー事前予約／問合せ先

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 平日9時～17時

●申請方法は、

横浜市住宅供給公社へ、

Eメール、郵送、

公社窓口を持参(予約制)

※本補助金の実施は、令和7年度横浜市予算案が横浜市会において、議決された後に確定します。

事業実施主体:横浜市市民局地域活動推進課 電話 045-671-2317



# 令和6年度 自治会町内会館脱炭素化推進事業

実績報告

補助制度をご活用いただき、ありがとうございました

## ■補助申請実績

435件

○整備項目別件数

LED照明	エアコン	断熱窓	太陽光発電	蓄電池
246件	301件	21件	8件	7件

※1申請につき、複数項目の申請が可能のため、整備項目別件数の合計は、補助申請実績435件と一致しません。

## ■太陽光パネルの設置や窓の断熱化で、脱炭素+αの効果も

- ・太陽光パネルを設置いただいた自治会では、省エネだけではなく、停電時などの電源の供給に活用する計画です。
- ・窓の断熱化として、内窓を設置した自治会では、断熱効果のほかにも、遮音性能が向上し、カラオケの音漏れにも効果があった、という声が聞かれました。



↑太陽光パネルの設置



↑窓の断熱化（内窓の設置）

## ■脱炭素普及セミナーも開催

整備後の会館で「脱炭素普及セミナー」を実施しました（18か所）。脱炭素の取組の大切さやメリットの説明とともに、太陽光発電量を確認したり、断熱窓を触ってみたいりと、効果を実感していただくことで、ご家庭での脱炭素に向けた行動につなげていただくことを目指しました。

ご協力いただきました自治会町内会の皆さま、ありがとうございました。



↑セミナーの様子

**鍛冶ヶ谷町内会館の改修工事を行いました。**

地球温暖化対策として、省エネエアコンの交換、LEDの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を実施しました。

↑2月8日練馬町による学習の様子

練馬市の自治会町内会館脱炭素化推進事業の補助金を活用し、省エネエアコンとLEDとの改修、太陽光発電と蓄電池の設置を行いました。

鍛冶ヶ谷町内会

2025/2/8  
鍛冶ヶ谷町内会館にて、市の担当から省エネ家電の選び方や、エアコンの動作を高める省エネ対策に関する説明がありました。

↑セミナーの開催報告を回覧していただきました



## LED防犯灯事業について【お知らせ】

## (1) 横浜市のLED防犯灯について

横浜市が管理する防犯灯 約18万灯	
電柱共架型 約16万灯 (電柱につけた灯具を管理)	鋼管ポール型 約2万灯 (独立柱を建て、灯具をつけて柱ごと管理)
灯具の横に黄色のプレートが付いています 	ポール本体に黄色のプレート又は銀色のシールが付いています 
プレートタイプ 	シールタイプ 

- ・物価高騰等により事業費は年々増大していますが、電気料金など縮減できない経費が事業費全体を圧迫している状況です。このため、市では、現在ある防犯灯の維持への対応に注力しています。
- ・一方で、土地利用が変わり現在は設置基準を満たさないものがあります。街の灯り全体のバランスよい配置を目指し、防犯灯の適正配置を進めていく必要があると考えていますので、引き続き、地域の皆様の御理解、御協力をお願いします。

## 【横浜市防犯灯設置基準（抜粋）】

- ・設置場所は、自治会町内会の区域内及びその周辺で多くの地域住民が通行する道路を照明する場所とする。ただし、原則として集合住宅等の敷地内通路を照明する場所は除く。
- ・灯具は、東電柱又はNTT柱に設置する。ただし、設置できる電柱がない等の理由によりやむを得ない場合は、鋼管ポールに設置する。
- ・防犯灯の設置間隔は、屋外照明からおおむね25メートル以上とする。ただし、防犯上及び道路形状等の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

## (2) LED防犯灯の見守りへの御協力について

市が設置したLED防犯灯については、故障の発見・連絡や周辺草木の除去等、日常の見守りを、自治会町内会の皆様にお願いしています。

自治会町内会から移管された鋼管ポール型防犯灯は、設置から年数が経ったものも多く、劣化の著しいものも見られます。倒壊による被害を防止するためにも、見守り活動等により劣化したポールを発見した場合は、速やかな情報提供をお願いします。

ポールの劣化事例



## 【LED防犯灯の故障等を発見された際の連絡先】

- ・ 鶴見区地域振興課 電話045-510-1688
- ・ 市民局地域防犯支援課 sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

### ■お知らせいただきたいこと

- ① 管理番号 (黄色のプレート又は銀色のシールに記載されている番号)
- ② 電柱番号、住所及び目標物
- ③ 不具合の内容 (「点灯していない」「昼間も点いている」「車が衝突し鋼管ポールが傾いた」「鋼管ポールの根元が腐食している」等)
- ④ 不具合発生の時期 (気づいた日) 及び時間帯

\* 防犯灯は、周囲の明るさを感知して自動点灯します。周囲の状況により、点灯のタイミングが異なることがありますが、故障ではありません。

## 【注意：電線の垂れ下がりや切断を見つけたとき】

**大変危険ですので絶対に近づかず**、東京電力パワーグリッド株式会社カスタマーセンター (0120-995-007) に、直接御連絡ください。

※0120 番号をご利用になれない場合は 03-6375-9803 (有料)

### 【電柱の撤去に伴う防犯灯の取扱いについて (参考)】

市の電柱共架型防犯灯は、電柱事業者や土地所有者の許可を得て設置しています。電柱事業者や土地所有者等の都合により、灯具のついた電柱が撤去・移設される場合、原則として防犯灯も同時に撤去・移設となりますので、予め御承知おきください。

## (3) 鋼管ポール防犯灯の全数点検及び撤去への御理解について

横浜市では鋼管ポールの劣化対策として、過去に点検を行い、その上で劣化が認められるものについて順次対応をしてきましたが、さらに劣化が進んでいる現状を踏まえ、令和7年度に市内約2万灯の全数の鋼管ポール防犯灯の点検調査を行います。点検では私有地に立入ることもありますので、予めご承知おきください。

また、著しい劣化が認められた場合、安全を考慮し撤去させていただきます。撤去後は、横浜市防犯灯設置基準に照らし合わせ、①撤去のみ、②近隣電柱に灯具を移設、③建替え (鋼管ポール型防犯灯の再整備) のいずれかの対応となります。

なお、現在設置する鋼管ポールは基礎が大きい (約直径50cm 地中深1m) ため、既設鋼管ポールと同じ場所及び周辺に設置できない場合もあります。設置可能なスペースを確保できない場合や、近隣の方の合意が得られない場合など、市では建替えできない場合があります。

市の設置する防犯灯は電柱共架型を基本としていることから、建替えは付近に電柱がなく、代替照明を設置す



る場所が無い場合に限りです。

自治会町内会が自ら灯りを設置する際、令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金（申請期間4～10月）」も活用できます。鋼管ポールが撤去された場所には、代替手段として自治会町内会でのセンサーライト等の設置をあわせてご検討ください。

## （４）市による新規設置を希望する際の御申請について

### ① 令和7年度の新規設置の御申請について

- ・市（18区）全体で 300灯（電柱共架型） の予定です（鋼管ポール型防犯灯の申請受付は行いません。）。
- ・申請の 受付は区地域振興課へ、締切は令和7年5月30日（金） となります。
- ・『令和7年度 電柱へのLED防犯灯の新設申請の手引』にて、設置可能な条件等を確認し、御申請ください。手引と申請書類は、区地域振興課で入手できます。

#### 令和7年度からは、付替制度を使用した防犯灯設置の申請は、通年受け付けます。

💡令和6年度から制度化した「付替制度」とは、周辺の土地利用状況が変わり、防犯灯に頼ることなく 十分な明るさを確保できるようになった場所の市管理防犯灯を撤去し、代わりに明かりが必要な場所の電柱に灯具を再設置する制度 です。新設予定数（電柱共架型300灯）とは別枠で設置できますので、積極的な御検討をお願いします。

### ② 申請にあたっての留意事項

- ・申請にあたり、近隣の方などの御理解を得るようにしてください。  
※設置後に近隣の方とトラブルになるケースが多く発生しています。
- ・複数の申請を行う場合は、自治会町内会にて十分検討のうえ、必ず優先順位を記載して下さい（優先順位の高い申請から審査します。）。

### ③ その他の方法で必要な灯りを確保するには

次のような手法で必要な灯りを確保する方法もあります。御検討ください。

自治会町内会が自ら灯りを設置し、維持管理を行う	<u>令和7年度は「地域の防犯力向上緊急補助金」の利用が有利（9/10補助、上限20万円）で便利です。</u> なお、地域防犯灯維持管理費補助金の対象となる灯りを整備した場合は、翌年度以降、維持管理に係る補助金交付（年2,200円/灯）が受けられます。
自治会町内会や宅地開発事業者が、LED防犯灯を独自に設置する	<u>事前に横浜市と協議のうえ、設置基準を満たした防犯灯について設置後に横浜市へ防犯灯を寄附いただける制度</u> があります。 ※鋼管ポール型防犯灯は寄附制度の対象外

## 自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」の公開について【情報提供】

### 1 事業の趣旨

令和6年11月にウェブ公開した「自治会町内会のための講習会」の内容を中心にまとめた、自治会町内会活動事例集「ハマの元気印令和デジタル版 vol.3」を作成し、ホームページに公開しました。

ICTを活用した負担軽減等の活動事例を紹介していますので、自治会町内会活動のデジタル化推進をご検討の際にご活用ください。

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

### 3 内容

(1) 自治会町内会の現状（組織数や加入率など）

(2) 事例紹介

事例1 保土ヶ谷区 坂本町内会

「自治会DXの実現に向けて」(LINEを活用した情報伝達)

事例2 瀬谷区 本郷第一自治会

「回覧文書の電子化」

（「いちのいち」アプリを活用した回覧、ポスターの電子配布）

事例3 南区 弘明寺公園自治会

「キャッシュレス決済導入で集金の負担を軽減」

（「エンペイ」を利用した会費集金）

(3) 自治会町内会活動への補助制度（主な補助制度を掲載）

### 4 公開先 URL

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索



二次元コード

### 5 その他

データ掲載のみとなりますので、冊子が必要な場合は、お手数ですが、上記ホームページからデータをダウンロードの上、印刷いただくようお願いいたします。

事例1、2については、発表動画を上記ホームページから視聴できますので、ぜひご覧ください。

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 川口、笹尾

電話：671-2317

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp



<新規事例紹介>



## 自治会町内会アンケート調査への御協力について【協力依頼】

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では自治会町内会の活動の状況を把握するとともに、今後の自治会町内会活動に対する本市の支援策の参考とするため、4年に1度「自治会町内会向けのアンケート」を実施することとしています。

このアンケート調査は皆さまの日頃の活動に関する工夫や課題、御意見等を直接伺うことのできる大変貴重な機会となっております。

つきましては、下記のとおり実施しますので、お忙しいところ大変恐縮ですが、回答に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

### 1 調査対象

全ての自治会町内会 【参考】令和6年4月時点の単位自治会町内会数 2,827 団体

### 2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。アンケートの御回答をお願いいたします。

### 3 アンケートの内容

別添調査票のとおり

### 4 回答期限

令和7年5月7日(水)

### 5 回答について

(1) 御回答は原則として、自治会町内会長をお願いします。

※ 会長が回答することが難しい場合は、役員の方など、会の状況に詳しい方でも構いません。

(2) 提出にあたっては、総会などで自治会町内会として議決する必要はありませんので回答者の率直な御回答をお願いします。

### 6 回答方法

(1) Web の場合

横浜市電子申請・届出システムより御回答ください。

<スマートフォンの場合>

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページより御回答ください。積極的な御活用をお願いいたします。



↑アンケートの  
二次元コード



<パソコンの場合>

- ①「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページより御回答ください。
- ②「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧（個人向け）」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202dbb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

(2) 郵送の場合

アンケート用紙送付時に同封する返信用封筒で御返送ください。

## 7 スケジュール（参考）

3月末	各区連会終了後、自治会町内会長あてに各区配送ルートを通じてアンケート用紙等を送付します。
5月7日	提出期限までに御回答・御提出をお願いします。
6～10月	調査集計・分析
11月以降	自治会町内会に結果をフィードバックします。

市民局地域活動推進課

担当：川口、笹尾

TEL 671-2317 FAX 664-0734

Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

# 自治会町内会アンケート

## アンケートのご回答にあたってのお願い

- ◎ この調査票のご回答は、(原則) 自治会町内会の会長にお願いします。
- ◎ この調査は自治会町内会の活動状況を把握し、今後の自治会町内会の活動に対する本市の施策の参考資料とすることを目的としています。
- ◎ 提出にあたっては、総会などを開き自治会町内会として決議する必要はありません。
- ◎ 全ての項目にご回答をお願いします。
- ◎ 設問によって、(1つに○) (全てに○) といった、ことわり書きを付していますので、ご注意ください。また、次にご回答いただく項目を示している場合は、それにしたってください。
- ◎ アンケート実施期間：令和7年3月～令和7年5月

アンケート回答期限：令和7年5月7日(水) ※郵送の場合もこの日までに投函してください。

### 回答方法

#### ◆スマートフォンによる電子申請

右の二次元バーコードを読み取っていただき、本市電子申請ページよりご回答ください。積極的なご活用をお願いいたします。



↑二次元コード

#### ◆パソコンによる電子申請

① 「横浜市電子申請・届出システム」で検索いただき、本市電子申請ページよりご回答ください。

横浜市電子申請・届出システム

検索

② 「横浜市電子申請・届出システム」の画面左上の「手続き一覧(個人向け)」をクリックし、キーワード検索に「市民局 自治会 アンケート」と入力し検索ください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/202d-bb29-1dc3-4bc9-b377-4ac34075f00e/start>

#### ◆紙でのご提出

同封の返信用封筒をご使用ください。

調査主体：横浜市 市民局 地域活動推進課 (〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10)

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

※自治会町内会名が分からない状態で集計し、結果は公表させていただきます。

区	自治会町内会名
所属する地区連合名(※地区連合に加入している場合のみ)	
自治会町内会の区域(エリア)について、 <u>1つに○</u> をしてください。	
① 町・丁を単位とするなど地域を区域      ② 団地を区域      ③ マンションを区域	

市民局・区役所が記入・使用します

NO.



カ 耐震対策について	① 新築時から耐震基準を満たしている ② 耐震補強工事を実施済みである [ 年度] ③ 今後、耐震補強予定である [ 年度] ④ 耐震基準を満たさないが、 <u>資金不足のため補強工事予定はない</u> ⑤ 耐震基準を満たさないが、 <u>建替えのため補強工事予定はない</u> ⑥ 耐震基準を満たしているかは <u>不明</u> （耐震診断未実施等） ⑦ その他（ ）
キ 脱炭素化について	① 省エネ設備導入済みである （設備名：ア LED照明 イ エアコン ウ 断熱窓 エ 太陽光発電） ② 省エネ設備導入に向け検討中 ③ 省エネ設備導入の予定なし （理由： ）

(3) 今後の会館に対する考え方について、該当するもの全てに○をしてください。  
 （会館整備の予定があれば、整備予定年度も記入してください。）

＝会館がない自治会町内会＝

- ① 会館はなく、建設・購入予定もない（地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースを利用など）
- ② 会館はないが、今後、新築（購入）を予定 [ 年度]

＝会館がある（賃借を含む）自治会町内会＝

- ① 会館はあるが、整備（建替え、修繕等）の予定はない
- ② 会館はあるが、今後は地区センター等の公共施設やマンション集会室等の共用スペースの利用に転換していく予定
- ③ 会館があり、現会館の建替え、修繕等の整備を予定

（下表に整備内容・年度を記入してください（あてはまるもの全て））

整備内容	ア 新築・購入 ・建替え	イ 増築	ウ 修繕	エ 耐震改修	オ その他改修
整備年度	[ 年度]	[ 年度]	[ 年度]	[ 年度]	[ 年度]

(4) 地区連合町内会館がありますか。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

- ① あり      ② なし → 3にお進みください。

(5) 地区連合町内会館の概況等について、該当するものに○をしてください。

また、[ ]内には数字をご記入ください。（地区連長を兼務されている方のみ回答）

ア 所在地	_____ 区 _____
イ 種別	① 戸建て      ② 建物の1室（合築含む）
ウ 構造	① 木造      ② 鉄骨造      ③ 鉄筋コンクリート造 ④ その他（ _____ ）
エ 築年数	築 [ _____ ] 年      または [ _____ ] 年建築







## 6 自治会町内会のデジタル活用状況について

自治会町内会で導入（活用）しているデジタルツールについて、該当するもの全てに○をしてください。

- ① 役員間での LINE を用いた連絡・情報発信
- ② 自治会町内会ホームページ
- ③ 自治会町内会のインスタグラム
- ④ 自治会町内会の LINE 公式アカウントの開設
- ⑤ 自治会町内会向けアプリの導入（アプリ名： \_\_\_\_\_）
- ⑥ キャッシュレス決済サービスの利用（例：PayPay 等）
- ⑦ その他のツール（ \_\_\_\_\_）
- ⑧ 導入していない（理由： \_\_\_\_\_）

## 7 自治会町内会への加入に向けての取組について

(1) 未加入者（新たに引っ越しをしてきた方を含む）に対する加入の勧誘について、実施しているもの全てに○をしてください。

- ① 訪問して勧誘
- ② パンフレットなどをポストへ投函
- ③ お祭りやイベントのときにパンフレットなどを配布
- ④ 行っていない → (2) へお進みください。
- ⑤ その他（ \_\_\_\_\_）

(2) (1) で「④ 行っていない」に○をされた方にお伺いします。  
行っていない理由として該当するもの全てに○をしてください。

- ① 勧誘を行う人手が不足しているから
- ② 学生などの単身世帯が多く、加入に結び付かないと思うから
- ③ 加入に際しては、相手からの申し出が大切だと思うから
- ④ 現状の会員数が適当と思うから
- ⑤ 市役所、区役所が実施してくれているから
- ⑥ その他（ \_\_\_\_\_）

(3) 加入をしない（断られる）理由として聞いている項目全てに○をしてください。

- ① 人づきあいが面倒、おっくうだから
- ② ほとんど家にいない、活動に参加できないから
- ③ 班長や役員をやりたくないから
- ④ 会費を払いたくない、会費の負担が大きいから
- ⑤ 何をしているのか分からない、加入メリットが分からないから
- ⑥ 引っ越し予定があるから、学生又は単身だから
- ⑦ 近所の知り合いが加入していないから
- ⑧ その他（ \_\_\_\_\_）

(4) 自治会町内会への加入に向けて、行政の支援として有効と考えられる項目  
全てに○をしてください。

- ① 転入者への自治会町内会活動の周知
- ② 転入者への自治会町内会連絡先の提供
- ③ 地域住民への自治会町内会活動の周知
- ④ 自治会町内会へのマンション建設の情報提供
- ⑤ 不動産、住宅建築業界への協力要請
- ⑥ ホームページ開設などの自治会町内会情報発信の支援
- ⑦ その他 ( )
- ⑧ 支援は不要

(5) 加入の勧誘にあたって、課題となっていることがありましたら、ご記入ください。

(6) 加入世帯を増やすため、工夫されていることがありましたら、ご記入ください。

## 8 自治会町内会の特徴的な活動について

自治会町内会で行っている特徴的な活動がありましたら、ご記入ください。

## 9 行政からの依頼事項について

(1) 行政からの依頼についてお答えください。

- ① 負担だと感じるものがある
- ② それほど負担ではない → (3) へお進みください。



## 自治会町内会向けデジタルツール展示・相談会実施報告について【情報提供】

### 1 趣旨

市内 3 か所、118 団体の参加をいただき、自治会町内会活動におけるデジタルツールの活用（回覧板や会費集金等のデジタル化）に関するデジタルツール展示・相談会を実施しました。当日の資料や各事業者の発表等の動画を市 Web ページに公開をしましたので、お知らせいたします。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供をお願いします。



▲事業者ブースで説明を受ける自治会町内会の様子

### 3 実施状況の報告

#### (1) 参加団体等

118 団体（参加者数 168 人）、連携事業者 15 者

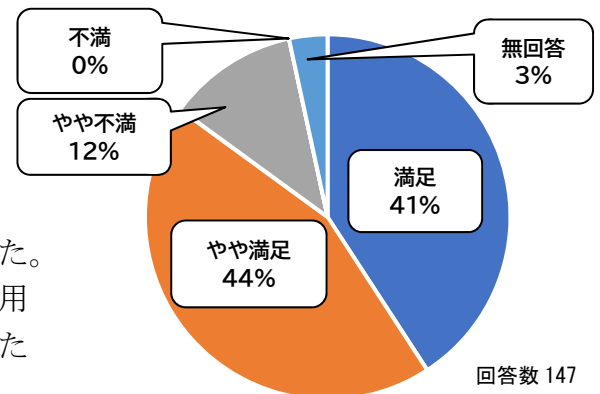
#### (2) アンケート結果（回収数 147）

##### ・展示・相談会の満足度

85%の方が「満足」「やや満足」にご回答いただきました。

##### ・主なご意見

- ・複数の企業からまとめて話が聞けて良かった。
- ・それぞれの特徴はだいたい理解できた。運用方法や費用が様々なので、自分たちに合ったものを探したい。
- ・デジタルと紙の二重管理が必要と思う。



▲展示・相談会の満足度（アンケート結果）

### 4 当日の資料・動画等

市民局 Web ページにて、公開をしています。

併せて、自治会町内会向けに、デジタルツール（例：スマートフォンや LINE など）に関する講習会をしていただける活動団体（費用負担が生じる場合あり）の情報等、デジタル化に役立つ情報も掲載しています。ぜひご覧ください。



横浜市 自治会町内会 DX

検索

▲自治会町内会 DX 応援事業 Web ページ

市民局地域支援部地域活動推進課  
担当 松永、石栗  
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業について (報告)

1 「実施方針」の公表について

豊岡小学校、鶴見図書館、鶴見保育園、つるみ区民活動センター、地域子育て支援拠点を複合化する再編整備事業を **PFI 事業で実施**する予定です。

この度、**PFI 事業の概要を定めた実施方針や、事業の詳細を定めた要求水準書 (案)**等を作成し、**令和7年3月7日に公表**しました。令和7年9月の入札公告に向け、民間事業者からの質問・意見を募集しています。

**別紙** 記者発表資料

「(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業」の実施方針等を公表し、民間事業者からのご質問・ご意見を募集します

◆PFI 事業とは

Private-Finance-Initiative の略。民間の資金調達で、公共施設等の設計・建設・維持管理・運営を一括で行う公共事業の手法。市が発注者となり、公共事業として整備・運営する。

◆実施方針とは

PFI 事業の基本的な考え方や内容に示したもの。民間事業者が当該 PFI 事業に参加するかどうかの最初の判断材料とするために、公表する。

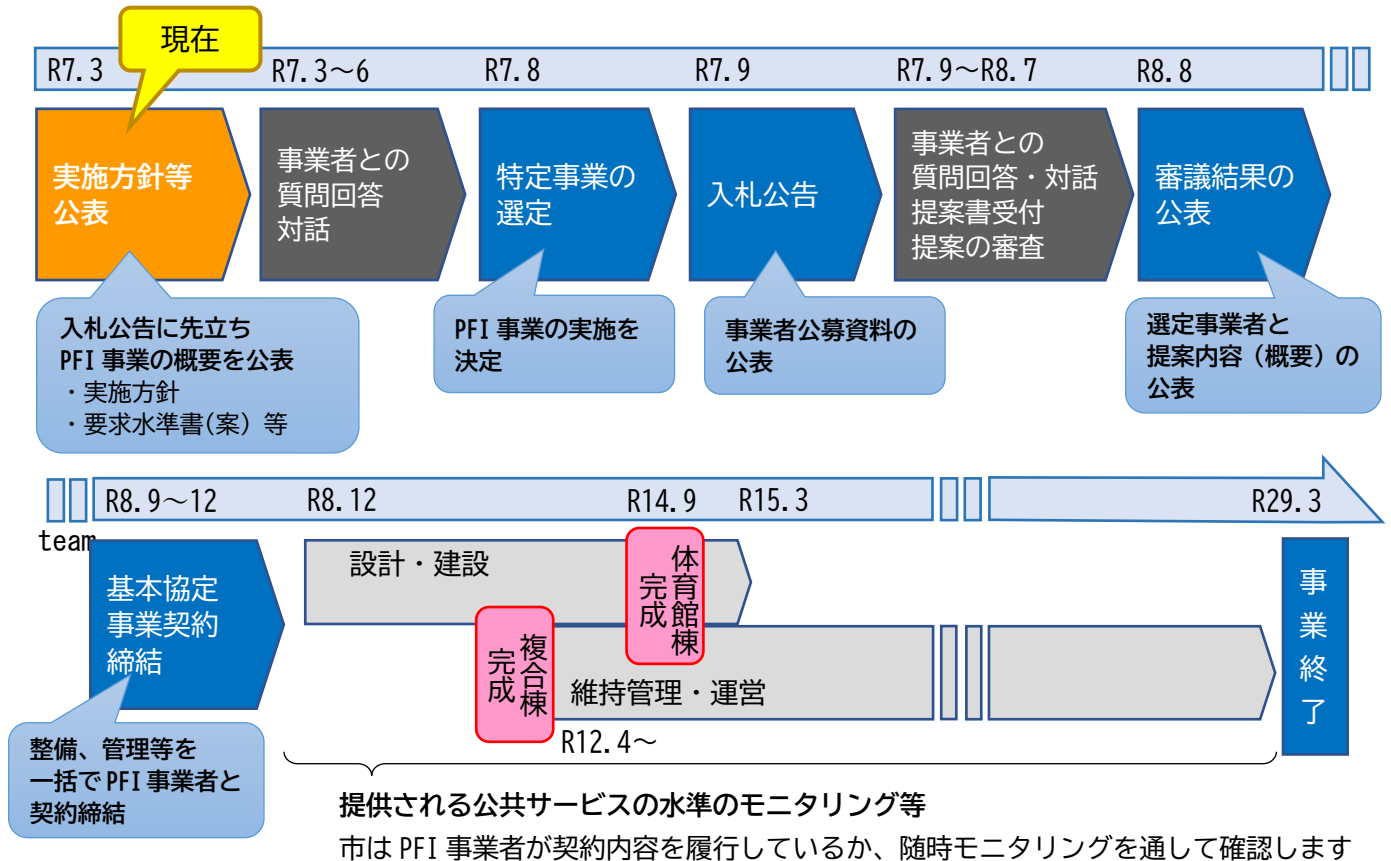
◆要求水準書とは

PFI 事業において市が民間事業者に要求する、最低限満たさなければならないサービス水準の要件を示したもの。

《これまでいただいたご意見への対応例》

ご意見	要求水準書等への対応
豊岡通りに面している部分は、商店街や街の賑わいを作ってほしい。 こどもや高齢者も入れる、人の交流拠点となる、入りやすいオープンな空間が欲しい。	賑わいが広がるよう豊岡通りに面したデザインへの配慮や、気軽に入ってみたくなるような開放的なエントランス空間とすることを条件としました。
図書館には、鶴見区の歴史やアーカイブをたどれるコーナーを作ってほしい。	地域資料コーナーは、本だけでなく、デジタル展示や実物展示など、地域の文化、歴史やまちの魅力に触れられるコーナーとすることを条件としました。
複合化に伴い、上層階では災害時の避難が困難になるのではないかと心配。 特に低学年の教室は低層階に作ってほしい。	教室は4階以下に設け、低学年は低層階に配置します。 小学校エリアの避難階段は、児童の避難時の安全を考慮した計画とすることを条件としました。
駐輪スペースをしっかりと確保して、歩道の妨げにならないようにしてほしい。	駐輪場は、条例に基づき必要台数を確保するとともに、駅利用者などが駐輪する不正利用を防ぐことを条件としました。
地域防災拠点 (体育館) の機能について、しっかりと考えてほしい。 備蓄は体育館の用具庫の横など、使い勝手の良い場所に確保してほしい。	体育館には、バリアフリートイレの設置など、災害時、障害者や高齢者の利用にも配慮した設備を配置します。 また、体育館を2階に設ける場合には、体育館・グラウンドで使用する備蓄品を付近に格納できるよう、防災備蓄庫を2か所設置すること等を条件にしました。

## 2 今後の予定



### (1) 令和6・7年度のスケジュール（予定）

- 令和7年2月～3月 予算市会 債務負担行為の設定
- 3月 実施方針、要求水準書(案)等公表、実施方針への質問等受付
- 4月～5月 実施方針への質問の回答
- 6月～ 民間事業者との対話、民間資金等活用事業審査委員会  
(特定事業の選定、入札説明書等の審議)
- 8月 特定事業の選定公表
- 9月 入札公告(入札説明書等の公表)
- 9月～ 質問回答、入札参加資格審査、事業者との対話等

### (2) 全体スケジュール（予定）

- 令和8年度前半 民間資金等活用事業審査委員会  
(提案内容のヒアリング、定量化審査、最優秀提案者の選定)
- 令和8年度後半 契約手続き
- 令和8・9年度 設計
- 令和10・11年度 複合棟工事
- 令和12年度以降 体育館棟工事、グラウンド工事、民間機能棟工事
- ※工事期間を可能な限り短縮できるよう検討します。

※（仮称）豊岡町複合施設再編整備事業（PFI事業）の詳細については、横浜市ホームページでご案内しています。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/gakko/toyooka\\_pfi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/gakko/toyooka_pfi.html)





## 「(仮称)豊岡町複合施設再編整備事業」の実施方針等を公表し、 民間事業者からのご質問・ご意見を募集します

横浜市では、老朽化した豊岡小学校（鶴見区）の建替えの機会を捉え、周辺の公共施設である鶴見図書館、鶴見保育園、つるみ区民活動センター、地域子育て支援拠点等と複合化する再編整備事業をPFI事業により実施する予定です。

令和7年9月に予定している、設計・建設・維持管理・運営等を実施する民間事業者の選定に係る入札公告に先立ち、PFI事業の実施方針等を公表し、民間事業者からのご質問・ご意見を募集します。

### 1 事業の概要

所在地	鶴見区豊岡町27番1号	
敷地面積	西側敷地	約9,750㎡
	東側敷地	約530㎡
施設面積（想定）	小学校（体育館棟含む）	約8,450㎡
	日本語教室	約130㎡
	放課後キッズクラブ	約130㎡
	保育所	約900㎡
	図書館	約5,000㎡
	区民活動センター	約270㎡
	地域子育て支援拠点	約270㎡
事業方式	PFI事業BT0方式	
設計・工事期間	令和8年12月～14年9月	
運営・維持管理期間	令和12年4月～29年3月	



案内図

### 2 今回公表する資料

- (1) 実施方針
- (2) 要求水準書（案）
- (3) モニタリング基本計画（案）

実施方針等の詳細については、次の URL 又は二次元バーコードより  
ホームページにアクセスし、ご覧ください。

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/gakko/toyooka\\_pfi.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/gakko/toyooka_pfi.html)



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



### 3 質問・意見等の募集及び対話の実施について

(1) 質問・意見等の募集（詳細については、実施方針をご覧ください。）

受付期間：令和7年3月25日（火）～27日（木） 午後5時まで

回 答：令和7年4月25日（金）

(2) 実施方針等に関する対話の実施について

本事業の主旨や内容に関する理解を深めることを目的として、(1)の質問・意見募集に加え、対面での個別対話を行います。なお、対話の結果については、後日、市ホームページで公表します。

申込受付期間：令和7年3月25日（火）～27日（木） 午後5時まで

質問受付期間：令和7年5月13日（火）～15日（木） 午後5時まで

開 催 日 時：令和7年6月11日（水） 午前10時から午後5時まで

令和7年6月12日（木） 午前10時から午後5時まで

令和7年6月13日（金） 午前10時から午後5時まで

会 場：横浜市庁舎会議室

※個別対話の日時や場所等の詳細は、別途ご連絡いたします。

#### 個別対話申込方法

- (1) 上記申込受付期間内に、電子メールによる送信のみ受け付けます。
- (2) 市ホームページに掲載する「実施方針等に関する個別対話参加申込書」を電子メールに添付して、「[ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp](mailto:ky-toyooka@city.yokohama.lg.jp)」宛に送信してください。
- (3) 電子メールの件名は【(企業名等) (仮称)豊岡町複合施設再編整備事業 対話申込】としてください。
- (4) 電子メール送信後、24時間以内に当該電子メール到着の確認に関する返信がない場合は、教育委員会事務局教育施設課【TEL：045-671-3298】までご連絡ください。

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和7年8月	特定事業の選定
9月	入札公告
令和8年4月	入札及び提案書の受付
8月	落札者の決定
12月	事業契約の締結

お問合せ先			
教育委員会事務局 教育施設課	担当課長	倉本 一昭	Tel 045-671-3186
財政局 ファシリティマネジメント推進課	担当課長	森地 良隆	Tel 045-671-3918



**GREEN×EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



【参考 各施設の所管課】

施設	所管課
豊岡小学校	教育委員会事務局教育施設課 TEL : 045-671-3298 メールアドレス : <a href="mailto:ky-shisetsu@city.yokohama.lg.jp">ky-shisetsu@city.yokohama.lg.jp</a>
豊岡小学校放課後キッズクラブ	こども青少年局放課後児童育成課 TEL : 045-671-4068 メールアドレス : <a href="mailto:kd-houkago@city.yokohama.lg.jp">kd-houkago@city.yokohama.lg.jp</a>
日本語教室豊岡教室	教育委員会事務局小中学校企画課 TEL : 045-671-3588 メールアドレス : <a href="mailto:ky-nihongo@city.yokohama.lg.jp">ky-nihongo@city.yokohama.lg.jp</a>
鶴見保育園	こども青少年局保育・教育支援課 TEL : 045-671-2407 メールアドレス : <a href="mailto:kd-hoikushien@city.yokohama.lg.jp">kd-hoikushien@city.yokohama.lg.jp</a>
鶴見図書館	教育委員会事務局中央図書館企画運営課 TEL : 045-262-7342 メールアドレス : <a href="mailto:ky-libkiun@city.yokohama.lg.jp">ky-libkiun@city.yokohama.lg.jp</a>
つるみ区民活動センター	鶴見区地域振興課 TEL : 045-510-1693 メールアドレス : <a href="mailto:tr-chishin@city.yokohama.lg.jp">tr-chishin@city.yokohama.lg.jp</a>  市民局市民協働推進課 TEL : 045-671-4734 メールアドレス : <a href="mailto:sh-shiminkyodo@city.yokohama.lg.jp">sh-shiminkyodo@city.yokohama.lg.jp</a>
鶴見区地域子育て支援拠点 わっくんひろば	鶴見区福祉保健センターこども家庭支援課 TEL : 045-510-1797 メールアドレス : <a href="mailto:tr-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp">tr-kodomokatei@city.yokohama.lg.jp</a>  こども青少年局地域子育て支援課 TEL : 045-671-4776 メールアドレス : <a href="mailto:kd-chikoshien@city.yokohama.lg.jp">kd-chikoshien@city.yokohama.lg.jp</a>



**GREEN x EXPO 2027**  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



自治会町内会長 各位

鶴見区長 渋谷 治雄

「まちかど花壇事業」の実施について（御案内）

日頃から、街の美化に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

鶴見区では、「きれいな街つるみ」を目指し、まちかどを花と緑で彩る「まちかど花壇事業」を実施しています。

この事業は、区内の団体に花壇・プランター等を整備・設置いただき、維持管理をしていただくことにより、不法投棄を防止するとともに、鶴見区の景観を花と緑で彩ることを目的としています。

令和 7 年度も以下のとおり活動協力団体の募集を行いますので、貴地区の自治会・町内会等へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

活動申請受理後、審査の上、協力団体に決定した団体については予算の範囲内で以下の物品を配布します。

詳細については、別紙「実施要領」をお読みください。

**1 配布内容**

花壇の面積に応じた花の種苗、肥料等

**2 申請期限**

令和 7 年 4 月 18 日(金) ※区役所へ持参・郵送・Eメールのいずれかにて提出

**3 添付資料**

- (1) 「まちかど花壇事業」実施要領
- (2) 「まちかど花壇事業」活動申請書・活動計画書
- (3) 春の花苗等申込書

※本事業は、令和 7 年度予算が横浜市議会において議決されることが実施の条件となります。

**【問い合わせ・申請書提出先】**

鶴見区役所地域振興課 資源化推進担当

担当：櫻井・阿部（区役所 5 階 2 番）

〒230-0051 鶴見区鶴見中央 3-20-1

TEL 510-1689 FAX 510-1892

Eメール tr-chishin@city.yokohama.lg.jp

つるみクリーンタウン事業  
「まちかど花壇事業」  
実施要領

## 1 目的

鶴見区では「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」を掲げて、各種の事業を展開しております。その一環として、まちかどを花と緑で彩り、不法投棄を防止するとともに、「きれいな街つるみ」を目指し、「まちかど花壇」を整備する「まちかど花壇事業」を実施します。

## 2 協力団体および対象場所

◎協力団体…年間を通じた花壇の維持管理を責任もって行うことができ、次に掲げるいずれかに属する団体を対象とします。

- (1) 地域グループ（自治会町内会・子供会・老人クラブ等）
- (2) 職域グループ（企業・商店街・施設等）
- (3) 学校グループ（幼稚園・小学校・中学校・高校等）
- (4) その他有志のグループ

◎対象場所

- (1) 公共性・公開性が高いこと
- (2) 土地所有者に使用許可を得ていること

## 3 整備品目および時期

- ・花の種苗、肥料等の配布

整備時期は春期および秋期の年2回。

内容は、予算の範囲内で、決定協力団体の状況ならびに花壇の面積に応じて調整を行うことがあります。

## 4 提出書類

- (1) 活動申請書（第1号様式）
- (2) 活動計画書（第2号様式）
- (3) 花苗等申込書（春期・秋期）
- (4) 新規申請団体については、名簿・規約・活動内容・土地の使用許可等団体の概要がわかるもの

## 5 実施通知文送付先

- (1) 昨年度実施団体
- (2) 自治会町内会長あて（自治連定例会にて案内します）

## 6 審査・決定

区役所にて申請書を審査し、通知書で申請団体に連絡します。

## 7 活動報告書の提出

活動の様子を記録した活動報告書を区役所へ提出していただきます。

## 8 令和7年度スケジュール（予定）

時期	変更案
令和7年3月下旬	申請書及び花苗申込書配布
4月中旬	申請書及び花苗申込書配布×切
4月下旬	内容審査
5月上旬	決定通知等送付（春期分）
5月下旬～6月上旬	花苗配付
9月中旬	花苗申込書送付（秋期分）
9月下旬	花苗申込書締め切り
10月上旬	内容審査
10月下旬～11月上旬	花苗配付
令和8年3月下旬	活動報告書締め切り



令和7年度 「まちかど花壇事業」  
活動申請書

(申請先)  
鶴見区役所

(申請者) 団体名 \_\_\_\_\_  
住所(所在地) \_\_\_\_\_  
ふりがな  
代表者名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

標記活動につきまして、次のとおり申請いたします。

1 活動する花壇

・場所

・面積 (㎡)

※プランターの場合は、1プランターあたりの縦×横で算出した面積に個数を乗じて、全体の面積 (㎡) を算出してください。

2 添付書類

・活動計画書

・春の花苗等申込書

・その他添付書類 (団体規約・見積書・設計図など)

## 令和7年度 活動計画書

■団体名

■整備場所・花壇の概要

- ・花壇の規模・所在地がわかるように地図の添付や地番を記入してください。
- ・花壇の形、花の種類がわかる図を御記入ください。

■活動内容（期間・年間スケジュール・参加予定人数等）

時 期	内容（作業等）	参加予定人数



2025

# 三ツ池公園

## 文化 環境



鶴見区  
マスコット  
「ワックン」

# フェスティバル

## 5/17 ± 9:30 ~ 16:00

(荒天時中止)

### 会場：県立 三ツ池公園 (横浜市鶴見区三ツ池公園 1-1)

※公共交通機関でのご来場にご協力ください。

地球に  
優しく!

#### フードドライブ

寄付できる食品

未開封のもので賞味期限が2か月以上残っているもの  
缶詰・レトルト食品・インスタント食品・お菓子・お米・  
防災備蓄品など

寄付できない食品

お酒・お弁当・生鮮食品  
賞味期限の記載のない食品など

寄附できる食品がありましたら会場へお持ちください。  
お持ちいただいた方には、記念品をプレゼント!

家庭などで余った食品を、食べ物を必要と  
している人や施設に届けます。

「楽しい」が  
いっぱい!



JR 鶴見駅西口から  
★市営バス 6・67・104 系統  
「三ツ池公園北門」バス停より徒歩3分  
★臨港バス 07 系統「公園正門」バス停すぐ

豪華賞品が当たる  
大抽選会もあるよ!!

いろんな  
体験をしよう!

#### 使用済みてんぷら油

回収協力：信愛エナジー

天ぷら油が、ボイラーや飛行機などの  
燃料に生まれ変わります!  
蓋のしまる容器に入れてお持ちください。

#### 不要な文房具

未使用の鉛筆・シャープペン・ノート  
を、鶴見区内の支援を必要とするお子  
さん達に送ります。

協力：こども家庭支援センターつるみらい  
特定非営利活動法人サードプレス  
株式会社マルハチ

#### 洗った牛乳パック

協力：ツルミ紙業

洗って開いて乾かした牛乳パック  
5枚以上持参した方にトイレット  
ペーパー1個と交換します。  
先着 200名、おひとり様 1個まで

#### マイバッグにお絵がきしましょ♡

アース green つるみ

マイバッグに好きな絵を描いて、  
オリジナルマイバッグを作ろう!  
対象：小学生以下 50 枚限定  
参加費：200 円

#### 不要なプラレール

協力：鶴見区社会福祉協議会

不要になったプラレールを地域コミュニティサロン開催に役立てる為、回収をしています。

地域にゆかりのある  
団体や企業の  
様々な模擬店やPRブース。

区内の学校・団体による  
ダンスや吹奏楽など、  
盛りだくさんの  
ステージパフォーマンス!

気軽に参加できる  
スポーツ体験  
& 昔あそび

#### 消防はしご車搭乗体験

10:00~12:00 (先着抽選順)  
抽選券配布 10:00 ~  
抽選開始 10:15 ~  
※中止の場合あり



#### 当日開催可否のお問合せ先

中止の場合は区ホームページに掲載します。

三ツ池公園フェスティバル



パソコン・スマートフォンをお持ちでない方は  
横浜市コールセンター ☎045-664-2525 で  
ご確認ください。(イベント当日 午前8時から)

【主催】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会

【共催】鶴見区役所・県立三ツ池公園指定管理者(神奈川県公園協会・石勝エクステリア・サカタのタネGSグループ) 【協力】鶴見区民地域活動協会



- ・会場内での喫煙マナーにご協力ください。
- ・ゴミは各自でお持ち帰りください。
- ・混雑場所、飲食ブース付近でのペットの散歩はご遠慮ください。
- ・公園内でのドローン飛行及び撮影は禁止します。

【問い合わせ先】三ツ池公園(文化・環境)フェスティバル実行委員会

TEL:045-510-1692 (鶴見区役所地域振興課)

# 私たちは三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを応援しています！！

協賛企業・団体・個人の皆様

鶴見区自治連合会  
鶴見区自治会町内会



（公社）神奈川県  
宅地建物取引業協会  
横浜鶴見支部

聖ヨゼフ学園小学校・中学・高等学校  
川崎鶴見臨港バス（株）  
横浜東ロータリークラブ  
横浜鶴見北ロータリークラブ

不動産の（株）タルヤ  
鶴見区民地域活動協会  
地区センター・コミュニティハウス・こどもログハウス  
（医）育成社 佐々木病院

文具・事務用品の（株）マルハチ  
横浜市駒岡地区センター（アクティオ（株））  
介護付き有料老人ホーム もみの樹・横浜鶴見  
植進

（株）照繁工務店  
（福）秀峰会 横浜市馬場地域ケアプラザ  
富士造園（株）  
鶴見暴力団排除推進協議会  
東宝タクシー（株）  
俊庭園（株）  
（学）藤華学院 白鷗女子高等学校  
（株）熊沢電設  
（福）大樹  
（株）江電社  
（有）昭和鋳金工業  
浄土宗 正行寺  
（株）磯ヶ谷商店  
（宗）真福寺  
エクセレント横濱北寺尾・北寺尾アネックス  
鶴見けんこう太極拳グループ  
（有）シリアス  
（株）クオリティ・ジャパン  
ニューツルミゴルフ練習場  
（株）大橋工業  
鶴見建材（株）  
（株）エムアールシー電気  
（有）大地産業  
森田建設（株）  
上末吉白百合保育園  
丸山農園  
（有）小野田工務店  
岩崎商事（株）  
（有）飛川工務店  
済生会横浜市東部病院  
横浜市寺尾地域ケアプラザ  
（株）横浜エクセレンス  
（株）神奈川銀行 末吉支店

飯山医院  
飯嶋 義幸  
矢向商店街協同組合  
F・F 魚春  
（株）くらしの友  
三ツ池幼稚園  
青木住宅（株）  
土師流里神楽 萩原社中  
森永製菓（株）  
横浜市駒岡地域ケアプラザ  
横浜上末吉郵便局  
（株）ツルダイ商事  
家族葬のすずき  
（株）ホクドウ  
川崎信用金庫 駒岡支店  
JA 横浜 鶴見支店  
横浜矢向郵便局  
鶴見神社  
葉 泰美  
鶴見区文化協会  
スナック みほ  
鶴見大学  
横浜信用金庫 馬場支店  
矢向商栄会  
（同）えぬでん  
（株）倉持興業  
豊岡商店街協同組合  
キリンビール（株）横浜工場  
（有）鶴見園芸  
ライフ鶴見店  
エム企画  
（有）小山商事  
（有）亀村屋

駒岡郵便局  
駒久産業（有）  
（有）山昇  
（株）小山組  
（宗）常倫寺  
（宗）長松寺  
内町商事（株）  
清月・東寺尾  
高田そろばんスクール  
（株）グリーンケア  
大本山總持寺  
新鶴見ドライビングスクール・菊名ドライビングスクール  
生活クラブ生協  
ボーイスカウト横浜第3団  
鶴見警察署・鶴見区防犯協会  
ドッグフィールド諏訪坂 Café&Restaurant 諏訪坂  
香取米店  
（有）星野板金  
丸経清水表具店  
Flower&Garden花枝  
神明屋酒店  
（有）好樹園  
（株）大立農園  
（株）村西電気商会  
（有）齋藤設備工業所  
パプスナックオリーブ新井  
（有）英美（ハナミ）  
横浜信用金庫 駒岡支店  
横浜信用金庫 末吉支店  
磯ヶ谷ナマコン（有）  
川崎信用金庫 鶴見支店  
神奈川トヨタ自動車（株）  
横浜信用金庫 鶴見支店

2月末現在（順不同）

鶴福第 1812 号  
令和 7 年 3 月 19 日

地区自治連合会長 各位

鶴見区長 渋谷 治雄

令和 7 年度 鶴見区保健活動推進員委嘱式への御出席について（依頼）

拝啓 春暖の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政の推進に格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記改選に際し、貴自治会・町内会において、御多用のなか、推薦事務に御協力をいただき、誠にありがとうございました。

さて、各自治会・町内会からご推薦いただきました候補者につきましては、現在、横浜市において委嘱手続きを進めております。

つきましては、次のとおり委嘱式を開催する運びとなりましたので、御多用のところ大変恐縮ではございますが、御出席くださりますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

## 1 開催内容

### (1) 日時

令和 7 年 4 月 23 日（水）14 時 00 分から 開催

※当日は、来賓として御紹介いたしますので、13 時 50 分までに会場受付へお越してください

### (2) 場所・アクセス

場所 : 鶴見公会堂（横浜市鶴見区豊岡町 2-1 フーガ 1 6 階）

アクセス : J R 京浜東北線 「鶴見駅」西口下車徒歩 1 分、  
京浜急行線 「京急鶴見駅」下車徒歩 5 分（改札出て西口へ）

## 2 委嘱式概要

第一部：14 時 00 分から 14 時 30 分まで 鶴見区保健活動推進員委嘱式  
（第二部：14 時 45 分から 15 時 30 分まで 保健活動推進員向け研修等）



### 3 その他

出欠の御返事については、別紙「保健活動推進員委嘱式 出欠連絡票」を「メール (tr-hokatsu@city.yokohama.lg.jp)」又は「FAX (045-510-1792)」にて、  
【4月4日(金)】までに御連絡くださりますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、連合会長様が4月1日で交代の場合は、新連合会長様に引継ぎのうえ御対応をお願いします。

鶴見区福祉保健課健康づくり係

担 当: 山本、原

電 話: 045-510-1832

F A X : 045-510-1792

MAIL : tr-hokatsu@city.yokohama.lg.jp

～保健活動推進員委嘱式 出欠連絡票～

令和7年4月23日（水）14時より「鶴見公会堂」で開催  
（13時50分までに、受付にお越しください。）

提出先：鶴見区保健活動推進員会事務局

（鶴見区福祉保健課健康づくり係）

MAIL : tr-hokatsu@city.yokohama.lg.jp<sup>エルジー</sup>

FAX : 045-510-1792

どちらかに○をお願いします。

出席 ・ 欠席

自治連合会名	ふりがな
	会長氏名

◆ 令和7年4月4日（金）までに、「MAIL」又は「FAX」にて、ご連絡をお願いします。

鶴見区福祉保健課健康づくり係  
担当：山本、原  
電話：045-510-1832  
FAX：045-510-1792  
MAIL：tr-hokatsu@city.yokohama.lg.jp

鶴見区保健活動推進員会だより「つる」10号の配付について【情報提供】

## 1 趣旨

このたび、鶴見区保健活動推進員の活動内容について、地域の皆様へ紹介することを目的に第10号を作成しました。自治会町内会内等において、情報共有いただけますと幸甚に存じます。

## 2 お願いしたいこと

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あてに、送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

## 3 冊子の概要

### (1) 掲載内容

災害時の感染対策について、保健活動推進員について、各地区活動について、病気予防について

### (2) 鶴見区内の配付予定先

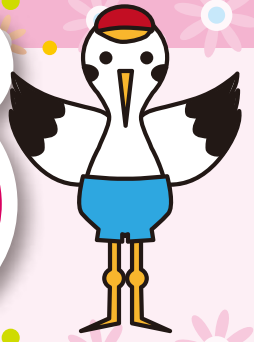
地域ケアプラザ、地区センター、社会福祉協議会、郵便局ほか

### (3) 配付予定時期

3月下旬から4月中旬頃

## 4 添付資料

鶴見区保健活動推進員会だより「つる」10号



健康  
コラム

災害時の感染対策～自分と周囲の身を守ろう!～

避難所で注意が必要な感染症

1 インフルエンザ

急激な発熱と風邪症状がみられた場合は、インフルエンザを疑う。  
手洗い、咳エチケットの徹底をし、別室に移動する。(解熱後48時間までが目安)

2 感染性胃腸炎  
(嘔吐下痢症)

高齢者や乳幼児では吐物が詰まらないように注意が必要。可能であれば別室に  
移動する。(嘔吐・下痢が改善するまでが目安)吐物、下痢便を処理する際は、マ  
スク、手袋を着用し、処理後は必ず手洗いを行う。



感染予防のための7か条

その1

食事は可能な限り、加熱したものを食べる。



その2

安心して飲める水だけを飲み水とし、きれいなコップを使う。

その3

ご飯の前、調理の前、トイレの後には手洗いを徹底する。



手洗いの方法

水があるとき

- ① 流水でよく手を濡らす。
- ② 石けんを使い、手のひら、手の甲、指の間、指先を15～30秒かけて洗う。
- ③ 水でよく洗い流す。  
※手を拭く際はタオルの共有はせず、個人用タオルかペーパータオルを使う。

水がないとき

- ① 手指用消毒液(ポンプ押し切り1回分、手全体から手首まで広げられる位)を手のひらに取る。
- ② はじめに両手の指先に消毒薬をすりこむ。
- ③ 手のひら、手の甲、指の間、親指、手首にもすりこむ。  
※十分に乾燥するまでよくすりこむ。

その4

使用済おむつは所定の場所に捨て、処理後は必ず手を洗う。

その5・6

マスクの着用+咳エチケットの徹底!

- マスクがない時や、とっさのくしゃみの時はティッシュや二の腕で口と鼻を覆う。

その7

症状があるときには報告を!

- 熱っぽい、喉が痛い、咳、怪我、嘔吐、下痢などがあるときは、我慢せずに、医師・看護師、管理者へ相談する。



参考：厚生労働省 HP 「災害時における避難所の感染対策」 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00346.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00346.html)

日本感染症学会 「避難所における感染症対策マニュアル」 [https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/disaster\\_con\\_5.pdf](https://www.kansensho.or.jp/uploads/files/topics/disaster_con_5.pdf)

# 地域のみなさんの健康づくりを応援します！ 保健活動推進員



私たち、保健活動推進員は、地域の中で健康づくりの推進役を担っています。

横浜市保健活動推進員は、地域のみなさんの健康づくりをお手伝いするために、横浜市長から委嘱をうけて活動している市民です。

区福祉保健センターに協力し、生活習慣病予防など、健康づくりのためにいろいろな活動をしています。



## 保健活動推進員はこんな活動をしています



### ● 身近な場所での健康教室や学習会などの開催

- 生活習慣病予防や健康増進のためのウォーキング、健康体操教室、健康測定会、講座(生活習慣病、感染症、タバコの害、歯の健康、食品衛生)など。

### ● 健康に関する情報提供

- ちらし、会報誌などの掲示、配布など。



### ● 区福祉保健センターの健康づくり事業への協力

- 区民祭りでの健康測定、健康づくり月間展示など。

### ● 健康のための啓発活動

- 生活習慣病、健康診断、がん検診、特定健診などの受診の勧めなど。



教室や講演会などに参加したいときは？

地域の保健活動推進員、または、お住まいの区の福祉保健センター福祉保健課にお聞きください。  
自治会町内会の回覧や掲示板などでも開催をお知らせしています。

保健活動推進員は、横浜市の健康づくり計画「健康横浜21」を、地域において推進しています。



# 地域で特に力を入れている活動や、 地区の見所を紹介します！



## 1 矢向地区

渡邊 浩

矢向地区センター前にて、荒天、正月三が日以外、毎日8時40分よりラジオ体操第1・第2を毎回25～30名参加で実施しています。

60才～80才の方々がお互いの健康を確かめ合いながら、終了後も談笑し顔と顔の見える関係を築いています。

保活委員と矢向地域ケアプラザ所長他職員の皆様の応援を頂き、参加者の中から自主的にリーダーになる方が参加者の皆様に声掛けをして、多くの方のご協力で活動しています。これからも地域の方に寄り添い活動します。



矢向地区センター前にて  
ラジオ体操風景



朝から体を動かして  
ひと汗かきましょう

## 2 市場地区

芦澤 年子

市場地区では、毎月第2水曜日の午前10時から11時30分までの1時間半で、鶴見市場地域ケアプラザにて、【エクササイズ教室】を開催しています(参加費用:ママは3回で1,000円、保育の子どもは3回で500円、人数:先着親子10組)。

子育て支援の一環として、ママに歓談や身体を動かすことで楽しいひと時を過ごして貰い、教室後にはリフレッシュした親子の幸せそうな抱擁が見られます。今後も取り組みたいと思います。



ママは身体を動かし  
リフレッシュ中

赤ちゃん推進員さん  
と仲よし

保育ボランティア  
募集中です

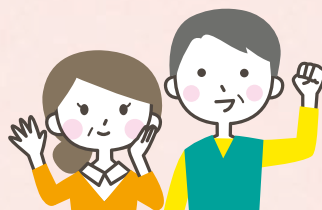


## 3 市場第二地区

中桐 良雄

オールパークスでは、歳を重ねても元気で充実した生活を送っていただこうと、今年初めて体力測定会を実施しました。

測定した項目は、血圧、体組成(体重、BMI)、足趾力、血管年齢、握力の5項目です。周知が不十分だったためか参加者は約10名でしたが、フレイル予防の話などで和気あいあいでした。多くの人に健康づくりを意識していただくきっかけになれるよう、次回も頑張りたいと思います。





## 4 鶴見中央地区

門 順子

令和6年9月に「認知症あれこれ講座」を行いました。グループで意見交換や脳トレ体操などを楽しみながらの講座となりました。

また、4月から毎月第二土曜日に開催される「みんなの会」で健康測定コーナーを設け、参加された方が気軽に色々な測定ができるよう工夫をしています。

地域の皆さまが少しでも健康を意識するきっかけになればと、これからも活動を続けてまいります。



「みんなの会」  
健康測定コーナー



認知症  
あれこれ講座



## 5 潮田中央地区

瀧ノ上 光政

子育て支援は、毎月第一木曜日、第三月曜日に継続して実施しています。

加えて、今年度は、コロナのため自粛していたウォーキング活動を再開しました。4月には江川せせらぎ緑道ウォーキング、6月には三ツ池公園ウォーキング、11月にはふれーゆウォーキングを実施しました。コロナ前には、よくウォーキングに参加して下さっていた方もあまり運動をしていない様子で、長距離を歩くのは難しいとの声を耳にしていました。そのため、バス等の公共交通機関も利用しながら、各々の体力に合わせて活動していきます。



江川せせらぎ  
緑道ウォーキングの風景



子育て支援の様子

## 6 潮田東部地区

佐藤 光代

元気づくりステーションとして4つの公園で毎月1回体操をし、7年目に入ります(日東浜公園第2水曜日、汐入公園第2木曜日、寛政町公園第3月曜日、東潮田公園第4火曜日)。内容はラジオ体操、脳トレ、コグニラダー、365歩のマーチなど大体1時間位の目安で行っています。

水分補給休憩をとりながら、それぞれの公園オリジナルで、楽しく元気に活動しています。

どなたでも参加を呼びかけ、費用は無料。参加人数は4つの公園で80人~90人です。



公園で体操をはじめる  
ときの用意の姿です

公園で体操を  
している姿です



## 7 潮見橋地区

高村 奈緒美

令和6年9月に、潮見橋地区保健活動推進委員会の健康測定会を開催しました。

6町会から65歳以上の高齢者と保健活動推進員の合計17名が参加しました。

項目は血管年齢計、足趾力計、デジタル握力計、体脂肪計、デジタル身長計です。測定結果の説明は、横浜市鶴見福祉保健センター福祉保健課健康づくり係の保健師さんに協力いただきました。今回注目された項目が足趾力測定で、人間を支える足の重要性を学ばせていただきました。来年も実施を計画したいです。(年1回)



委員による  
足趾力測定

保健師による  
測定結果説明





8

## 潮田西部地区

齊藤 亜矢子

運動神経・脳トレーニングを兼ね備えたステップ運動を企画してみました!

令和6年8月25日(日)【たくさん体を動かそう～ラダートレーニング～】を開催しました(無料)。

同日、仲通公園では潮田西部地区連合による「支え合いパーティ」を開催していたので、たくさんの方々に参加して頂き、活気に溢れていました。

スポーツセンター講師による指導でしたので、保健活動推進員も一緒にラダートレーニングで汗を流し、楽しく運動ができました。

意外と難しくて大変だった!とても良い脳トレになった!参加者の皆さんから色々なお声が届き嬉しかったです。



9

## 小野町地区

河田 正

令和6年10月13日(日)サイエンスフロンティア高校のグラウンドをお借りして、小野町地区連合の体育祭を開催し、その中で毎年恒例の「保活・健康測定」を実施しました。

測定内容は握力・身長・足趾力・体組成計・血管年齢の5種類です。前半3種は記入用紙に測定結果を記入し、残りは測定結果のレポートを添付し、お持ち帰り頂きました。「毎年実施しているので、保管し見比べてください。」とお声掛けしました。

今年は去年より10名多い45名の参加者でした。4町連合中2町会の保活メンバーに欠席があり人数が少なく、旗やポスターの掲示もない中、積極的にお声掛けを行い、集客に努めました。



健康測定会場の様子



小野町地区体育祭の様子

10

## 生麦第一地区

白崎 直子

令和6年11月に例年の恒例行事で生麦地区センター、生麦ケアプラザ、ふれあいの家の3館合同祭りで保健活動推進員主催で、機器を用いた「健康チェック」を行っております。

体組成計、足趾力計、血管年齢計とクリエイトさんによる貧血チェックを行いました。100人を超す来場者があり盛況に終わりました。

今年度は保健活動推進員の交代で機器の取り扱い経験のない人が多かったので予行演習をかねて7月に同様な事を小規模に行った為、スムーズにできたとおもわれます。



11

## 生麦第二地区

村山 美千代

令和6年10月8日に骨粗鬆症と薬の正しい飲み方をクリエイトの薬剤師の方に講師を依頼し実施しました。骨の強さを計る機器を使い一人一人が自分の骨の強さを測り知る事ができました。

骨密度と骨の強さの違いを学び、食事・運動・日光浴などの摂取方法を知り骨折の危険性を防ぐ努力をする事が大切だと知りました。薬に対する質問にも丁寧に答えていただき、とても良い時間を過ごす事ができました。



## 12 豊岡地区

富田 幸子

令和6年9月4日、保健活動推進員と地域の方にも声をかけ健康測定会を行いました。区役所から体組成計、血管年齢測定器等6種をお借りし、34名の参加で実施されました。

去年の測定会の時に保健師さんのご助力もいただき記録手帳を作成する事ができ、今回の測定結果を去年の記録と比べる事もできました。結果を見て喜んだり心配になったりする方にも保健師さんからアドバイスをいただきました。今後も測定会を続け、生活機能の維持に役立てたいと思います。



まずは身長  
頭、背、かかとを  
柱につけて測りました



パタカ測定  
1秒あたりの回数を測りました  
「パ、パ、パ…」

## 13 寺尾地区

田中 貴美

寺尾地区センター鶴寿荘で開催中のひざひざワックン体操が令和6年4月で丸10年を迎えました。

第3火曜日を除く毎週火曜日に開催、参加者が65名を超える日もあり、好評をいただいております。参加対象は60歳以上どなたでも参加いただけます。参加費は無料、予約不要ですので、ご興味のある方は、当日直接お越しください。

現在、先生が体調不良のため、事前に収録したDVDを流して行っております。



体操後、  
測定回の様子です。  
皆さん、真剣！

## 14 寺尾第二地区

伊多波 治子

地域の方を募集しての講演会と保健活動推進員だけでヨガ講習会を開催しています。

令和6年は10月に「表情筋トレーニング講座」を開催いたしました。各町会から総勢53人が参加して下さいました。(予定定員オーバーです)

各々手鏡を片手に顔の動きを確認しながら教えて頂きましたが、普段使っていない筋肉がこんなにあるのかと実感しました。

地域の方を対象に、興味を持って頂ける講演会を考えて開催していきたいです。参加費用は無料です。



トレーナーの  
話を聞いています



鏡とテキストを  
机に準備OK!!

## 15 駒岡地区

磯ヶ谷 義太郎

毎年恒例の“健保会”。駒岡連合町内会の年間行事の1つになっており、今年は70名という多数の参加者となりました。ほとんどの方が70歳前後という高齢の為、約4kmほどをゆっくりと歩きます。

今回は駒岡中町会館から横溝屋敷までの往復でしたがあまりの寒さとシトシト雨という悪天候の為、途中で中止といたしました。

次回は悪天候にならないことを祈り、健保会をさらに楽しく続けていきたいと思っています。



冷たい雨にも負けず  
元気な笑顔



## 16 上末吉地区

山田 和枝

末吉地区センター体育館において、毎月第4火曜日10時からポッチャを開催しています(参加条件はなし。無料)。

高齢の方が多いですが、少し離れた地域からの人も2、3人います。始めに準備体操で足首、手首、肩回しなど、最後にワックン体操をしてポッチャを始めます。

毎回20名ほど、皆さんだんだん上手くなり熱戦で、勝敗が決まっても楽しく終わり帰られます(内保活9名)。



## 17 下末吉地区

松尾 邦子

11月に歯科医師会と区の歯科衛生士さんにお越しいただき「歯と口の健康について」の講座を開催しました。

講義のみならず演習もあり、実践的でとてもためになったとの声を多くいただいています。3月には毎年実施しているウォーキング会を企画し、大倉山へ行きました。天気も良く季節の花を見ながら、2時間弱のウォーキングを楽しみました。

今後も地域の皆さんが楽しみながら健康づくりに取り組めるような活動をしていきたいと思っています。



3月開催のウォーキング会の様子



11月開催の「歯と口の健康について」の講座の様子

## 18 江ヶ崎町地区

松田 文子

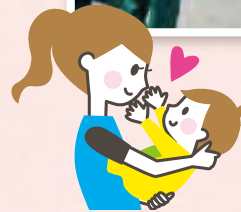
「子育て広場」は毎月第2火曜日(8月、1月は休会)に活動しています。

1才以上就園前の子どもが対象で、申し込み、会費などはありません。子どもたちの保護者の方たちに楽しい時間をと毎月企画を考えています。もちろん体操の時間も忘れずに取り入れています。

6月は外でシャボン玉をしました。液のついた棒をフリフリするたびにピカピカしたシャボン玉がたくさん現れ、子どもたちは大はしゃぎでした。



6月の子育て広場





仕事や家事の自動化、スマートフォンの普及により、日本人の身体活動量は年々減少傾向にあります。少しでも、まずは体を動かすことが大切です。適度な運動によって、心筋梗塞や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病や認知症のリスクが下げられます。

## 生活活動(日常生活)の中で身体活動量を増やすポイント!

まずは日常生活の中で、今より少しでも活動量を増やすことから始めましょう!  
座りっぱなしの時間が長くなり過ぎないように注意が必要です。



### 時々立ち上がって 体を動かす

立ち上がったついでに、ストレッチをしてみましょう。



### 自分で決めたミッション に取り組んでみる

週1回、草むしりや部屋の大掃除、車掃除をするなどチャレンジしてみましょう。



### 歩く時間を10分 (約1,000歩)増やす

目的地の一つ前の駅で降りたり、いつもと違う道を歩いたりしてみましょう。



### 歩幅を広くし、早く歩く

正しい姿勢でのウォーキング、早歩きを意識することで身体活動量を増やしましょう。



## ウォーキングのポイント

肩は力を抜いてリラックス

肘はやや曲げて腕を大きく振る

しっかり地面をキック



あごを軽く引いて目線はまっすぐ

膝を伸ばしてかかとから着地

18~64歳の方は1日8,000歩、65歳以上の方は1日6,000歩、歩くことを目指しましょう。

連続して歩き続ける必要はありません。1日の合計が目標を達成できるよう、ちょっとした時間を見つけて歩きましょう。

参考：厚生労働科学研究循環器疾患等総合研究事業「糖尿病予防のための戦略研究 歩く時のポイント」  
厚生労働省「身体活動量アップで健康維持!私のアクティブプラン」  
厚生労働省「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」

## 編集後記

本誌では、鶴見区18地区の活動を紹介しています。各地区の工夫を凝らした活動を通して、区民の皆さまの健康づくりに努めて参ります。これからも、楽しみながら参加できる活動を行っていきますので、多くの方にご参加いただけることを保健活動推進員一同、願っています。

- |        |       |        |        |
|--------|-------|--------|--------|
| 矢向地区   | 渡邊 浩  | 鶴見中央地区 | 門 順子   |
| 市場地区   | 芦澤 年子 | 潮田中央地区 | 瀧ノ上 光政 |
| 市場第二地区 | 中桐 良雄 | 潮田東部地区 | 佐藤 光代  |



鶴 明 推 第 23 号  
令和 7 年 3 月 19 日

各地区自治連合会会長各位  
自治会町内会会長各位

鶴見区明るい選挙推進協議会  
会長 新田 弘子

令和 6 年度鶴見区「明るい選挙啓発標語コンクール」  
入賞・入選作品の掲示について（依頼）

早春の候 ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より選挙啓発の取組に御協力いただき誠にありがとうございます。

この度、令和 6 年 11 月から令和 7 年 1 月まで、区内小中学生を対象に、選挙に関する啓発標語を募集したところ、1,264 作品の御応募をいただき、審査の結果、14 作品が選ばれました。

つきましては、受賞作品を広く周知し、より多くの方に選挙に対する理解を深めていただくため、各自治会・町内会の掲示板にて別添掲示用ポスターを掲示していただきますようお願いいたします。

御多忙のところ恐縮ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**1 掲示用ポスターの配送について**

鶴見区地域振興課配送ルートにより各自治会・町内会へと配送いたします。

発送予定日：令和 7 年 3 月 24 日（月）

**2 資料**

令和 6 年度鶴見区「明るい選挙啓発標語コンクール」入賞・入選作品  
（掲示用ポスター）

（担当）鶴見区明るい選挙推進協議会事務局

（鶴見区総務課統計選挙係）

内山・出籠・篠崎

電 話 5 1 0 - 1 6 6 0

F A X 5 1 0 - 1 8 8 9



# 令和6年度鶴見区 「明るい選挙啓発標語コンクール」 入賞・入選作品

横浜市選挙キャラクター  
イコットJr.



鶴見区明るい選挙推進協議会では、政治・選挙に関心をもってもらうきっかけづくりの一つとして、区内市立小中学生を対象に標語コンクールを実施しています。令和6年度に御応募いただいた1,264作品の中から、入賞・入選作品に選ばれた14作品を御紹介します。

## 👑 最優秀賞

その一歩、その一票 あなたが作る 鶴見の未来

市場小学校5年 吉野さん

## 👑 鶴見区明るい選挙推進協議会 会長賞

投票しよう 鶴見の未来に その一票

下野谷小学校6年 塚田さん

## 👑 鶴見区明るい選挙推進協議会 副会長賞

変わらない？ 初めに変わるの は あなた自身  
変えられる 自分の生活 その一票で

獅子ヶ谷小学校6年 堤さん

鶴見小学校6年 河村さん

## 👑 鶴見区選挙管理委員会 委員長賞

私の未来も 鶴見の未来も 私は決めたい

平安小学校5年 高橋さん

## 👑 鶴見区長賞

その権利、あなたの意志を鶴見の未来へ！

豊岡小学校6年 高橋(ゆ)さん

## 👑 入選

捨てちゃ駄目 貴方の権利と 明るい未来  
変わらないじゃない 変えていこうよ その一票で  
投票しなきゃ 自分が損する 世の中に  
鶴見区の 未来のために 選挙に行こう  
投票日 ふみだす一歩 鶴見を変える  
もったいねえ それじゃ日本は変わらねえ  
あなたの一票 世界を変える やってみて  
さあ投票 未来を変える その一票

豊岡小学校6年 小川さん

獅子ヶ谷小学校5年 香取さん

獅子ヶ谷小学校6年 河合さん

市場小学校5年 櫻井さん

岸谷小学校5年 田村さん

市場小学校6年 寺田さん

豊岡小学校6年 松井さん

市場小学校5年 宮澤さん

各地区連合町内会長 様  
各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

「地域活動推進費補助金」及び「地域防犯灯維持管理費補助金」関係書類の提出  
について（依頼）

春暖の候 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素から、市政並びに区政の推進に多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

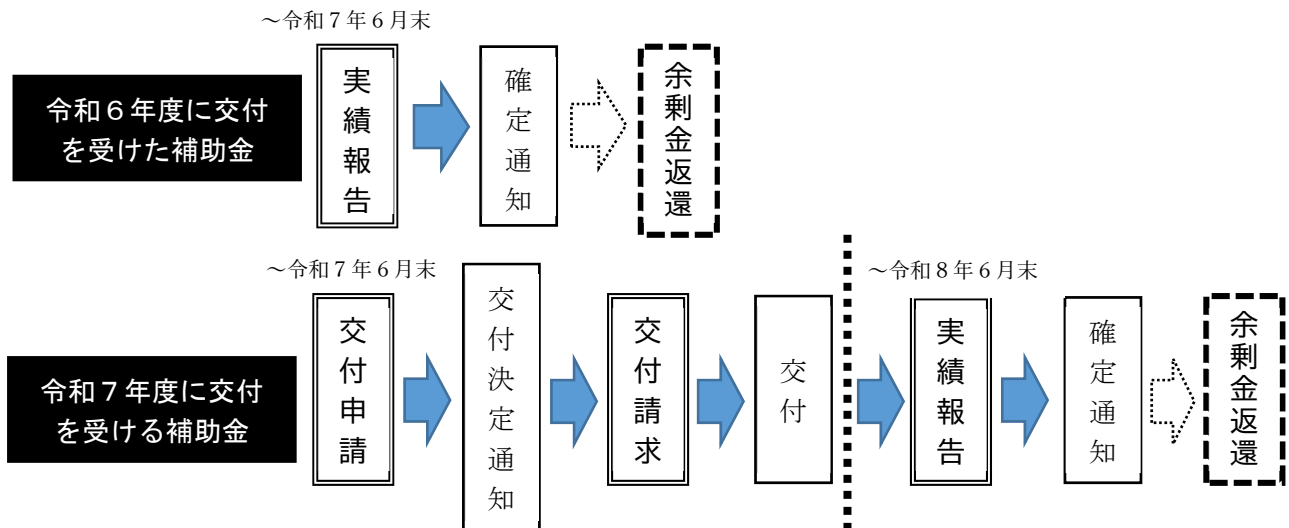
さて、横浜市では、自治会町内会の公益的活動に係る経費等を対象に「地域活動推進費」の補助金を、自治会町内会が公益のために保有・維持管理を行っている地域の防犯灯数に応じて「地域防犯灯維持管理費」の補助金を交付しています。

令和7年度も、これら補助金の申請受付及び交付に向けた各種手続きを行いますので、お知らせします。

また、申請と併せて、令和6年度に地域活動推進費補助金の交付を受けている自治会町内会は、令和6年度分の精算が必要になりますので、事業実績報告書や決算書などの提出をお願いします。

各種書類については、「郵送」、「Eメール」、「電子申請」で提出してください。

1 補助金交付の流れ



2 地域活動推進費補助金の制度

対象団体	補助率	補助限度額	補助対象経費
自治会町内会	3分の1	【R6年度】700円×加入世帯数 【R7年度】900円×加入世帯数	公益的活動に係る 事務費・事業費 (他の補助金を利用し ている事業を除く)
地区連合町内会	3分の3	12万円(基礎的支援費)	
	(補助対象経費－基礎的支援費)×3分の1	170円×加入世帯数+5万円	

3 送付書類一覧

1 令和7年度地域活動推進費事務の手引き
2 令和7年度地域防犯灯維持管理費補助金申請の手引き
3 令和6年度地域活動推進費補助金活動実績報告書(第6号様式)
4 令和6年度事業実績報告書
5 令和6年度収支決算書(収入・支出)
6 令和7年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)
7 令和7年度事業計画書
8 令和7年度収支予算書(収入・支出)

#### 4 提出書類一覧

	提出書類	備考	地域活動推進費補助金	地域防犯灯維持管理費補助金
ア	令和6年度地域活動推進費補助金活動実績報告書(第6号様式)	提出時の代表者の氏名を記入	●	
イ	令和6年度事業実績報告書	総会資料で可	●	
ウ	令和6年度収支決算書	各種補助対象経費が明確に判別できれば、総会資料でも可	●	
エ	補助対象経費に係る領収書その他支出を証する書類	1件の金額が10万円以上のもの(公共料金を除く)	●	
オ	令和7年度地域活動推進費補助金交付申請書・地域防犯灯維持管理費交付申請書兼実績報告書(第1号様式)	補助金交付申請書の世帯数は、毎年4月1日を基準日とし、現況届の世帯数と一致	●	●
カ	令和7年度事業計画書	総会資料で可	●	
キ	令和7年度収支予算書	各種補助対象経費が明確に判別できれば、総会資料でも可	●	
ク	団体の規約、規則	前年度提出以降に総会等で規約改正等があった場合に提出	●	
その他添付書類	総会資料・議事録		●	
	自治会町内会名義の令和7年4月分の電気料金領収証又は支払証明書の写し	送付されない、再発行、名義変更などの問い合わせは、東京電力エナジーパートナー(株)カスタマーセンター(0120-99-5001)へ		● 防犯灯所有の場合
	防犯灯が複数ある場合は、自治会町内会名義の令和7年4月分の電気料金集約分内訳表の写し			● 防犯灯所有の場合

※ 各種様式のデジタルデータは、[鶴見区自治連合会トップページ](#) > [様式のダウンロード](#) から、ダウンロードできます。

#### 5 書類提出期限

令和7年6月30日(月)

※ 総会日程等の関係などで、提出が期限を過ぎる場合には、必ず地域振興課へご連絡ください。

#### 6 留意事項

##### (1) 地域活動推進費補助金の添付書類

ア 実績報告の補助対象経費の支出で、1件の契約金額が10万円以上であった場合には、領収書の写しの提出が必要です。

イ 実績報告の補助対象経費の支出で、1件の契約金額が100万円以上の場合は、原則として市内事業者により入札又は見積合わせを行う必要があります。その場合には、入札結果がわかる書類又は見積書の写し及び、当該事業者が市内業者であることを証する書類の写しの提出が必要です。

##### (2) 地域活動推進費補助金の加入世帯数

補助金交付申請書の加入世帯数は、令和7年4月1日を基準日とします。※現況届と同数

#### 7 提出方法

(1) 郵送の場合：同封の返信用封筒をご使用ください。(切手貼付済み。)

(2) Eメールの場合：tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp に送ってください。

(1回に送信できるデータはおおむね5MBまでです。それ以上になる場合は、複数回に分けて送信してください。)

(3) 電子申請システムの場合

[鶴見区自治連合会トップページ](#) > [様式のダウンロード](#) > [横浜市電子申請・届出システム](#)

で申請できます。

#### 8 事務担当

鶴見区地域振興課地域振興係 電話：510-1687 FAX：510-1892

Eメール：tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

自治会町内会長 様

鶴見区総務課長

「町の防災組織」活動費補助金の交付申請及び前年度の活動報告について（通知）

日頃から本市の危機管理対策事業に種々の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
さて、令和7年度も「町の防災組織」による防災活動を充実していただくため、標記補助金を交付いたします。  
つきましては、同封の手引きを御参照のうえ、申請の手続きをお願いいたします。

## 送付書類

- (1) 令和7(2025)年度 町の防災組織活動費補助金事務の手引き
- (2) 令和7(2025)年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書（以降申請書）
- (3) 令和6(2024)年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書（以降報告書）

## 【ご依頼事項】

◎次の書類を作成のうえ、令和7年6月30日（月）までに、区役所総務課へ、窓口提出・郵送・電子申請・Eメール等にてご提出ください。

※令和6年度より従来の提出方法に加え、電子申請での提出も可となりました。

<7年度補助金の交付申請に必要な書類>

- ・申請書、（事業計画書、収支予算書、団体の規約）

<6年度補助金の実績報告に必要な書類>

- ・報告書、（活動実績報告書、収支決算書）

なお、事業計画書・収支予算書・活動実績報告書・収支決算書・団体の規約を、「地域活動推進費補助金」の関係書類として区役所地域振興課へ提出する場合は、総務課への再度の提出は不要です。

◎「町の防災組織」活動費補助金の申請金額及び支出金額と、団体の収支予算書及び収支決算書の「町の防災組織活動費」の金額との整合性を取ってください。

詳しくは、下記連絡先にお問い合わせください。お手数をおかけいたしますが、御理解と御協力をお願い申し上げます。

※当該事業は、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

問合せ：鶴見区総務課防災担当

望月・勝倉・川添・細川

TEL 045-510-1656 FAX 045-510-1889

メール：tr-bousai@city.yokohama.lg.jp

（報告先）

鶴見区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	(	)
担当者			
	TEL	(	)
メールアドレス			

### 令和6年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

令和6年度 年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告（令和6年4月～令和7年3月実施分）

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認 <input type="checkbox"/> ※チェックをお願いします。					
事業項目	活動内容（複数選択可）		支出金額		
防災訓練	<input type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練				
	<input type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ				
	<input type="checkbox"/> その他（ ）				
食料・資機材等の購入	品目	数量	品目	数量	
その他					

※1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額		円
令和6年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引
円	円	円

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

（申請先）

鶴見区長

年 月 日

団体名			
所在地	〒	-	
代表者名			
	TEL	(	)
担当者			
	TEL	(	)
メールアドレス			

### 令和7年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

令和7年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認  ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 \_\_\_\_\_ 世帯（4月1日現在）  
※申請世帯数は広報配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = \_\_\_\_\_ 円

支出内訳【実施計画（令和7年4月～令和8年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）				支出金額		
防災訓練	<input type="checkbox"/>	自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/>	他の自治会・町内会との合同防災訓練			
	<input type="checkbox"/>	地域防災拠点訓練					
	<input type="checkbox"/>	その他（_____）					
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/>	講演会	<input type="checkbox"/>	研修・講習会	<input type="checkbox"/>	見学会	
	<input type="checkbox"/>	その他（_____）					
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/>	防災マニュアル	<input type="checkbox"/>	防災マップ	<input type="checkbox"/>	防災啓発チラシ	
	<input type="checkbox"/>	その他（_____）					
食料・資機材等の購入	品目	数量		品目	数量		
その他							

支出額合計 \_\_\_\_\_ 円

↓↓↓ 区役所記入欄です。自治会・町内会等では記入しないでください。 ↓↓↓

申請世帯数	区確認世帯数	交付世帯数
受付番号	交付予定金額	



令和7（2025）年度  
町の防災組織活動費補助金  
事務の手引き  
（自治会町内会等）

※ この手引きは、令和7年度予算案が横浜市会において議決されることを条件としています。

横浜市総務局地域防災課


# \* 目 次 \*



○ 提出書類・提出期限	…	1 ページ
○ 事業概要	…	2 ページ
<b>《申請・請求編》</b>		
1. 事務の流れ	…	3 ページ
2. 申請書記入のポイント	…	4 ページ
3. Q&A集(申請書編)	…	7 ページ
<参考>訂正の方法について	…	8 ページ
4. 請求書記入のポイント	…	9 ページ
5. 請求について	…	12 ページ
6. Q&A集(請求書編)	…	13 ページ
<b>《報告編》</b>		
1. 事務の流れ	…	15 ページ
2. 実績報告について	…	16 ページ
3. 報告書記入のポイント	…	17 ページ
4. 領収書について	…	20 ページ
5. Q&A集(報告書編)	…	22 ページ
○ 提出先	…	23 ページ

## ○提出書類・提出期限

### 1. 提出書類

 以下の「※」の付いている書類については、区役所地域振興課へ提出済の場合、提出不要です。事業計画書、収支予算書、実績報告書、収支決算書は必ず総会等の承認を得てください。

(1) 交付申請の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。


- ・ 申請書 1 部
- ・ 事業計画書 1 部 ※
- ・ 収支予算書 1 部 ※
- ・ 団体の規約 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動の予定のわかる資料 1 部


(2) 請求の際には、以下の書類を区役所総務課へご提出ください。

- ・ 請求書 1 部
- ・ 口座振替依頼書 1 部 ※
- ・ 振込口座の確認できる通帳等の写し 1 部 ※

(3) 実績報告の際には、以下の書類を作成のうえ、区役所総務課へご提出ください。

- ・ 報告書 1 部
- ・ 活動実績報告書 1 部 ※
- ・ 収支決算書 1 部 ※
- ・ その他団体の防災活動実績のわかる資料 1 部
- ・ 領収書(10万円以上の支出に係るもの) 【詳しくは、20ページをご覧ください。】

 申請・請求・報告書類は必ず配布される様式をご使用ください。(独自の様式で提出された場合、受理できない場合があります。)

 請求書は交付決定通知書とともに申請書類審査後に送付します。

### 2. 提出期限

令和7(2025)年度補助金交付申請書 令和6年度実績報告書	令和7(2025)年度請求書
6月30日	交付決定日から約2週間後

ご記入方法等何かご不明な点がございましたら、お住まいの区の総務課までお問い合わせください。

## ○事業概要

### 1. 概要

自治会町内会等により組織されている町の防災組織が行う自主防災活動に対し、補助金を交付します。

### 2. 対象団体

町の防災組織を結成している自治会町内会等

### 3. 申請世帯数

令和7(2025)年4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数と訓練等防災活動に参加する自治会・町内会等に加入していない世帯数を合わせた数

### 4. 交付する補助金の額

申請世帯数<sup>※</sup>×160円

※ 令和7(2025)年4月1日時点の「広報よこはま」配布部数を上限とします(「広報よこはま」の配布がない団体は届出のある加入数とします)。

ただし、4月1日現在の自治会町内会等の加入世帯数が「広報よこはま」配布部数を上回る場合は、自治会町内会等の加入世帯数を上限とします。

(例)

団体(加入世帯数)	申請世帯数	「広報よこはま」 配布部数	交付世帯数	交付予定額
A自治会(300)	320	<b>310</b>	<b>310</b>	49,600
B自治会( <b>400</b> )	410	390	<b>400</b>	64,000

…の場合、


「広報よこはま」の配布部数が把握できない団体については、お住まいの区へご相談ください。

### 5. 提出期間及び提出先

令和7(2025)年4月1日から6月30日までに区役所総務課へ提出してください。

### 6. 補助金の交付対象事業

- ・ 防災訓練(地域防災拠点訓練、自治会町内会訓練、初期消火訓練など)の実施
- ・ 備蓄食料・防災資機材等の購入
- ・ 防災のための講演会・研修会・講習会・見学会の開催
- ・ 防災マニュアル・防災マップ等の作成
- ・ AEDの購入 (リース含む)
- ・ 防災パトロール (※防犯パトロールは対象外です。)
- ・ 防災士資格取得に係る費用
- ・ その他防災活動の一環として実施する事業

 交付の対象となるのは、令和7(2025)年度中に実施する事業に限ります。

### 7. 補助金の交付対象とならないもの

- ・ 消防団への分担金や助成事業
- ・ 防犯活動など、直接防災に関わりのない活動
- ・ 防災積立金 (当補助金は翌年度への持ち越しはできません。)
- ・ 分割購入費
- ・ 自治会館等の光熱水費等の公共料金
- ・ 「草刈機」等の直接防災に関わりのないものや活動

 その他購入の際判断に迷う案件が発生した場合には区役所総務課へお問合せ下さい。

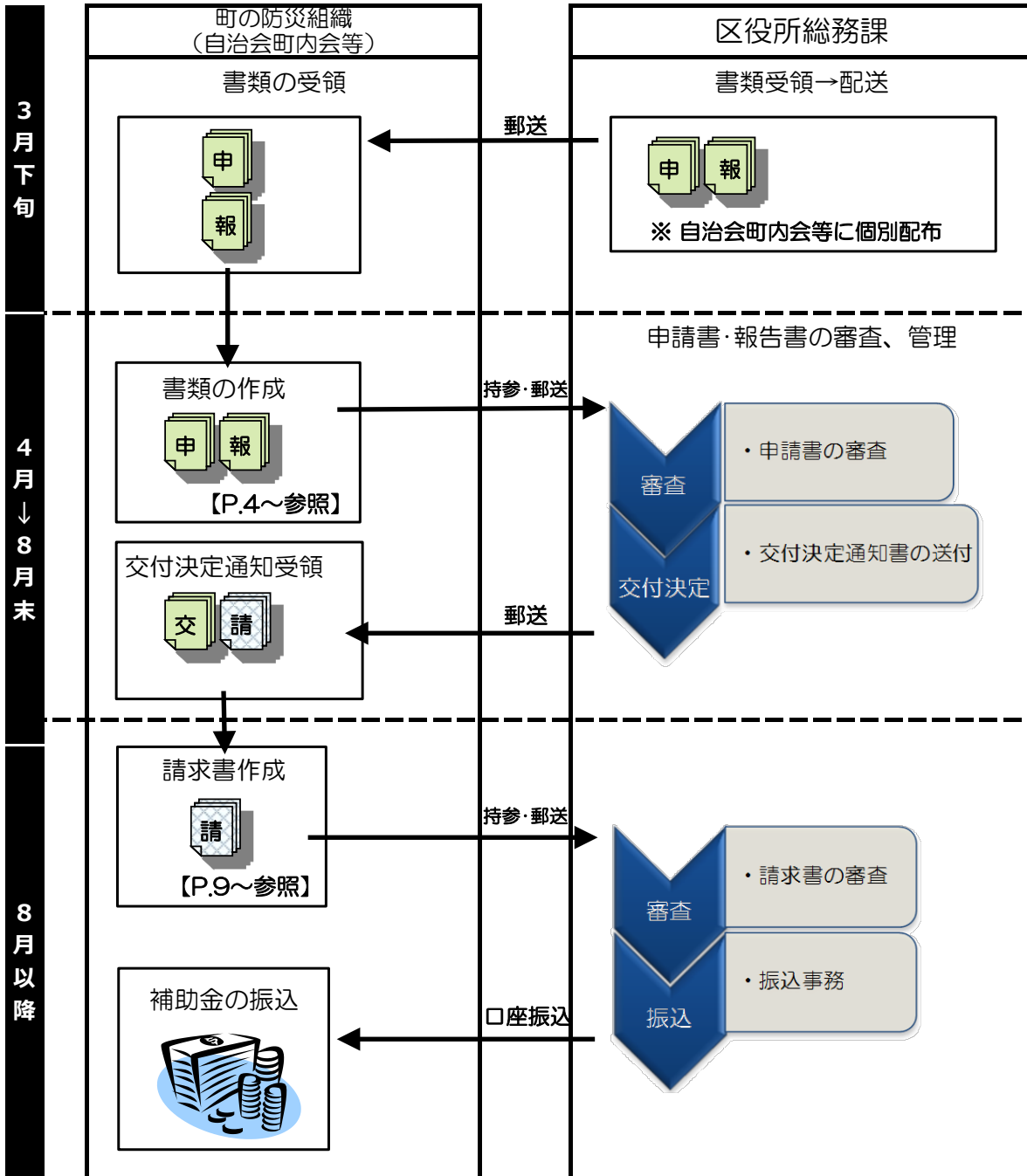
# 《申請・請求編》 (P. 3 ~ P. 14)

## 1. 申請・請求事務の流れ



◇ 用語説明

- ・「申」・・・申請書
- ・「報」・・・報告書
- ・「交」・・・交付決定通知書
- ・「請」・・・請求書



## 2. 申請書記入のポイント

### 町の防災組織活動費補助金交付申請書 記入例

第1号様式（町の防災組織活動費補助金交付要綱第7条）  
（申請先）  
区 長

①団体名は正確に記入しましょう。

③事業計画書、収支予算書は必ず総会等で承認を得てください。  
※承認を得た上で「□」⇒「■」

②自署または記名（ゴム印等）のみで捺印は不要です!!

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名 港町自治会  
所在地 〒 231 - 0017  
中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号  
横浜 花子  
TEL ( 671 ) 2011  
代表者 危機 太郎 TEL ( )  
Eメール XXXXXX-XXXXX@XXXX.CO.JP

※ 申請書以降の書類の提出にEメールでやり取りを希望される場合は、御記入ください。

#### 年度 町の防災組織活動費補助金交付申請書

年度町の防災組織活動費の補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。  
なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市様令第139号）及び町の防災組織活動費補助金交付要綱を遵守します。

事業計画書及び収支予算書の総会等での承認  ※チェックをお願いします。

A 申請世帯数 1,000 世帯（4月1日現在）  
※申請世帯数は応報配布部数を上限とします。

B 申請金額 A × 160円 = 160,000 円

支出内訳【実施計画（ 年4月～ 年3月実施事業）】

事業項目	活動内容（複数選択可）	支出金額
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練	80,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> 地区防災拠点訓練	
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会	25,000 (円)
	<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( )	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ	65,000 (円)
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
食料・資機材等の購入	品目 数量 品名 数量	
	水缶缶詰 30箱 ヘルメット 50箱	
その他		
支出額合計		190,000 円

④実施予定の活動が漏れなく記載されているか確認しましょう。  
⚠添付書類の事業計画書等と整合をとってください。

⑤購入予定の品目・数量を漏れなく記入しましょう。  
「検討中」など曖昧な表記は認められません。

⚠対象とならない内容の記入がある場合には、訂正をしていただけます。ご注意ください。

⑦収支予算書の金額と合っているか確認しましょう。

⚠添付書類の収支予算書に計上されている金額との整合をとってください。

⑥「積立金」「繰越金」等、本年度で完結しない執行はできません。

⚠年度内に使用できなかった補助金は返還していただきます。



# 収支予算書及び事業計画書との整合

## ＜収支予算書＞

		区名	整理番号
		中区	×○△■

成 ○△年度 収支予算書  
港町自治会

○会計年度 自平成○△年4月1日～

○収入の部

項目	予算額
1 会費	1,266,000
地域活動推進費	298,200
防犯灯維持管理費補助金	26,400
防犯灯 12 灯 × 2,200 円	
町の防災組織活動費補助金	160,000
160 円 × 1,000 世帯	
3 広報配布謝金	97,554
17 円 (印刷および 9 月 + 年の次期 8 月) × 配布部数 426 × 12 月号 = 86,904 議会だより 6,816 円 ( 4 円 × 配布部数 426 × 4 回 = 6,816 ) 選挙公報 3,834 円	
4 事業収入	68,300
のり紙印刷委託料 28,300 円 商品回収収益金 20,000 円 未開納入手数料 20,000 円	
5 寄付金、祝金等	1,000
○○大会祝儀 6,000 円 ○○寄付金 15,000 円	
6 会館使用料	2,000
租料への返金に伴う収入 20,000 円	
その他	60,550
団体交付金・謝金 50,000 円 ○○地区からの委託料等 10,350 円	
利息・その他雑入	50 円
7 前年度からの繰入金	123,510
前年度繰越金 123,510 円	
<b>収入合計</b>	<b>2,141,364</b>

○支出の部

項目	予算額	摘要	
1 会議費	80,000	80,000 円	
2 事務費	65,000	備品什器購入代 40,000 円 消耗品代 10,000 円 電話代 10,000 円 送料代 5,000 円	
3 人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000 円	
4 会館(会場)借上料	0		
5 会館水道水費	160,000	町内多経電費代 70,000 円 町内会館がく代 50,000 円 町内多経水道代 40,000 円	
2 防災訓練・防災活動費	129,840		
3 社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000 円 子ども会活動費 50,000 円	
4 レクリエーション費	320,000	盆踊り大会費 150,000 円 運動会開催費 120,000 円 全港町大会参加費 50,000 円	
5 福利厚生事業費	140,000	敬老会開催費 80,000 円 福祉・配食サービス 60,000 円	
6 文化事業費	150,000	講演会 70,000 円 映画会 30,000 円 書道等作品展 50,000 円	
7 その他	0		
<b>事業費 小計 ②</b>	<b>959,840</b>		
<b>補助対象予定経費①+②=③</b>	<b>1,544,840</b>		
1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円 防犯灯の清掃・点検・修繕 30,000 円	
2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円 防災資機材購入 40,000 円 チェリン等作成費 5,000 円	
3	0		
4	0		
<b>補助事業費 小計 ④</b>	<b>239,000</b>		
1 会館建設・修繕積立金	150,000	修繕積立金 150,000 円	
2 交際費	30,000	交際費 18,000 円 賀詞交際費 12,000 円	
3 慶弔費	25,000	慶弔費 25,000 円	
4 懇親会費	15,000	新年会 15,000 円	
5 寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000 円 寄付金(たけな)募金 10,000 円 日本赤十字社募金 10,000 円	
6 予備費	107,524	予備費 107,524 円	
7 その他	0		
<b>その他 小計 ⑤</b>	<b>357,524</b>		
<b>支出合計 (③+④+⑤)</b>	<b>2,141,364</b>		

◇ポイント◇  
○申請書「B 申請金額」 = 収支予算書 収入の部 補助金予算額  
○申請書申請内訳合計 = 収支予算書 支出の部 町の防災組織活動費となります。

## ■収入の部

地域活動推進費	298,200	次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A 700 円 × 加入世帯数 426 世帯 (会費会員 + 減免会員) B 活動費(事務費・事業費) 1,544,840 円の3分の1(10円未満切捨て)
防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12 灯 × 2,200 円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160 円 × 1,000 世帯

申請書「B 申請金額」と同額か確認をお願いします!!

⚠ 申請額未済の金額が記載されていた場合には、その金額での交付となってしまいますので、ご注意ください。

## ■支出の部

補助事業費	1 防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000 円	防犯灯の清掃・点検・修繕 30,000 円		
	2 町の防災組織活動費	190,000	防災訓練・研修費 145,000 円	防災資機材購入 40,000 円	チェリン等作成費 5,000 円	
	3	0				
	4					
<b>補助事業費 小計</b>						

申請書の内容と齟齬(そご)のないようにしてください。

⚠ 申請書の申請金額超の金額を記載しても構いませんが、申請書右下の「支出合計金額」との整合を取ってください。

# <事業計画書>

年度事業計画書	
港町自治会	
事業計画年月	活動内容・場所等
○△年4月	第1回班長会 さくらまつり (○○公園) 定期清掃 (25日)
5月	こどもフェスティバル (△△学校グラウンド) 決算総会 定期清掃 (25日)
6月	第2回班長会 <b>防災訓練 (14日 第二公園)</b> 定期清掃 (25日)
7月	防犯パトロール (下旬) 定期清掃 (25日)
8月	第3回班長会 夏祭り 定期清掃 (25日)
9月	敬老祝賀会 <b>防災研修会</b> <b>防災パトロール</b> 定期清掃 (25日)
10月	第4回班長会 いも煮会 定期清掃 (25日)
11月	定期清掃 (25日)
12月	防犯パトロール (中旬) クリスマス会 定期清掃 (25日)
○◇年1月	餅つき会 (初旬) <b>地域防災拠点訓練 (17日 港危機管理小学校グラウンド)</b> 定期清掃 (25日)
2月	第5回班長会 定期清掃 (25日)
3月	予算総会 定期清掃 (25日)

**⚠ 申請書でチェックのある活動が事業計画にしっかりと反映されているか確認しましょう。**

申請書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点、研修等の予定が事業計画書には載っていないと見えます。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

### ◆ 申請書抜粋 ◆

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input checked="" type="checkbox"/> 研修・講習会
	<input type="checkbox"/> 見学会
<input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 防災パトロール )	
<input type="checkbox"/> 防災マニュアル	<input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ
	<input checked="" type="checkbox"/> 防災啓発チラシ
<input type="checkbox"/> その他 ( )	

**⚠ 収支予算書と事業計画書は必ず総会等で承認を得てください。**

### 3. Q&A集 (申請書編)

#### ◆ 補助対象について

Q 大きい資機材(防災倉庫・AED等)を購入するために積立をしたいのですが…

A 「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、積立金は対象となりません。

Q 昨年度購入した資機材を分割払いしている場合は？

A 積立同様「購入した年」を「活動があった年」とみなすため、対象となりません。

Q リースは対象となるか。

A 対象となりますが、リース期間が複数年度にわたる場合は、当該年度分のリース料金のみとします。

Q 具体的にはどのような品目が補助対象外になるのか。

A 過去にあったもので何件か例示すると、「芝刈り機」の購入や会館利用にかかる「公共料金」等の支出は防災という補助金の趣旨に照らしても役割が異なるとの判断から、対象外としています。

Q パトロールは対象になるのか。

A 防犯パトロールは対象になりません。ただし、地域の危険箇所(がけ地、倒木危険箇所等)を見回ったり、確認したりする等の防災パトロールは対象としています。※申請書類にも「防災パトロール」等の記入をしてください。

Q 防災士の資格取得に係る費用は対象になるのか。

A 当該年度に防災士資格を取得する場合に限り、対象となります。その際は、資格取得試験料のみでなく、資格取得に必須の教本や認証登録料等も対象です。

#### ◆ 申請の手続きについて

Q 申請書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名(ゴム印、Word打ち等)であれば、捺印の必要はありません。ただし、訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に**代表者の印**が必要になりますのでご注意ください。

Q (申請書に訂正がある場合に)捺印する際の印鑑は何を押せばいいの？

A 代表者の私印か〇〇代表者印(〇〇会長印)の捺印をお願いします。代表者以外の私印(会計担当者等)や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



Q 申請書に記入した購入予定の資機材や食料は必ず買わなければいけませんか？

A あくまで予定ですので、当初記入した資機材と別の資機材を購入していただいても構いません。ただし、「購入品目未定」というような記入では補助金は交付できません。年度当初の予定で構いませんので具体的にご記入ください。

Q 申請金額と申請内訳は合わせなければいけませんか？

A 申請の内訳ですので、合わせてください。ただし、申請金額以上の支出をする場合、その全ての支出項目をご記入いただいで構いません。

Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 申請書の項目にない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課にお願いします。(連絡先についてはP.23をご覧ください。)

Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしく願いいたします。

## <参考> 訂正の方法

申請書・報告書・請求書等の書類に訂正がある場合には、以下の例のとおり訂正しましょう。

### ◇ 訂正する時の注意点 ◇

- (1) 修正液、修正テープなどは使用できません。
- (2) 訂正する部分に二重線を引き、その上に代表者の印を捺し、正しい内容を記入してください。

### ※ 申請書より抜粋

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイツ港町4号棟205号
代表者名	横浜 花子
	TEL ( 671 ) 2011
担当者	危機 太郎 TEL ( )
メールアドレス	XXXXXX-XXXXX@XXXX.co.jp

例えば、申請書で住所を間違えてしまったら・・・

代表者住所 〒 231 - 0017  
中区港町1-1 ハイツ港町 ~~1-3号~~ 4号 棟205号  
代表者氏名 横浜 花子

このように訂正を行ってください。

## 4. 請求書記入のポイント

### 町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・表面

第1号様式(町)の防災組織活動費補助金交付要綱(第1章第1条) <自治会町内会用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

① 〇〇年△△月××日

(請求先) 区長

(請求者)

〒 231-0017

所在地: 中区港町1-1ハイブ港町4号棟205号

代表者名 ③ 横浜 花子

② 港町自治会

④ 160,000 円

※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

【注意】  
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

① 提出の日付を記入ください。  
交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。

② 団体名は正確に記入ください。

③ 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。  
※印鑑は正確に捺印ください  
正 「代表者の私印」  
「〇〇代表者印」  
「〇〇会長印」  
誤 「会長印」  
「〇〇自治会会計印」  
「〇〇自治会印」

押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができます。なお、提出はPDFに限ります。

【注意】  
口座名義人が請求者と別の場合は請求書欄、口座名義人欄ともに押捺の省略はできませんので、Eメールでの提出はできません。

④ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。  
【注意】  
請求金額欄の訂正はできません!!  
新たな用紙に記入してください。

【注意事項】  
1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は無効)  
※口座振替依頼書と同一の印鑑を使用してください。  
2 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺し、訂正をお願いします。  
3 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。  
4 既に口座振替依頼書を提出している場合は、その記載情報と上記の請求者情報の記載に相違がないようご注意ください。

今年度すでに区役所に口座振替依頼書を提出している場合は、裏面の記入は必要ありません。

提出していない場合、または、口座の変更がある場合には、次ページの例を参考に、裏面もご記入ください。転居や代表者変更等があった場合は事前に区役所への届出が必要です。

## 町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会用>・裏面

※ 区役所に口座振替依頼書を提出していない場合、または、口座の変更がある場合のみ、記入が必要です。


第3号様式②（町の防災組織活動費補助金交付要綱第15条第1項）

<自治会町内会用>

区役所へ口座振替依頼書を提出していない場合には、下部に口座情報をご記入ください。次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

(フリガナ)	ミナトチヨウジチカイ カイアイタントウ カナガワ パラコ
口座名義人	港町自治会 会計担当 神奈川 パラ子
金融機関名	横浜みなと <small>※ 通帳に記載のとおりご記入ください。</small> 銀行 港町 支店 信用金庫 信用組合 出店所 農業協同組合 支店
預金種目	普通 2 当座
口座番号	1234567

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入押捺願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者名： 横浜 花子 

①正確に各項目に記入ください。

**【注意】**  
口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。

記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。

②代表者と口座名義人が異なる場合や請求者欄の団体名と口座名義の団体名が違う場合は、こちらに代表者印の押捺が必要になります。

**【注意】**  
印鑑は表面のものと同じものを押捺してください。

**【確認】**  
代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

【注意事項】

- 1 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者印の押捺が必要です。(スタンプ印は補助) ※請求書と同一の印鑑を使用してください。
- 2 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 3 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者印を押捺して訂正をお願いします。

### 最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか？（詳細はP.8参照）

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。



# 町の防災組織活動費補助金請求書<自治会・町内会以外の団体用>

No. \_\_\_\_\_

第5号様式② (町の防災組織活動費補助金交付要綱第11条第1項) <自治会町内会以外の団体用>

年度 町の防災組織活動費補助金請求書

(○△年△△月××日)

(請求先) 区長

**【注意】**  
「港町自治会」と「港町町内会」のような非常に似ている名称の団体もあります。正式な名称をご記入ください。

(請求者) 港町住宅管理組合

〒 230-0017

所在地: 中区港町1-1港町住宅302号

代表者名: 横浜 太郎

次のとおり町の防災組織活動費補助金を請求します。

請求金額	160,000	円
<small>※ 貴団体あての交付決定通知書に記載されている金額をお書きください。</small>		
(フリガナ)	ミナトチョウジュウタクカンリクミアイ カイタイ サクラギ マチコ	
口座名義人	港町住宅管理組合 会計 桜木 町子	
金融機関名	横浜みなと	
預金種目	普通 2当座	
口座番号	1234567	

※ 口座名義人が代表者以外の場合は記入願います。上記口座に横浜市から交付される補助金を振り込みください。

代表者氏名: 横浜 太郎

**【注意事項】**

- 代表者名が口座名義人と異なる場合、代表者の押印が必要です。(スタンプ印は無効)
- 金融機関、口座名義人等の欄には、団体の預金通帳に記載されているとおり記入してください。
- 記載事項の訂正は二重線で見え消しし、代表者の印を押捺して訂正をお願いします。
- 請求金額欄の訂正はできませんので、新たな用紙にご記入をお願いします。

- ① 提出の日付を記入ください。  
① 交付決定通知書の日付よりもあとの日付になります。
  - ② 代表者名が口座名義人と異なる場合には、代表者印を押捺ください。  
押捺が省略できる請求書である場合は、Eメールでの提出ができません。なお、提出はPDFに限ります。
  - ③ 交付決定通知の金額を正確に記入してください。  
【注意】請求金額欄の訂正はできません!! 新たな用紙に記入してください。
  - ④ 正確に各項目を記入ください。  
【注意】口座名義人の誤りが多々あります。通帳の表紙裏面等に記載の口座名義、カタカナを正確にご記入ください。記載のとおり振込処理を行います。ご協力をお願いします。
  - ⑤ 代表者と口座名義人が異なる場合、代表者印を押捺ください。  
【注意】印鑑は同じものを押捺してください。
- ※ 代表者と口座名義人が同じ場合には記入不要です。

## 最後にチェック!!

□ 訂正箇所はありませんか? (詳細はP.8参照)

記載されている文字を修正する場合は、必ず「訂正印」が必要です。修正液、修正テープでの訂正は認められませんのでご注意ください。また、既に捺印されたものを取消す場合には同じ印鑑で重ね印を押してください。

また、請求金額欄の修正はできません。金額を誤って記入した場合は訂正印による修正も認められないので、新しい用紙に書き直していただきます。

## 5. 請求について

### 1. 交付決定

申請書受理後、申請内容などの確認を行い、適正な場合は「町の防災組織」活動費補助金交付決定通知書(第2号様式)を送付します。


### 2. 「町の防災組織」活動費補助金請求書(第5号様式)について

交付決定通知書を受け取った後に、次の書類を区役所総務課へ提出してください。

①「町の防災組織」活動費補助金請求書

②団体の振込口座の分かる預金通帳等の写し

- 自治会町内会等の団体の名称と所在地、代表者氏名及び電話番号を記入してください。
- 請求金額には交付決定通知書の交付金額を記入してください。
- 口座名義人の記入欄には、振込先・預金種目・口座番号を通帳に記載のとおりに入力してください。

 口座名義に団体名や、役職等も含む場合はそちらも必ず記入してください。

その他、字の写し間違いにも注意してください。

間違いがあると、再度確認し振込を行いますので、交付が遅れてしまいます。

- 代表者と口座名義人が異なる場合は、請求書下の代表者氏名の記入と捺印をお願いします。
- 代表者が申請時と請求時で異なる場合は、区役所総務課へ申し出てください。

## 6. Q&A集（請求書編）

### Q 口座名義人欄には、どのように記入すればいいの？

A 名義相違等により振込ができない団体が非常に多いです。ご記入前にしっかりと確認し、通帳の表紙裏面等に記載してある情報を、漏れなくご記入下さい。

### ※ 通帳を1枚めくったページ

おなまえ	お客さま番号
ミナトチョウジチカイカイケイタントウカナガワバラコ 様	〇〇〇〇〇
店番号 〇〇〇	普通預金口座番号 0123456
定期預金口座番号	課税区分
通帳発行日 〇〇年〇〇月〇〇日	(後)限度額
株式会社 横浜みなと銀行	(後)限度額
(銀行コード: 〇〇〇〇)	
お取引店 港町支店	
お取引店 電話番号 045-〇〇〇-〇〇〇〇	
お取引店 通帳発行店 港町支店	

お振込は、こちらにご記入のとおりに行います。  
通帳の表紙裏面等に記載されている口座名義を、漏れなく、正確にご記入ください。

銀行名・支店名も正確にご記入ください。また、各金融機関、支店・出張所についても忘れずに囲ってください。

※ゆうちょ銀行をご利用の場合支店名(記号番号)は漢数字三桁となりますので、ご確認の上ご記入ください。

### ※ 請求書抜粋

口座名義人	(フリガナ) ミナトチョウジチカイ カイケイタントウ カナガワ バラコ
団体名・氏名等	港町自治会 会計担当 神奈川 バラ子
金融機関名	横浜みなと (銀行) 信用金庫 港町 (支店) 信用組合 出張所 支所 農業協同組合
預金種目	1 (普通) 2 当座
口座番号	0123456

### Q 申請した金額と、交付決定通知書に印字してある金額が違うんだけど。

A 申請世帯数と区確認世帯数のどちらか少ない方が交付世帯数となるためです。例えば、1000世帯、160,000円の申請をいただいたとしても、区確認世帯数が950世帯だった場合には、950世帯×160円で152,000円の交付しかできないということになります。ご不明な点がございましたら、お住まいの区の区役所総務課までお問い合わせください。

### Q 4月以降加入者が増えたため、申請書を再提出したいんだけど。

A 基準日を4月1日としておりますので、4月以降に増えた分の申請はできません。

### Q 申請時と請求時で会長が変わってしまった。請求書の名前はどのようにすればいいの？

A このような場合、請求は現会長のお名前でご記入ください。区役所に会長の変更届が提出されていない場合は変更届の提出をお願いします。

### Q フリガナは絶対に書かなければいけないの？

A 振込の際には、フリガナが大変重要です。ほんの一例ですが、同じ「自治会」でも口座名義が「ジチカイ」の団体、「ジジカイ」の団体などあり、その一文字のために振込が出来ない団体も多々あります。確実な振込のためにも、フリガナのご記入漏れのないようにお願いします。

## 請求書 よくある間違い例

- 「ジチカイ」と「ジジカイ」
- 「会長」と「代表」と「代表者」、「会計」と「会計担当」
- 役職名(会長、会計など)が必要な場合と、不要な場合
- 「自治会」と「町内会」
- 「ヶ」と「ケ」
- フリガナの記載なし
- 実際は「会計」だったが、間違えて「会計担当」と記入した場合に「会計(担当)」と記載している  
⇒カッコ書きは訂正として認められません。
- 「銀行」と「信用金庫」の囲い間違い
- 「支店」と「出張所」の囲い間違い
- 代表者名と口座名義人の名前が違うが、下部に記名・押印なし
- 上部と下部の記入されている代表者氏名が違う。
- 上部と下部に押印されている印鑑が違う。

等

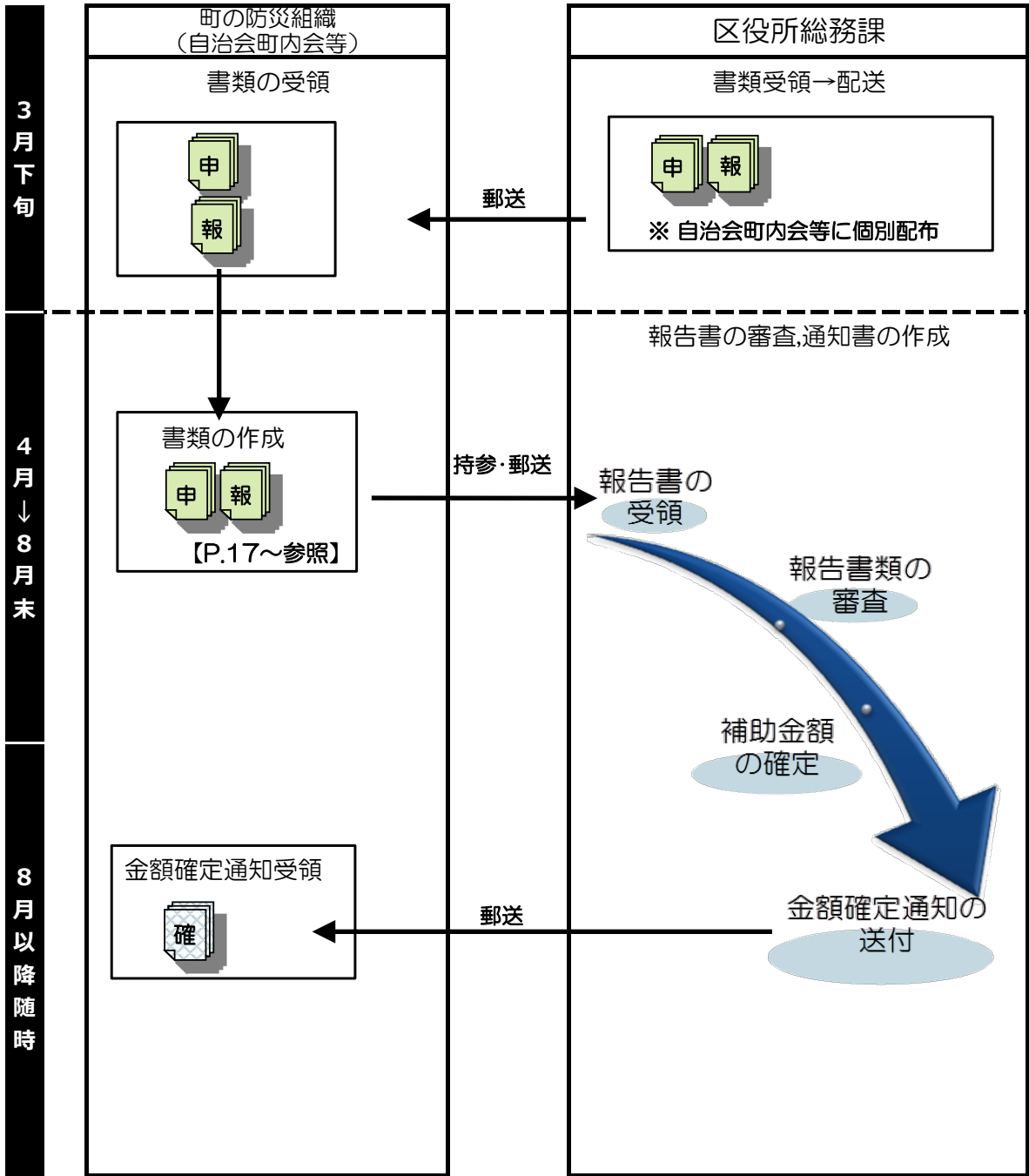
# 《報告編》 (P. 15~P. 22)

## 1. 報告事務の流れ



◇用語説明

- ・「申」…申請書
- ・「報」…報告書
- ・「確」…金額確定通知




## 2. 実績報告について

### 1. 収支決算書との整合性

「町の防災組織」活動費補助金実績報告書の記入内容と自治会町内会等収支決算書の記入内容は必ず合わせてください。以下のケースの場合は、訂正又は返還をお願いすることになりますので、各自治会町内会等で確認をお願いします。

- (1) 実績報告書の支出金額と収支決算書の支出金額(町の防災組織活動費)が合わない。
- (2) 実績報告書の各項目事業や支出金額が収支決算書の摘要と合わない。

 この他、収支決算書で防災項目が確認できない場合は、防災事業費を抽出して別表を作成いただく場合もあります。

### 2. 未使用額返還(前年度補助金)


交付した補助金に未使用額がある場合は、返還依頼書と納付書を送付しますので、期限内にお支払ください。

### 3. 罰則の規定について

『横浜市補助金等の交付に関する規則』により、「偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき」や「補助金等の他の用途への使用をしたとき」には、5万円以下の過料に処されます。適正な補助金の使用をよろしくお願いいたします。

### 4. 書類の保管について

補助金の交付を受けた団体は、補助金に係る事業の収支を明らかにした会計帳簿、領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。また、必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

 令和7(2025)年度の会計帳簿・領収書等は2031年度までの保存が必要です。



# 3. 実績報告書記入のポイント

## 町の防災組織活動費補助金実績報告書記入例

第6号様式 (町の防災組織活動費補助金交付要綱第12条)  
(報告書)  
区 長

〇〇年〇〇月〇〇日

団体名	港町自治会
所在地	〒 231 - 0017 中区港町1-1ハイイツ港町4号棟205号
代表者	花子
TEL	2011 ( 671 ) 3456
メールアドレス	XXXXXXXX@XXXX.co.jp

① 団体名は正確に記入しましょう

② 捺印は不要です!!

⚠ 訂正がある場合は代表者の印で、訂正箇所捺印をお願いします。

③ 事業実績報告書、収支決算書は必ず総会等で承認を得てください。

### 年度 町の防災組織活動費補助金実績報告書

年度の防災活動を次のとおり報告します。

実績報告 (〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇年度)

事業実績報告書及び収支決算書の総会等での承認  ※チェックをお願いします。

事業項目	活動内容 (複数選択可)	支出金額																
防災訓練	<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練 <input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練 <input type="checkbox"/> その他 ( )	80,000 (円)																
防災の啓発活動	<input type="checkbox"/> 講演会 <input type="checkbox"/> 研修・講習会 <input type="checkbox"/> 見学会 <input type="checkbox"/> その他 ( )																	
防災印刷物作成	<input type="checkbox"/> 防災マニュアル <input checked="" type="checkbox"/> 防災マップ <input type="checkbox"/> 防災啓発チラシ <input type="checkbox"/> その他 ( )	2,500 (円)																
食料・資機材等の購入	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>数量</th> <th>品目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水缶詰</td> <td>50箱</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シートルトおがみ砂</td> <td>500食</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ヘルメット</td> <td>50個</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品目	数量	品目	数量	水缶詰	50箱			シートルトおがみ砂	500食			ヘルメット	50個			127,500 (円)
品目	数量	品目	数量															
水缶詰	50箱																	
シートルトおがみ砂	500食																	
ヘルメット	50個																	
その他																		

④ 実施した活動にしっかりとチェックしましょう!!

⚠ 添付書類の事業報告書等と整合をとってください。

⑤ 10万円は超えていませんか?

⚠ 1件10万円以上の支出においては、領収書の添付が必須になります。その他の領収書についても5年間大切に保管をお願いします。※20ページ以降を参照

※ 1件10万円を超える支出がある場合、領収書の添付が必須ですのでご注意ください。

(b) 支出合計金額			190,000 円
年度交付額 (a)	支出合計金額 (b)	(a)-(b) 差引	
160,000 円	190,000 円	-30,000 円	

※ 使用されなかった交付金は返還していただくことになります。

※ 前年度に交付を受けた団体は必ず提出してください。

受付番号

⑥ 補助対象外の用途に支出していないか確認しましょう!!

⚠ 補助金支給対象外の用途に使用されている場合には、確認の上、該当額を差し引いて報告とさせていただきます。ご了承ください。

⑦ 「(a)前年度交付額」、「(b)支出額合計」が正確に記入されていますか?

⚠ 添付書類の収支決算書に計上されている金額との整合をとってください。

# 収支決算書及び事業実績報告書との整合

区名		整理番号	
○△年度 収支決算書			
○会計年度 自 ○△年4月1日～至 ○◇年3月31日			
港町自治会			
収入の部	項目	決算額	摘要
1	会費	1,266,000	250円×426世帯×12か月 (参考: 総会費料 12円、会費会員422世帯、会費免除会員4世帯) 次のAとBを比較して低い方の金額が補助金額となります。 A: 700円×加入世帯数 426世帯 (会費会員+ 減免会員) B: 活動費(事務費+事業費) 1,544,840円の3分の1(10円未満切捨て)
	地域活動推進費	298,200	
	防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12灯×2,200円
	町の防災組織活動費補助金	160,000	160円×1,000世帯
支出の部	項目	決算額	摘要
1	会議費	80,000	議事録代 80,000円
2	事務費	65,000	備付品購入代 40,000円 電話代 10,000円 郵便代 5,000円
3	人件費	60,000	アルバイト賃金 60,000円
4	会館(会場)借上料	0	
5	会館光熱水費	160,000	防犯灯電気代 70,000円 町内会館ガス代 50,000円 町内会館水道代 40,000円
6	会館修繕費	150,000	防犯灯工事費 150,000円
7	その他	70,000	防犯灯点検料 50,000円 火災保険料 30,000円
	事務費 小計 ①	585,000	
1	環境事業費	100,000	町の清掃活動 100,000円
2	安全、安心環境づくり事業費	129,840	交通安全対策費 30,000円 防犯灯補助費 68,000円 防犯-防六活動 31,840円
3	社会教育事業費	120,000	○○施設見学 70,000円 子ども活動費 50,000円

## ポイント

- 報告書 「(a)前年度交付金額」 = 収支決算書 収入の部 町の防災組織活動費補助金
  - 報告書 「(b)支出合計金額」 = 収支決算書 支出の部 町の防災組織活動費
- となります。

5	寄付金、税金等	21,000	町の大会代金 6,000円 町の寄付金 15,000円
6	会館使用料	0	会館-町会館使用料 20,000円
その他	団体交付金-謝金	6,350	喜望峯家祭団代金 50,000円 町会館-町会館使用料 10,350円
	利息・その他収入	50	利息 50円
7	前年度からの繰入金	123,510	前年度繰越金 123,510円
	収入合計	2,141,364	
1	防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000円 防犯灯の修繕・点検・清掃 30,000円
2	町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000円 防災資機材購入 127,500円 チラシ等作成費 2,500円
4	補助事業費	0	
	補助事業費 小計 ④	239,000	
1	会館建設・修繕積立金	150,000	修繕費 150,000円
2	交際費	30,000	交際費 18,000円 賀状交換会 12,000円
3	慶弔費	25,000	慶弔費 25,000円
4	振興会費	15,000	新年会 15,000円
5	寄付金・募金	30,000	共同募金 10,000円 町会館-町会館 10,000円 町会館-町会館 10,000円
6	予備費	107,524	予備費 107,524円
7	その他	0	
	その他 小計 ⑤	357,524	
	支出合計 (③+④+⑤)	2,141,364	

## 収入の部

防犯灯維持管理費補助金	26,400	防犯灯 12灯×2,200円
町の防災組織活動費補助金	160,000	160円×1,000世帯

**報告書の「(a)前年度交付金額」と同額か確認をお願いします!!**  
 ⚠ ここには、実際に当該年度に交付された金額を記載してください。

## 支出の部

1	防犯灯維持管理費	49,000	防犯灯の電気代 19,000円 防犯灯の修繕・点検・清掃 30,000円
2	町の防災組織活動費	190,000	防災訓練開催費 60,000円 防災資機材購入 127,500円 チラシ等作成費 2,500円
3			

**報告書の内容と齟齬のないようにしてください。**  
 ⚠ 前年度の交付額を超える金額を記載しても構いませんが、報告書の「(b)支出合計金額」と一致させてください。また、内訳を記載する場合、報告書の内容と齟齬がないようにして下さい。

○△ 年度事業実績報告書

港町自治会

事業実施年月	活動内容・場所・参加人数 等
○△年	さくらまつり
4月	日時：4月6日 午前10時～ 場所：第2公園 参加者：約250名 内容：みなと危機管理小学校による吹奏楽演奏、フリーマーケット 他 第1回班長会（21日。○○について、△△報告） 定期清掃（25日）
5月	こどもフェスティバル 日時：5月5日 午前10時～ 場所：みなと危機管理小グラウンド 参加者：80名 決算総会（23日） 定期清掃（25日）
6月	防災訓練 日時：6月20日 午後1時～ 場所：第2公園 参加者：40名 第2回班長会（21日。こどもフェスティバル決算等報告 他） 定期清掃（25日）
7月	防犯パトロール（20日～25日） 定期清掃（25日）
8月	夏祭り 日時：8月8日 午後5時～ 場所：○○ 参加者：約200名 第3回班長会（21日。夏祭り反省会、敬老祝賀会について） 定期清掃（25日）
9月	敬老祝賀会 日時：9月15日 午後3時～ 場所：○○会館 参加者：約40名 定期清掃（25日）
10月	いも煮会 日時：10月20日 午後12時～ 場所：○○ 参加者：約150名 第4回班長会（21日。防犯パトロール、クリスマス会について） 定期清掃（25日）
11月	定期清掃（25日）
12月	クリスマス会 日時：12月23日 午後3時～ 場所：○○小学校 参加者：約50名 定期清掃（25日） 防犯パトロール（20日～31日）
○◇年	餅つき大会 日時：1月6日 午前10時～ 場所：○○小学校 参加者：約80名
1月	地域防災拠点防災訓練（17日 みなと危機管理小学校グラウンド 参加者25名） 定期清掃（25日）
2月	第5回班長会（21日、来年度予算案について） 定期清掃（25日）
3月	予算総会（21日） 定期清掃（25日）



**報告書でチェックのある活動が  
事業実績報告書にしっかりと反映されているか確認しましょう!!**

報告書に右のようにチェックがついていたら、自治会の防災訓練、地域防災拠点等の訓練の実績が事業実績報告書には載ってなければなりません。記述がない場合には、実施日、実施場所を確認のうえ補記していただきます。

また、実績の報告ですので、実施した日付・場所等の情報は必ず確認してください。

報告書抜粋

<input checked="" type="checkbox"/> 自治会・町内会防災訓練	<input type="checkbox"/> 他の自治会・町内会との合同防災訓練
<input checked="" type="checkbox"/> 地域防災拠点訓練	
<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 講演会	<input type="checkbox"/> 研修・講習会
<input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 見学会



**収支決算書と事業実績報告書は必ず総会等で承認を得てください。**

## 4. 領収書について

### 1. 提出

補助金の交付を受けた者(補助事業者)は事業終了後(通常は年度終了後)に「横浜市補助金等の交付に関する規則」第14条第1項の規定により、

- ①実績報告書
- ②決算書
- ③領収書 などの提出が義務付けられています。

### つまり、領収書は添付が原則です!!

ただし、同規則第14条第5項第1号の規定により、**1件の金額が10万円未満**のものに係る領収書は区役所への提出を**省略**することができます。

⚠ この場合の1件とは？…1件とは1契約であり1契約内の1品目ではない。

例)



① 全て別々の店・時期に購入

1契約ごと10万円未満であるため、  
領収書の添付は不要

② 同じ店・カタログ等で同時購入

それぞれの品目は10万円未満だが、  
総額が10万円を超えるため、

領収書の添付が必要!!

## ①別々に購入



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 25,000.-		
税抜金額 -- 23,810		消費税5% -- 1,190
上記正に領収いたしました。 但 水缶代として		
収入印紙	〒231-0017 横浜市中区港町1-△〇-55 御水缶詰パレージ株式会社 代表取締役 御水 好子	



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 60,000.-		
税抜金額 -- 57,142		消費税5% -- 2,858
上記正に領収いたしました。 但 缶詰・缶入り保存パン代として		
収入印紙	〒221-0017 横浜市神奈川区白幡西町4-△〇-3 有限会社 横浜ばん 代表取締役 小麦 造郎	



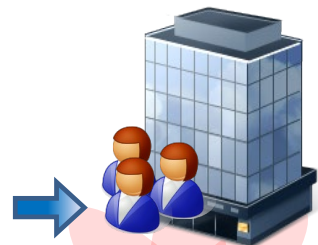
領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 37,500.-		
税抜金額 -- 35,714		消費税5% -- 1,786
上記正に領収いたしました。 但 ヘルメット代として		
収入印紙	〒246-0022 横浜市瀬谷区三ツ境5-△〇-209 株式会社 アタマ安全 代表取締役 垂玉 護	

それぞれは10万円を超えていないため、提出の必要はありません。

## ②一括購入



領 収 書		No. 〇〇〇〇
港町自治会 様		
¥ 122,500.-		
税抜金額 -- 116,666		消費税5% -- 5,834
上記正に領収いたしました。 但 水缶・缶詰・缶入り保存パン・ヘルメット代として		
収入印紙	〒221-0013 横浜市神奈川区新子安1-△〇-55 株式会社 危機防災何でも屋 代表取締役 危機 四朗	



1件の金額が10万円を超えているため、領収書の写しを区役所に提出します。

### 2. 保管

領収書は、金額の大小にかかわらず5年間保管しなければなりません。  
そのうち、1件10万円以上の領収書は提出が必要です。  
また必要に応じて区役所から提示を求める場合があります。

## 5. Q&A集（報告書編）

### Q 報告書に捺印は必要ですか？

A 申請書は代表者名の自筆または記名（ゴム印、Word打ち等）であれば、捺印の必要はありません。  
ただし、申請書に訂正が必要な場合には、**訂正箇所**に代表者の印が必要になりますのでご注意ください。

### Q（報告書に訂正がある場合に）捺印する際の印鑑は何を捺せばいいのか。

A 代表者の私印か〇〇代表者印（〇〇会長印）の捺印をお願いします。  
代表者以外の私印（会計担当者等）や、自治会・町内会等の団体印では書類を受理できませんので、ご注意ください。なお、請求書の印鑑と同じ印鑑である必要はありません。



### Q 前年度と今年度で会長が変わった。報告書の名前はどするの。

A 現会長の名前で提出してください。

### Q 「その他」には何を書けばいいの？

A 報告書の事業項目に印字されていない防災に関する活動等がございましたらご記入ください。

### Q 例えば、乾パン、水缶、ヘルメットの三つを購入したら金額が10万円を超えた。領収書は必要か。

A まず、乾パン、水缶、ヘルメットをまとめて1契約として1つの業者から買った場合には、領収書は必要になります。  
次に、乾パンは乾パン（4万円）、水缶は水缶（6万円）、ヘルメットはヘルメット（4万円）とそれぞれ別々に購入し、購入金額の和が10万円を超えたような場合には、領収書の添付は必要ありません。  
ただし、補助金を充てた支出の領収書は10万円を超えないものについても**5年間**は大切に保管することとなっています。必要な場合には提示していただく場合もございますので、大切に保管してください。

### Q 報告書に添付する領収書は写しでいいのか。

A 領収書は写しを提出し、原本はご自身で保管してください。

### Q 提出先はどこ？

A お住まいの区の区役所総務課をお願いします。（連絡先等については次ページをご覧ください。）

### Q 提出の期限は？

A **提出期限は6月30日です。**

ご協力よろしくお願いたします。



区役所	郵便番号	所在地	電話番号
鶴見区総務課	230-0051	鶴見区鶴見中央 3-20-1	(510)1656(直通)
神奈川区総務課	221-0824	神奈川区広台太田町 3-8	(411)7004(直通)
西区総務課	220-0051	西区中央 1-5-10	(320)8310(直通)
中区総務課	231-0021	中区日本大通 35	(224)8112(直通)
南区総務課	232-0024	南区浦舟町 2-33	(341)1225(直通)
港南区総務課	233-0003	港南区港南 4-2-10	(847)8315(直通)
保土ヶ谷区総務課	240-0001	保土ヶ谷区川辺町 2-9	(334)6203(直通)
旭区総務課	241-0022	旭区鶴ヶ峰 1-4-12	(954)6007(直通)
磯子区総務課	235-0016	磯子区磯子 3-5-1	(750)2312(直通)
金沢区総務課	236-0021	金沢区泥亀 2-9-1	(788)7706(直通)
港北区総務課	222-0032	港北区大豆戸町 26-1	(540)2206(直通)
緑区総務課	226-0013	緑区寺山町 118	(930)2208(直通)
青葉区総務課	225-0024	青葉区市ヶ尾町 31-4	(978)2213(直通)
都筑区総務課	224-0032	都筑区茅ヶ崎中央 32-1	(948)2212(直通)
戸塚区総務課	244-0003	戸塚区戸塚町 16-17	(866)8307(直通)
栄区総務課	247-0005	栄区桂町 303-19	(894)8312(直通)
泉区総務課	245-0024	泉区和泉中央北 5-1-1	(800)2309(直通)
瀬谷区総務課	246-0021	瀬谷区二ツ橋町 190	(367)5611(直通)

**お住まいの区の総務課へ提出してください。**

総務局地域防災課	(671) 2011
----------	------------

令和7年3月19日

各地区連合会長 様

鶴見区地域振興課長

## 令和7年度「地区連合会現況届」の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度を迎えるにあたって、貴地区連合会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和7年度の地区連合会の現況を確認したく、「地区連合会現況届」を記入し、4月18日（金）開催の4月定例会にて御提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、現況届御提出に伴う個人情報の取扱いについては、裏面をご確認ください。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

### 1 提出依頼書類

#### (1) 令和7年度地区連合会現況届

- ※1 鶴見区役所が把握している地区連合会情報の再確認の意味合いもあります。
- ※2 御提出いただいた個人情報は、鶴見区役所による地区連合会の現況把握の目的で使用し、その目的以外には使用しません。  
詳細は裏面をご確認ください。

### 2 提出期限

令和7年4月18日（金）（4月区連会開催予定日）

- ※ 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後すみやかに御提出ください。
- ※ 会長が変更となる場合は、別途「地区連合会長変更届」を御提出ください。

### 3 提出先

鶴見区役所地域振興課地域振興係 自治会町内会担当あて

裏面あり

#### 4 自治会町内会長の個人情報取扱いについて

「地区連合会現況届」（「地区連合会長変更届」）で、お届けいただいた会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

##### (1) 会長の氏名

会長の氏名は、地区連合会の代表者として対外的に公にされていることから、問合せがあった場合には、地区連合名・自治会町内会名とともに情報提供しています。地縁による認可を受けている団体については、会長の住所も公表となります。

##### (2) 会長の連絡先（住所・電話番号等）

###### (ア) 原則

会長の住所・電話番号等については、会長個人の住所・電話番号が対外的に公にされているとは言えないことから、問合せに対し情報提供はしていません。

###### (イ) 情報提供するケース

会長の連絡先について、行政機関（国、県、市等）、行政関連団体（市外郭団体、市社協等）などから、問合せがあります。そこで市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は地区連合会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

提供先	具体的団体名等	提供の可否
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関	提供
② 行政関連団体	市外郭団体、市・区社協、鶴見警察署、区交通安全協会、区防犯協会等	同上
③ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員	同上
④ 区内自治会町内会長		同上
⑤ 公共工事業者等	水道・電気・ガス・携帯電話等の工事業者	同上
⑥ 不動産販売業者等	宅建協会、不動産販売業者等	同上※
⑦ 個人（転入者等）		同上※
⑧ その他	定例会で協議若しくは個別に確認	個別対応

※ 目的が自治会町内会の加入促進（会費の確認、活動内容の問合せなど）につながるものであること。

#### 5 名簿の作成について

会長氏名・住所・電話番号・FAX番号を「鶴見区自治会町内会長名簿」として作成し、区内の地区連合会長、区社会福祉協会、区防犯協会、鶴見警察署、区交通安全協会へ配布します。

担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 小川、平山  
電話 510-1687 FAX 510-1892  
Mail [tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp](mailto:tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp)

## 令和7年度 鶴見区地区連合会現況届

横浜市鶴見区長

地区連合会名 \_\_\_\_\_

会長氏名 \_\_\_\_\_

※会長、副会長、会計担当に関しては、新年度の担当の方を記入してください。  
 役員の個人情報の収集にあたっては、本人の同意を得た上でご記入ください。

1 地区連合会名	
2 会長	ふりがな
	氏名
	住所 鶴見区
	電話 FAX (携帯電話)
3 副会長	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
4 会計担当	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
	ふりがな
	氏名
	電話 FAX (携帯電話)
5 会館	<input type="radio"/> で囲んでください⇒ 有 無
	住所 鶴見区
	電話 FAX
6 会長の任期制度	<input type="radio"/> で囲んでください⇒ 有 無
	会長任期 年、再任 回まで

令和 年 月 日

## 地区連合会長変更届

(届出先)

鶴見区長

鶴見区自治連合会長

次のとおり、地区連合会長の変更がありましたので届け出ます。

連合会地区名		(NO. )
新 会 長	ふりがな	
	氏名	
	生年月日	T・S・H 年 月 日 ( 歳)
	住所	鶴見区
	自宅TEL	045 ( )
	自宅FAX	045 ( )
	携帯電話	— —
変更年月日	令和 年 月 日	
前会長氏名		

(注意) ・届出は新会長からの御提出をお願いします。

・鶴見区役所地域振興課地域振興係へご提出をお願いします。

令和7年3月19日

各自治会町内会長 様

鶴見区地域振興課長

## 令和7年度「自治会町内会現況届」等の提出について（依頼）

時下 ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、鶴見区政に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年度を迎えるにあたって、自治会町内会におかれましては、会長をはじめ役員の方々の改選時期と存じます。

つきましては、令和7年4月1日の自治会町内会の現況と令和7年度の役員の方々についての状況を確認したく、「自治会町内会現況届」を記入し、御提出をお願いします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、御協力をお願いいたします。

### 1 提出依頼書類

#### (1) 令和7年度自治会町内会現況届

**★昨年度と内容に変更がない場合でも、必ず御提出ください。**

- ※1 区役所が把握している自治会町内会情報の再確認の意味合いもあります。
- ※2 不動産販売業者や公共工事業者等から事業説明等の御挨拶等のため、会長の連絡先についてお問合せがあったときには、区役所からお答えしています。
- ※3 御提出いただいた個人情報、区役所による自治会町内会の現況把握及び上記※2の目的で使用し、その目的以外には使用しません。詳細は裏面をご確認ください。

### 2 提出期限

令和7年5月16日（金）

- ※1 総会日程等により提出期限に間に合わない場合は、総会終了後に御提出ください。
- ※2 会長が変更となる自治会町内会は、別途「自治会町内会長変更届」を御提出ください。

提出先：鶴見区役所 地域振興課地域振興係 担当 小川、平山

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1

電話 510-1687 FAX 510-1892

Mail tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp

### 3 認可地縁団体（法人化）の自治会町内会で変更がある場合

会長や規約、区域等を変更した場合、変更したことがわかる総会の議事録を添えて、区役所地域振興課へ届出する必要があります。お手数をおかけしますが、別途ご相談ください（手続きのフローは別紙参照）。

裏面あり



#### 4 自治会町内会長の個人情報取扱いについて

「鶴見区自治会町内会現況届」（「自治会町内会長変更届」）で、お届けいただいた会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

##### (1) 会長の氏名

会長の氏名は、自治会町内会の代表者として対外的に公にされていることから、問合せがあった場合には、自治会町内会名とともに情報提供しています。地縁による認可を受けている団体については、会長の住所も公表となります。

##### (2) 会長の連絡先（住所・電話番号等）

###### (ア) 原則

会長の住所・電話番号については、会長個人の住所・電話番号が対外的に公にされているとは言えないことから、問合せに対し情報提供はしていません。

###### (イ) 情報提供するケース

会長の連絡先について、行政機関（国、県、市等）、行政関連団体（市外郭団体、市社協等）などから、問合せがあります。そこで市政・区政の推進、公益上必要と認められる場合又は自治会町内会にとって有益と認められる場合、次の範囲で利用します。

提供先	具体的団体名等	提供の可否
① 行政機関	国の機関、県の機関、市の機関	提供
② 行政関連団体	市外郭団体、市・区社協、鶴見警察署、区交通安全協会、区防犯協会等	同上
③ 市会議員等	国会、県会、市会の各議員	同上
④ 区内自治会町内会長		同上
⑤ 公共工事業者等	水道・電気・ガス・携帯電話等の工事業者	同上
⑥ 不動産販売業者等	宅建協会、不動産販売業者等	同上※
⑦ 個人（転入者等）		同上※
⑧ その他	定例会で協議若しくは個別に確認	個別対応

※ 目的が自治会町内会の加入促進（会費の確認、活動内容の問合せなど）につながるものであること。

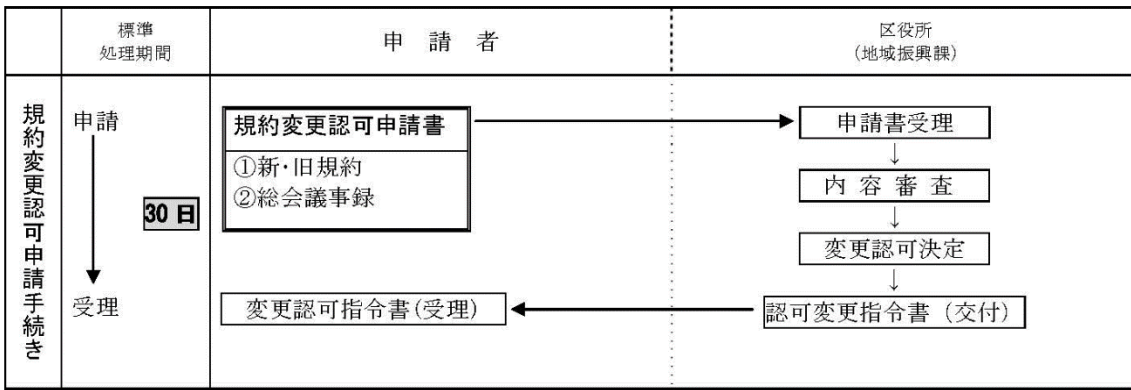
#### 5 名簿の作成について

会長氏名・住所・電話番号・FAX番号を「鶴見区自治会町内会長名簿」として作成し、区内の地区連合会長、区社会福祉協会、区防犯協会、鶴見警察署、区交通安全協会へ配布します。

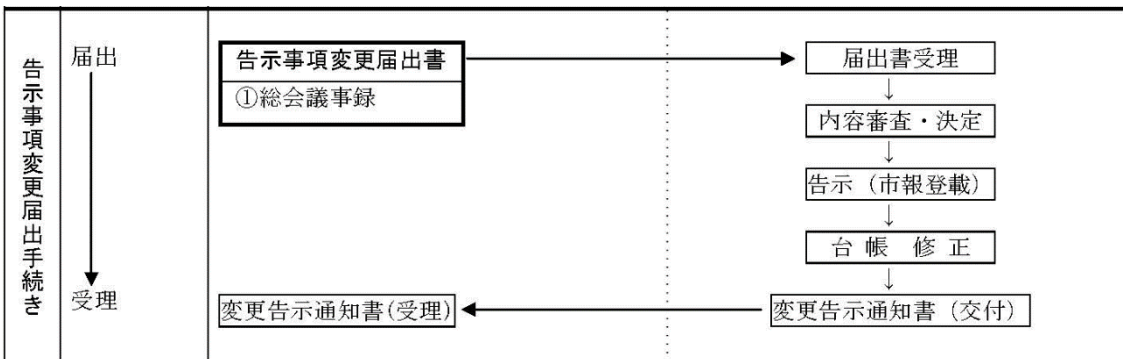
担当 鶴見区役所 地域振興課地域振興係 小川、平山  
電話 510-1687 FAX 510-1892  
Mail [tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp](mailto:tr-chikatsu@city.yokohama.lg.jp)

# 認可地縁団体(法人化)の自治会町内会で 変更がある場合のフロー

## ○規約を変更する場合



## ○告示事項(代表者(会長)、所在地、区域、会の目的)を変更する場合





## 令和7年度 鶴見区自治会町内会現況届

No. \_\_\_\_\_

横浜市鶴見区長

次のとおり、令和7年4月1日現在の現況を届け出ます。なお、役員情報は本人の同意を得ています。

自治会町内会長名

1	自治会町内会名	ふりがな			
2	認可地縁団体かどうか	<input type="checkbox"/>	認可地縁団体である	<input type="checkbox"/>	認可地縁団体ではない
3	自治会町内会長	ふりがな			
		氏名	公表電話	( ) 自宅か携帯の公表可の番号を記入。	
			携帯	( )	
		住所	〒230-		
	Eメール				
4	加入世帯数等	① 一般会員	世帯		
		② 会費免除会員	世帯		
		③ 賛助会員 (法人等)	世帯		
		世帯数合計 (①+②+③)	世帯		
		④ 会員人数	人		
2で認可地縁団体に☑した団体は記入してください。 ※認可地縁団体は、常に最新版の構成員(会員)名簿を備える必要があります。					
5	班数 (回覧用チラシ等必要枚数)	<input type="checkbox"/>	変更なし	<input type="checkbox"/>	変更あり
				班	チラシ 必要枚数
6	掲示板数 (掲示ポスター必要枚数)	<input type="checkbox"/>	変更なし	<input type="checkbox"/>	変更あり
				枚	
7	配送先 (区役所からの資料、回覧用のチラシ等)	<input type="checkbox"/> 会長宅 <input type="checkbox"/> 会館 <input type="checkbox"/> その他 (配送先を下記に記載してください)			
		氏名 (名称)	電話 ( )		
		住所	〒230-		
置き配等の場所(玄関前・宅配ボックス・ドア前 等)					
8	会館	名称	電話 ( ) FAX ( )		
	住所	鶴見区			
	会館予約担当	氏名	電話 ( )		
9	役員氏名	<input type="checkbox"/> 副会長	電話 ( )		
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX ( )		
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話 ( )		
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX ( )		
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話 ( )		
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX ( )		
		<input type="checkbox"/> 副会長	電話 ( )		
		<input type="checkbox"/> 会計	FAX ( )		
10	自治会町内会費	(記入例:一般世帯〇〇円/月、単身世帯〇〇円/月 等) ※別紙も可			
11	自治会町内会費集金方法	(記入例:班長が戸別訪問で一年分集金、毎月口座振替 等)			
12	ICTを活用した情報発信	HP	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり (URL: _____)	
				鶴見区自治連合会のHPからのリンク可否	<input type="checkbox"/> 可
		SNS	<input type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> あり (利用サービス: _____)	

届出いただいた自治会町内会長の個人情報については、次のとおり取り扱います。

- 自治会町内会長の氏名は、自治会町内会名とともに公表します。（認可地縁団体の場合は、団体の住所も公表となります。）
- 自治会町内会長の氏名・住所・公表電話番号は、市政・区政・公益上必要と認められる場合及び、自治会町内会にとって有益と認められる場合に、次の範囲で利用します。
  - ① 横浜市の機関  
（区役所・市役所各局・市立学校等横浜市の機関）からの問い合わせがあった場合
  - ② 個人（転入者等）からの自治会町内会に関する問い合わせ  
（加入手続き、ごみ集積所の利用、会費等についての問い合わせ）があった場合
  - ③ 不動産業者等からの自治会町内会に関する問い合わせ  
（入居者の加入、ごみ集積所の利用、会費等についての問い合わせ）があった場合
  - ④ 国、県等の行政機関及び関連する各機関  
（国・県・市等の行政機関、区社会福祉協議会、警察署（交通安全協会・防犯協会含む）、区内市民利用施設）からの問い合わせがあった場合
  - ⑤ 市連会・区連会で承認された業務を行う場合
  - ⑥ 区内自治会町内会長からの問い合わせがあった場合
  - ⑦ 開発事業や、建物の建築、道路・水道等の工事のために地元説明を行う施工業者からの問い合わせがあった場合
  - ⑧ 国・県・市議員が議員活動を行う上で必要と認められる場合

**【補足事項】**

- 現況届の5～7の変更内容は、届出のあった月の翌月からの反映となります。
- 8、自治会町内会館の予約担当者を公開している場合は、記入してください。会員の方等から問い合わせがあった場合に情報提供します。
- 9、役員の指名・連絡先は、緊急時に使用する場合があります。役員の個人情報の同意を得た上で記載してください。
- 10・11、会費・集金方法は、新規加入に際しお問い合わせがあった場合に、情報提供します。
- 広報よこはまの配送先や部数を変更する場合は、鶴見区役所広報相談係（電話：510-1680）へ連絡してください。

令和 年 月 日

## 自治会町内会長変更届

(届出先)

鶴見区長

鶴見区自治連合会長

次のとおり、自治会町内会長の変更がありましたので届け出ます。

連合会地区名		(NO. )
自治会町内会名		(NO. )
新 会 長	ふりがな 氏名	----- ,
	生年月日	T・S・H 年 月 日 ( 歳)
	住所	鶴見区
	自宅TEL	045 ( )
	自宅FAX	045 ( )
	携帯電話	— —
変更年月日		令和 年 月 日
前会長氏名		

(注意) ・届出は新会長からの御提出をお願いします。

・鶴見区役所地域振興課地域振興係へご提出をお願いします



## 「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」の 自治会・町内会掲示板への掲示について（依頼）

### 1 趣旨

消費者トラブルを未然に防ぐため、横浜市消費生活総合センターでは、広く地域の方に向けての注意喚起の方法として、実際に寄せられた相談事例をわかりやすくお伝えするチラシ「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」を、平成 28 年 4 月から発行しています。

横浜市消費生活総合センターには消費者トラブルに関する相談（電話相談・来所相談）が令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月末時点で、約 14,000 件と多数寄せられています。（令和 5 年度実績：約 15,000 件）

このような状況も踏まえて、本チラシの自治会・町内会の掲示板への掲示にご協力いただきますようお願いいたします。

### 2 掲示をお願いしたいチラシ

「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」 A 4 判 1 ページ（隔月発行）

### 3 掲示依頼時期

下記、奇数月に区連会の配送資料と一緒に、掲示用のチラシをお送りいたしますので、掲示板への掲示をお願いいたします。

依頼時期	「消費生活情報 よこはまぐらしナビ」	
	発行月	発行スケジュール
3 月区連会后	4・5 月号	令和 7 年 3 月下旬
5 月区連会后	6・7 月号	5 月下旬
7 月区連会后	8・9 月号	7 月下旬
9 月区連会后	10・11 月号	9 月下旬
11 月区連会后	12・1 月号	11 月下旬
1 月区連会后	2・3 月号	令和 8 年 1 月下旬
3 月区連会后	4・5 月号	3 月下旬

鶴見区地域振興課  
担当：妹尾・小林  
電話：045-510-1695  
Email：tr-chishin@city.yokohama.lg.jp

## パソコンがウイルスに感染? 偽の警告に注意!

ネットを利用中に突然「ウイルス感染、サポート窓口  
に連絡」と警告が出たので、慌てて電話すると「除去費用  
5万円を払うように」と言われた。

(相談者：70歳代 男性)

偽のサポート窓口に誘導し、サポート  
料金をプリペイド型電子マネーで、次々  
と支払わせる手口が増えています。

警告画面の電話番号には、慌てて  
連絡をしないでください。



### ⚠️ トラブル防止のポイント

- ✓ 警告の画面や音は、まず偽物か疑う!
- ✓ 警告が表示されても、慌てずにパソコンの電源を切る!
- ✓ 判断できなければ、周りに相談!



# 令和7年 春の全国交通安全運動 横浜市実施要綱

## 目 的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールを守り、交通マナーの向上に取り組むことを通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

- 1 令和7年4月6日（日）～4月15日（火）の10日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（木）



## スローガン

新入学児童・園児を交通事故から守ろう



横浜市交通安全キャラクター  
ルール

## 重 点

- 1 子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- 2 歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- 3 自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守
- 4 二輪車の交通事故防止

◇◇◇令和6年中 市内状態別交通事故発生状況◇◇◇

	子ども			高 齢 者	歩 行 者	自 転 車 (R6)	自 転 車 (R5)	二 輪 車	
	幼児・園児	小学生	中学生						
鶴見区	29	6	18	5	170	110	157	215	157
神奈川区	22	5	13	4	122	86	66	73	126
西区	15	4	8	3	70	73	38	43	84
中区	20	4	10	6	164	131	106	99	142
南区	34	7	18	9	145	87	97	84	145
港南区	21	4	9	8	151	83	74	105	132
保土ヶ谷区	14	1	8	5	140	91	57	52	138
旭区	34	5	15	14	172	141	90	84	183
磯子区	12	2	8	2	92	44	42	57	79
金沢区	27	8	16	3	167	81	95	167	133
港北区	57	19	27	11	152	144	156	173	173
緑区	40	10	20	10	155	99	115	117	121
青葉区	42	8	21	13	201	116	103	120	154
都筑区	37	13	15	9	110	89	85	117	120
戸塚区	29	2	23	4	166	114	89	70	172
栄区	5	0	4	1	53	31	22	28	45
泉区	23	3	12	8	128	64	75	68	118
瀬谷区	21	2	7	12	95	43	63	86	78
横浜市 内	482	103	252	127	2,453	1,627	1,530	1,758	2,300
県 内	1,416	297	750	369	7,118	3,972	5,002	5,436	5,836



横浜市交通安全対策協議会



# 各機関・団体の主な取組

## 共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 4月10日の「交通事故死ゼロを目指す日」に合わせたキャンペーンなどの開催により、広報啓発活動を強化し、市民の交通安全意識の向上を図ります。

\*\*\*交通事故死ゼロを目指す日\*\*\*

平成20年から春・秋の全国交通安全運動期間中に「交通事故死ゼロを目指す日」が設けられ、本年は4月10日と9月30日が「交通事故死ゼロを目指す日」とされています。

(4月10日には、市民一人ひとりが交通ルールを守り、一層交通事故に注意して、交通事故死「ゼロ」を目指しましょう。)

## 横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。
- 3 参加体験型の交通安全教室を開催し、効果的な交通安全教育を推進します。
- 4 衝突被害軽減ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等の搭載された、安全運転サポート車(略称：サポカー)の普及啓発等を図ります。

## 警察

- 1 交通事故に直結する悪質性・危険性・迷惑性の高い違反やスクールゾーン等を中心とする指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者に対する街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 各重点に的を絞った交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関・団体へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、広報啓発活動を強化することにより、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室、チャイルドシート着用教室や自転車交通安全教室を実施し、交通事故から子どもを守る取組を推進します。

## 教育関係

- 1 スクールゾーン等を中心に、子どもの安全な通行を確保するための安全点検を実施します。
- 2 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 3 自転車・二輪車の安全な利用に関する指導の充実を図ります。

## 道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

## 地域

- 1 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。
- 2 ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを家族で話し合い「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- 3 自転車や電動キックボード等に乗るときは乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 4 二輪車を運転するときはヘルメットやプロテクターを正しく着用し夜間走行時は反射材を効果的に活用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会  
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課  
電話045(671)2323



# 交通ルールを知る、守る。 安全・安心の第一歩!

こどもを始めとする  
歩行者が  
安全に通行できる  
道路交通環境の確保と  
正しい横断方法の実践

歩行者優先意識の徹底と  
ながら運転等の根絶や  
シートベルト・  
チャイルドシートの  
適切な使用の促進

自転車・  
特定小型原動機付自転車  
利用時の  
ヘルメット着用と  
交通ルールの遵守の徹底



4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」  
**春の全国交通安全運動**



チャイルドシート着用推進  
シンボルマーク「カチャビョン」

【運動期間】 令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

内閣府  
交通安全  
オフィシャル  
サイト





# 4月10日(木)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

みんなで守って  
交通事故を  
ゼロにしよう



## 1. こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる 道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践

### 安全で安心な交通環境の実現

- 地域全体で通学道路・生活道路における見守り活動や家庭での交通安全に関する話し合いを活発にして、安全で安心して暮らせるまちを目指しましょう。
- 生活道路では、時速30キロ規制やスムーズ横断歩道<sup>※</sup>などを組み合わせた「ゾーン30プラス」の整備を進めています。

※スムーズ横断歩道とは…速度抑制効果の高い路面を盛り上げた「ハンブ」を組み合わせた横断歩道



### 歩行者も交通ルールを守ろう

- 横断時の「歩きスマホ」はとても危険です。歩行中はスマホ操作をやめ、周囲の状況に注意を払いましょう。
- 新学期が始まる春、こどもの飛び出しによる交通事故が多発傾向です。道路を横断するときには、必ず止まり、右、左、右をよく見て、車が来ていないことを確かめてから渡りましょう。



## 2. 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶や シートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進

### 歩行者優先意識の徹底とながら運転の根絶

- 運転中に横断歩道に近づいたら減速をして、歩行者がいれば一時停止するなど、歩行者優先意識を徹底しましょう。
- 運転中のスマホなどの操作は、注意が散漫になり判断力や反射能力を低下させます。運転だけに集中して、周囲をよく観察しましょう。



### シートベルト・チャイルドシートは体格に合わせて

- シートベルトとチャイルドシートは体格に合わせ、正しい姿勢で使用しましょう。
- 6歳以上でもチャイルドシートを使用するなど、身長<sup>※</sup>などの体格に合わせましょう。
- ベルトは首や腹部に掛からないようにし、腰をしっかり固定させましょう。

※日本自動車工業会や日本自動車連盟においては、身長150cm未満を目安として推奨



## 3. 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と 交通ルールの遵守の徹底

### ヘルメットは命を守ります

- 自転車や特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)で走行中、万が一、交通事故に遭遇しても、ヘルメットを着用していれば、頭を保護し、死亡リスクを大幅に軽減させることができます。
- ヘルメットを着用することで交通安全意識も高まります。家族や友人にも「ヘルメットは命を守る」ものとして着用を呼びかけましょう。



### 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールを再確認

- 自転車や特定小型原動機付自転車にも交通ルールが定められています。
- 2024年11月1日には、自転車の「ながらスマホの禁止」や「酒気帯び運転に対する罰則」が創設されています。
- 特定小型原動機付自転車では、交通ルールを無視した交通事故が増加しています。
- 最新の交通ルールを正しく理解して、安全で安心な運転を心がけましょう。

#### 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用

【運動期間】令和7年4月6日(日)~4月15日(火)  
**春の全国交通安全運動**



# 令和7年度 横浜市交通安全運動実施計画(案)

## 1 趣旨

令和6年中の横浜市内における人身交通事故は、発生件数 7,263 件(前年比-440 件)、負傷者数 8,321 人(前年比-588 人)で、ともに減少しましたが、交通事故死者数は40人(前年比±0)と、依然として多くの尊い命が失われています。交通事故で亡くなられた方の状態別では、歩行中が 22 人、二輪車乗車中が 12 人と高い割合を占めているほか、年齢別では 65 歳以上の高齢者が関係するものが 18 人と4割以上を占めています。

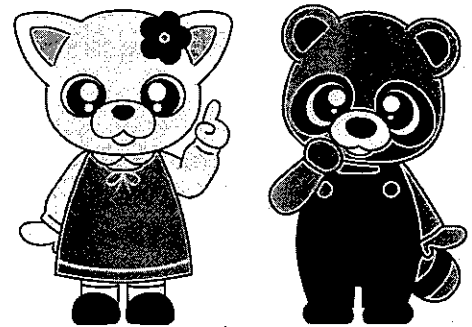
こうした交通事故の発生傾向を踏まえ、令和7年は引き続き、令和4年度横浜市交通安全対策会議で定めた、「年間の交通事故死者数 36 人以下」、「通学路における子どもの交通事故死ゼロ」を目標に、関係機関・団体の皆様とともに、市民の交通安全意識の向上を目指した運動を効果的に推進してまいります。

## 2 年間スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」

## 3 重点事項

- 横断歩道における歩行者優先の徹底
- 子どもと高齢者の交通事故防止
- 自転車・二輪車の交通事故防止
- 飲酒運転の根絶



横浜市交通安全キャラクター  
ルールちゃん まもるくん

## 4 活動推進

- 夕暮れ時の前照灯の早め点灯と走行用前照灯(ハイビーム)の効果的活用
- 自転車損害賠償責任保険等の加入義務及び全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用努力義務の周知の徹底
- 違法駐車及び放置自転車・バイクの追放
- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 踏切道における交通事故防止
- 暴走族の追放
- 障がい者(特に視覚障がい者)の交通事故防止

## 5 年間運動

(1) 各季の運動 (※上記重点事項、活動推進を網羅して包括的に取り組む交通安全運動です。)

名称	実施期間	備考
春の全国交通安全運動	4月6日~15日	別に実施要綱を定めます。
交通事故死ゼロを目指す日	4月10日	
夏の交通事故防止運動	7月11日~20日	
秋の全国交通安全運動	9月21日~30日	
交通事故死ゼロを目指す日	9月30日	
年末の交通事故防止運動	12月11日~20日	

(2) 強化月間 (※重点事項、活動推進のうち、期間中特に強化して行う運動です。)

名称(スローガン)	実施期間	備考
九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間 (自転車も のれば車の なかまいり)	5月1日～31日	別に実施要綱を定めます。
二輪車交通事故防止強化月間 (運転に ゆとり やさしさ 思いやり) 暴走族追放強化月間 (暴走は しない させない ゆるさない)	6月1日～30日	
首都圏放置自転車クリーンキャンペーン (ちょっとだけ 甘えが招く 迷惑駐車) (自転車の 代わりに置こう 思いやり)	10月1日～31日	

(3) 年間を通じて実施する取組(各季交通安全運動や強化月間にかかわらず、年間で実施する取組)

ア 子どもと高齢者の交通事故防止

- 幼稚園・認可保育所・横浜保育室を対象とした、横浜市幼児交通安全教育指導員による幼児交通安全教育の推進
- はまっ子交通あんぜん教室等、児童を対象とした交通安全教育の推進
- チャイルドシート着用の推進
- 高齢者交通安全教育の推進
- 交通安全シルバーリーダーの養成・活動の推進

イ 自転車・二輪車の交通事故防止

- 小・中・高校生を対象とした交通安全教室の開催
- リーフレット、世代・対象者別の啓発チラシの配布
- 自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」の実施
- 自転車等を放置しないように呼び掛ける運動の推進
- 体験型の交通安全教室であるスケアード・ストレイト方式交通安全教室の開催
- 自転車点検整備と自転車損害賠償責任保険等加入の促進
- 自転車の乗車用ヘルメット着用の促進
- 二輪車の乗り方に関する啓発及び二輪車講習会の開催

ウ その他

- 飲酒運転根絶に向けた啓発の推進
- 電動キックボードの安全利用に関する周知・啓発
- 視覚に障がいがある方など体の不自由な方に対する思いやりに関する周知・啓発
- 視聴覚教材の貸出し
- ウェブサイトを活用した広報・啓発
- SNS(X等)、動画等を活用した啓発

## 6 横浜市交通安全対策協議会の会議等日程

名称	開催時期	内容等
交通安全功労者表彰式	令和7年 10月下旬(予定)	多年にわたり本市の交通安全と交通事故防止に貢献し、その功績が顕著な個人及び団体を表彰します。
総会	令和8年 2月(予定)	【協議事項】 ・令和7年度交通安全運動実施結果について ・令和8年度交通安全運動実施計画(案)について

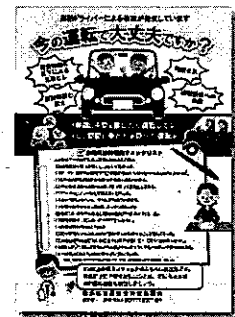
### ◆ 各種交通安全啓発チラシ配布等について

自転車を安全で快適に利用するために知っておきたい交通ルール等をまとめた「みんなのサイクルルールブックよこはま」や、世代・対象者別の啓発チラシ等を作成し、配布しています。

ルールブックや啓発チラシは、市ウェブサイト(交通安全 横浜市で検索)からダウンロードして自由にお使いいただけます。また、交通安全動画(YouTube)も公開していますので是非ご覧ください。



(サイクル  
ルールブック)



(啓発ポスター・チラシ)

### ◆ 交通安全動画



(小学生向け交通安全動画)



(ルールとまもるからのちようせんじょう)

※3月下旬頃に公開予定

### ◆ 視聴覚教材等の貸出しについて

横浜市道路局では、視聴覚教材(DVD)及びパペットの貸出しを行っておりますので、交通安全教育に是非ご活用ください。詳細は、市ウェブサイトをご参照ください。

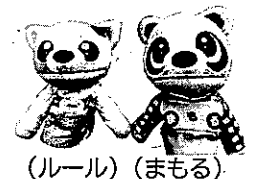
**受付方法** 電話にて受け付けています。 ☎045(671)2323

**対象** 横浜市内の団体(保育所、幼稚園、事業所、自治会町内会、老人クラブ、その他公共団体等)

視聴覚教材(DVD)



パペット



(ルール) (まもる)

**自治会・町内会**

- 横浜市町内会連合会
- 各区連合町内会

**交通安全協会、団体等**

- (一財)横浜市交通安全協会
- 各地区交通安全協会
- 横浜市交通安全母の会連合会
- 各地区安全運転管理者会

**女性・青少年団体**

- 横浜市女性団体連絡協議会
- 横浜市青年団体連絡協議会
- 横浜市青少年指導員連絡協議会
- 横浜市スポーツ推進委員連絡協議会
- ボーイスカウト横浜市連合会
- ガールスカウト横浜市連絡協議会
- 横浜海洋少年団
- 横浜市健民少年団
- 横浜市子ども会連絡協議会

**自動車等関連団体**

- 神奈川県二輪車普及安全協会
- (一社)神奈川県指定自動車教習所協会
- (一社)神奈川県自動車会議所
- 神奈川県タクシー協会
- (一社)神奈川県バス協会
- 神奈川県トラック協会
- 神奈川県自動車整備振興会
- 神奈川県自動車販売店協会
- 神奈川県軽自動車協会
- 神奈川県自転車商協同組合
- 横浜個人タクシー協同組合
- 神奈川県個人タクシー協同組合
- 日本自動車連盟神奈川支部
- 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合神奈川支部

**商工関係**

- 横浜商工会議所
- (一社)横浜青年会議所
- 横浜市商店街総連合会

**司法、保護機関・団体**

- 神奈川県弁護士会
- 横浜市人権擁護委員会

**医師会等**

- 横浜市医師会
- 横浜市病院協会

**労働組合**

- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会
- 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合

**教育関係機関・団体**

- 横浜市立高等学校長会
- 横浜市立中学校長会
- 横浜市立小学校長会
- 横浜市私立中学高等学校長協会
- 横浜市幼稚園協会
- 横浜市PTA連絡協議会
- 横浜市学校保健会

**鉄道関係**

- 東日本旅客鉄道(株)横浜保線設備技術センター
- 東日本旅客鉄道(株)横浜駅
- 東京急行電鉄(株)鉄道事業本部運輸計画部
- 京浜急行電鉄(株)鉄道本部施設部
- 相模鉄道(株)施設部
- 横浜高速鉄道(株)運輸部

**報道関係**

- 日本放送協会横浜放送局
- アール・エフ・ラジオ日本
- テレビ神奈川
- 神奈川新聞社
- 毎日新聞社横浜支局
- 読売新聞社横浜支局
- 朝日新聞社横浜総局
- 産業経済新聞社横浜総局
- 東京新聞横浜支局
- 日本経済新聞社横浜支局
- 共同通信社横浜支局
- 時事通信社横浜総局

**道路管理者**

- 国土交通省横浜国道事務所
- 中日本高速道路(株)東京支社
- 東日本高速道路(株)関東支社
- 首都高速道路(株)神奈川局

**その他関係団体**

- (公財)横浜市老人クラブ連合会
- (福)横浜市社会福祉協議会
- 横浜市民生委員児童委員協議会
- 横浜ライオンズクラブ

**官公庁**

- 関東運輸局神奈川運輸支局
- 神奈川県
- 神奈川県警察
- 横浜市

(順不同)

横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局道路政策推進課 電話045(671)2323



# 鶴見

# 消防団だより

Vol.13  
令和7年3月号

第二分団・第三分団・第四分団・第五分団・第六分団・第七分団・第八分団・第九分団

特

## ◆◆◆ 令和6年度 鶴見消防団活動トピックス ◆◆◆

集

7月27日(土)

### 第55回 神奈川県消防操法大会

場所：神奈川県消防学校

10月27日(日)

### 大規模災害対応訓練

場所：曹洞宗大本山總持寺  
大駐車場

1月11日(土)

### 鶴見区 消防出初式2025

場所：鶴見公会堂  
鶴見駅西口・東口



消防操法大会は、4名1チームで消火技術、タイムを競う大会。昨年の11月に優勝した鶴見消防団第八分団が、横浜市の代表として、神奈川県大会へ。みごと、小型ポンプ操法の部で優秀賞に輝きました。

鶴見消防団の各分団が集結した大規模訓練。岸谷消防隊と消防団の連携による一斉放水、チェーンソーやエンジンカッターを使用した障害物撤去など、日頃の訓練の成果を発揮する良い機会となりました。

新春に行われる恒例行事で、令和7年は、鶴見公会堂、鶴見駅西口・東口の各会場で、式典・訓練展示・イベント等を実施しました。冬の寒さにも負けず、多くの来場者の方にご参加いただき、大変盛況な一日となりました。

## 消防団員を募集しています!!

詳しくは鶴見消防署総務・予防課消防団係 TEL: 045-503-0119

鶴見消防団 PR 動画を作成しました！  
ぜひご覧ください。

鶴見消防団 動画

検索



インターネットでの  
お申し込みも  
受け付けています！▶







令和7年3月19日

# 鶴見消防署 インフォメーション



## ◆ 鶴見区内の火災・救急概況

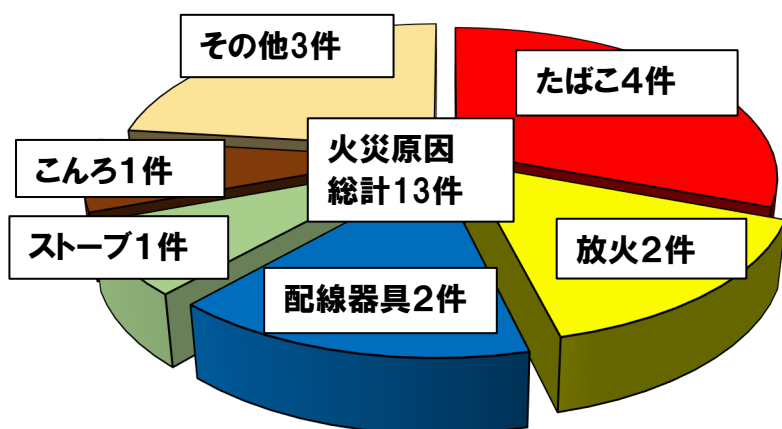
年別		R7年	R6年	増△減
区分	火災件数	13	7	6
火災種別	建物	7	3	4
	林野			
	車両		1	△1
	船舶			
	その他	6	3	3
損害程度	焼損面積(m <sup>2</sup> )		40	△40
	死者			0
	負傷者	1		1
主な火災原因	たばこ	4	4	0
	放火(疑い含む)	2		2
	配線器具	2		2
	ストーブ	1		1
	こんろ	1		1
	その他	3	3	0
救急件数		3,116	3,001	115
救急種別	急病	2,273	2,189	84
	交通事故	106	122	△16
	一般負傷	526	480	46
	その他	211	210	1

## ◆ 横浜市内の火災・救急概況

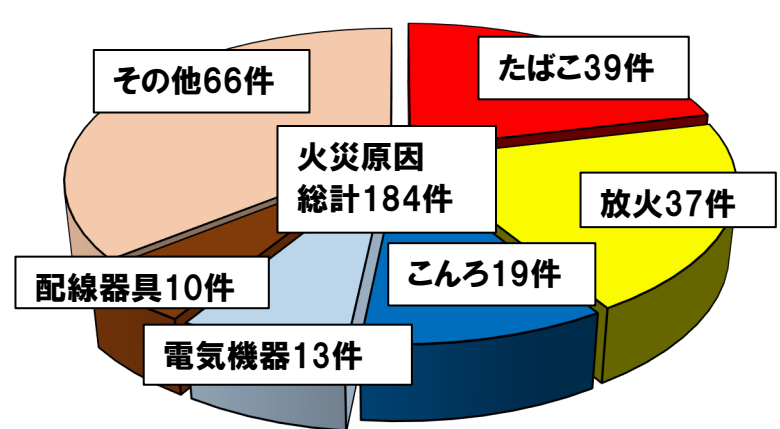
年別		R7年	R6年	増△減
区分	火災件数	184	108	76
火災種別	建物	107	71	36
	林野			
	車両	11	13	△2
	船舶			
	その他	66	24	42
損害程度	焼損面積(m <sup>2</sup> )	1,743	1,363	380
	死者	8	9	△1
	負傷者	26	22	4
主な火災原因	たばこ	39	23	16
	放火(疑い含む)	37	14	23
	こんろ	19	12	7
	電気機器	13	6	7
	配線器具	10	2	8
	その他	66	51	15
救急件数		42,521	42,460	61
救急種別	急病	30,275	30,495	△220
	交通事故	1,305	1,334	△29
	一般負傷	7,547	7,636	△89
	その他	3,394	2,995	399

(令和7年1月1日～2月28日速報値 去年同期比較)

### 区内



### 市内



横浜市消防局  
YOKOHAMA FIRE BUREAU

# 消防隊員等の防火装備を一新！ ～市民の安全・安心を守り抜くために～

火災現場などで消防隊員等が着用する防火装備を一新します。

今回、炎や熱に対してより高い防護性能を有する装備を導入するとともに、蒸れにくく動きやすい仕様・デザインを採用し、安全性と機能性の両立を図りました。

また、これまで銀一色だったものを、消防隊用、救助隊用、特殊災害対応隊用の3色に色分けすることで、各隊員を視覚的にサポートし、円滑な消防活動の展開につなげます。



《防火服》

- ※左から
- ・救助隊
  - ・消防隊
  - ・特殊災害対応隊



《防火帽》



特別高度救助部隊（通称SR）

現場最高指揮者

消防署部隊

1 運用開始日時

令和7年4月1日（火）8時30分

2 その他

令和7年3月8日（土）に横浜市民防災センターで開催する「はたらく車大集合!!～防セン春のくるまつり2025」で一般公開します。（<https://bo-sai.city.yokohama.lg.jp/news/archives/114>）

お問合せ先

消防局人事課長 吉岡 信也 Tel 045-334-6404



GREEN×EXPO 2027  
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



# 鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和7年3月  
鶴見警察署 生活安全課  
2月末暫定値

## 1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	不同意性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和7年2月末	1	3	0	0	11	8	0	0	8	72	101	29	0	1	3	14	251
令和6年2月末	0	0	0	0	8	7	0	0	6	89	66	18	1	1	1	20	217
前年比	+1	+3	0	0	+3	+1	0	0	+2	-17	+35	+11	-1	0	+2	-6	+34



## 2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗				乗り物盗				非侵入盗						合計	特殊詐欺 (旧振り込め詐欺)		
	空き巣	忍込み	出店荒し	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き			部品ねらい	その他
令和7年2月末	2	0	3	0	3	8	4	16	52	72	12	0	1	41	9	38	101	7
令和6年2月末	3	0	1	0	2	6	3	5	81	89	2	1	1	29	3	30	66	9
前年比	-1	0	+2	0	+1	+2	+1	+11	-29	-17	+10	-1	0	+12	+6	+8	+35	-2

特殊詐欺被害総額 約1202万円

(※被害額は10,000円単位四捨五入)

### キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパートや電気量販店の店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

### オレオレ詐欺被害… 5人 約 902万円

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

### 預貯金詐欺被害… 2人 約 300万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、保険料の払い戻し名目や、口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

### 還付金詐欺被害… 0人

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

### 架空請求詐欺… 0人

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。パソコン操作中に画面がフリーズするなどし、ウイルス感染の警告メッセージに記載

鶴見警察署公式X (旧Twitter)  
@4339\_police



鶴見警察署  
ホームページQRコード



# 地域安全情報

鶴見警察署  
生活安全課  
防犯少年係

令和7年2月末暫定値

## 町名別窃盗犯発生分析(総数・ひったくり・空き巣・自転車盗の前年対比)

	窃盗犯発生件数			ひったくり			空き巣			自転車盗		
	令和7年 2月末	令和6年 2月末	前年比	令和7年 2月末	令和6年 2月末	前年比	令和7年 2月末	令和6年 2月末	前年比	令和7年 2月末	令和6年 2月末	前年比
総 数	181	161	+20		1	-1	2	1	+1	52	53	-1
朝 日 町	4	1	+3			0			0		1	-1
安 善 町			0			0			0			0
市 場 上 町		2	-2			0			0		2	-2
市 場 下 町	3	1	+2			0			0	1	1	0
市 場 西 中 町			0			0			0			0
市 場 東 中 町	1		+1			0			0	1		+1
市 場 富 士 見 町			0			0			0			0
市 場 大 和 町			0			0			0			0
潮 田 町	5	3	+2			0			0			0
江 ヶ 崎 町	5	3	+2			0			0	1	2	-1
小 野 町		1	-1			0			0			0
梶 山 町	2	4	-2			0			0	1	1	0
上 末 吉 町	1	3	-2			0			0	1	2	-1
上 の 宮 町			0			0			0			0
寛 政 町			0			0			0			0
岸 谷 町	5	1	+4			0			0	1		+1
北 寺 尾 町	7	2	+5		1	-1			0	5		+5
駒 岡 町	13	8	+5			0			0	3	1	+2
栄 町 通	5	1	+4			0			0	1	1	0
汐 入 町	1		+1			0			0			0
獅 子 ヶ 谷 町	4	5	-1			0			0			0
下 野 谷 町	3	3	0			0			0	1	2	-1
尻 手 町	5	11	-6			0		1	-1	1	3	-2
下 末 吉 町	9	3	+6			0	1		+1	5	1	+4
末 広 町			0			0			0			0
菅 沢 町		1	-1			0			0			0
諏 訪 坂 町		1	-1			0			0		1	-1
大 黒 町	2		+2			0			0			0
大 黒 ふ 頭 町		1	-1			0			0		1	-1
大 東 町			0			0			0			0
佃 野 町	2		+2			0			0	1		+1
鶴 見 町	2		+2			0			0			0
鶴 見 中 央 町	33	36	-3			0			0	9	8	+1
寺 谷 町	1		+1			0			0	1		+1
豊 岡 町	16	26	-10			0			0	6	11	-5
仲 通 町	10	5	+5			0			0	2	1	+1
生 麦 町	8	6	+2			0	1		+1	1	1	0
浜 町	2		+2			0			0	1		+1
馬 場 町	1		+1			0			0			0
東 寺 尾 町	3	3	0			0			0		1	-1
東 寺 尾 北 台 町			0			0			0			0
東 寺 尾 中 台 町			0			0			0			0
東 寺 尾 東 台 町			0			0			0			0
平 安 町	6	3	+3			0			0	2	2	0
弁 天 町			0			0			0			0
本 町 通	2	4	-2			0			0		1	-1
三 ッ 池 公 園 町		2	-2			0			0		2	-2
向 井 町	4	1	+3			0			0	2		+2
元 宮 町	4	6	-2			0			0		1	-1
矢 向 町	12	14	-2			0			0	5	6	-1



# 交通事故発生状況

令和7年3月  
鶴見警察署 交通課

2月末概数

## ①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
7年	84	0	6	87	93
6年	84	0	7	86	93
増減数	±0	±0	-1	+1	±0

## ②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
7年	3192	33	3640
6年	3289	13	3806
増減数	-482	+20	-166

## ③管内発生状況 (2月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
7年	38	0	0	41	41
6年	46	0	1	51	52
増減数	-8	±0	-1	-10	-11

令和7年に入り、県内では交通死亡事故が連続発生しています。

特に交差点を通過する際、オートバイが犠牲になる事故が多発しています。

二輪車は車体が小さいため、遠くにいるように見えがちです。

緊張感のある運転を心掛けましょう。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

## ④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
7年	12	8	0	5	6	2	7	44	0
6年	7	12	0	8	2	5	4	44	2

## ⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
7年	9	12	7	12	14	14	16
6年	4	17	7	10	17	14	15

自転車事故多発中！  
ヘルメットを着用しましょう。



## ⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
7年	0	2	0	9	13	10	7	7	9	21	6	0
6年	2	1	3	10	10	6	7	8	14	15	6	2

## ⑦町名別 (区内多発順)

	鶴見中央	上末吉	下末吉
7年	14	7	7
6年	8	4	3

※当月累計の多発順を元に掲載しています。常に発生が多い地区ではありません。

## ⑧事故類型別

	車両単独	車両同士					人対車両		列車
		正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
7年	0	0	19	5	17	23	14	6	0
6年	5	1	25	5	13	22	11	2	0



鶴見警察署  
マスコット  
キャラクター  
かける&まい

## ⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
7年	2	28	26	14
6年	5	21	24	19

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。